

多摩川流域の古代における水田景観の研究

—一条里遺構の分布を手掛かりとする—

1998年

菅野雪雄

武藏野文化協会

目 次

1	研究の目的	1
2	条里地割	4
3	多摩川低地の地形	7
3・1	古代の低地	7
3・2	地形環境の変化	7
4	水田のこと	11
4・1	水稻栽培の発生・発達と日本への伝播	11
4・2	地盤勾配と水田の分布	12
4・3	古代の水田面積と近代の水田面積	14
5	古代田積の意義	18
5・1	現作と荒廃田	18
5・2	古代耕地の荒廃と再開発	19
5・3	収量の時代変化	20
6	条里遺跡、中世の水田・開発	22
6・1	発掘された条里遺跡	22
6・2	中世水田の管理	23
6・3	東国の大治水など	23
7	荏原郡・鶴見川低地の条里遺構	25
7・1	荏原郡	25
7・2	鶴見川低地	32
8	多摩川低地の条里遺構	38
8・1	下流地域	38
8・2	中流部平野	43
8・3	中流地域の用水路	53
8・4	上流地域	58
9	多摩川周辺4郡の水田分布と条里	73
10	まとめ	73
	付録 多摩川周辺、低地・丘陵地・台地の近代水田	77

1 研究の目的

関東地方における水田の古代からの開発状況は文書資料がなく不明で、畿内に比較して辺境の未開発地域と見られている。しかし日本最初（平安初期、930年代）の分類体百科事典、「和名類聚抄」（「和名抄」）に記された古代の日本国内各國の水田面積を昭和4年の値と比較すると（図1・表1）、全国平均で36%だが、関東においては武藏国49%、相模国83%等で、畿内の山城国69%、大和国64%等の値に匹敵し、他の地方の諸國の値よりは高いと云える。この点からは関東は畿内に並び、古代から比較的に水田の開発が進んでいた地域とみなせる。

古代の水田がどの程度まで条里として区画されていたかは不明だが、土地を方格で区画し、すべての土地に番号を付けて土地管理をする方法は実益で優れており、その有利な点が評価され、条里は中世初期まで造成続けられたらしい。ここでは多摩川流域の条里遺構の存在を手がかりとして、当地域における古代・中世初期の開発の状況を調べる。

表1 古代の国別開田率順位

地域	和名抄 A、町	昭和4年 B、町	A/B %	郷数	郷平均田積 町/郷
全国	1035354	2904925	35.6	4024	257
越後	17997	170866	10.5	34	529
日向	5760	47855	12.0	28	206
長門	5524	39086	14.1	40	138
阿波	4097	28006	14.6	46	89
出羽	31331	212424	14.7	71	441
尾張	8185	53295	15.4	69	119
参河	8185	47293	17.3	70	117
薩摩	5760	30647	18.8	35	165
肥前	16680	86865	19.2	44	379
大隅	5760	29453	19.6	37	156
豊後	9000	45212	19.9	47	191
安芸	8829	41634	21.2	63	140
周防	9401	44258	21.2	45	209
土佐	7741	33969	22.8	43	180
陸奥	61728	251461	24.5	178	347
紀伊	8638	34120	25.3	56	154
越中	21491	82279	26.1	42	512
岩見	5862	20913	28.0	37	158
淡路	3181	10985	29.0	17	187
備後	11161	35082	31.8	65	172
美濃	17788	55685	31.9	131	136
出雲	11323	34679	32.7	78	145

越前	14479	43386	33.4	55	263
肥後	28200	80026	35.2	99	285
伊予	16202	45483	35.6	72	225
伊豆	2532	6548	38.7	21	121
伊勢	21757	54686	39.8	94	231
備中	12273	30843	39.8	72	170
<hr/>					
能登	9847	24006	41.0	25	394
播磨	25697	62321	41.2	98	262
筑前	22200	53330	41.6	102	218
豊前	15840	37614	42.1	43	368
筑後	15360	35639	43.1	54	284
和泉	5484	12408	44.2	24	229
隱岐	702	1561	45.0	12	59
下野	36187	77676	46.6	70	517
丹波	12799	27194	47.1	68	188
駿河	10876	22921	47.4	59	184
伊賀	4861	10243	47.5	18	270
美作	13226	27578	48.0	64	207
佐渡	4752	9904	48.0	22	216
壱岐	744	1548	48.1	11	68
下総	31719	64802	48.9	91	349
武藏	42690	86427	49.4	120	356
伯耆	9794	19685	49.8	48	204
若狭	3693	7402	49.9	21	176
加賀	16520	32127	51.4	30	551
備前	15823	30497	51.9	51	310
遠江	16334	31180	52.4	95	172
上総	27416	51594	53.1	76	361
丹後	5707	10720	53.2	35	163
信濃	37091	68756	53.9	67	554
安房	5203	9468	55.0	32	163
摂津	15030	27225	55.2	78	193
讃岐	22377	39416	56.8	90	249
近江	40083	68468	58.5	93	431
河内	13606	23156	58.8	80	170
<hr/>					
常陸	48111	79733	60.3	153	314
大和	21487	33659	63.8	84	256
因幡	9498	13787	68.9	50	190
山城	10754	15491	69.4	78	138
但馬	9067	12910	70.2	58	156
対馬	514	649	79.1	9	57

甲斐	14700	18206	80.7	31	474
相模	13483	16213	83.2	66	204
志摩	149	148	100.5	14	11
上野	37124	34799	106.7	102	364
飛驒	7939	7425	106.9	13	611

A. 和名抄田積値 300歩／反に換算

B. 昭和4年水田面積、日本歴史地理総説古代編 桑原公徳

古代と近代田積の
国別比率

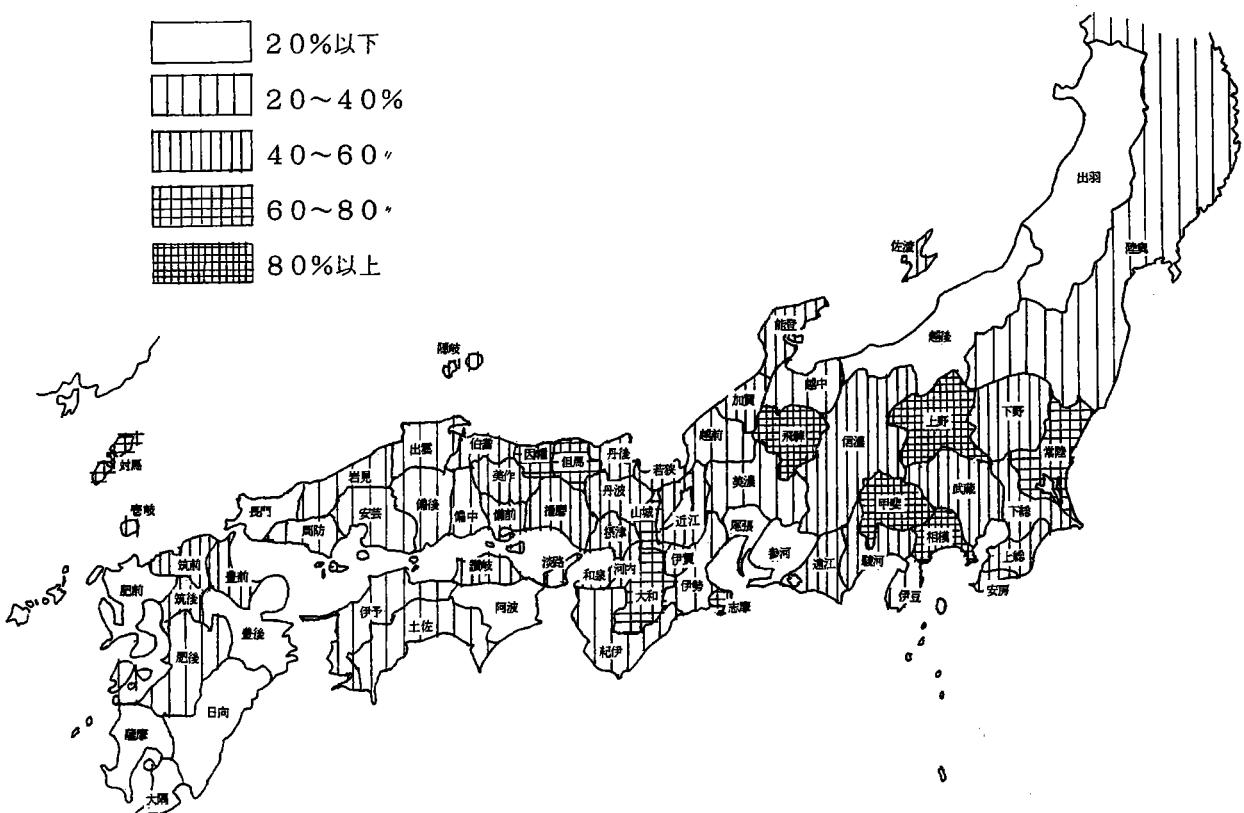
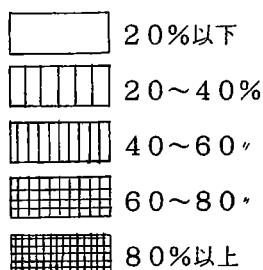


図1 古代日本の国別開田率

和名抄の田積と近代田積の比率の国別比較

2 条里地割

歴史的事柄は地表の特定位置に表れ、現在の景観のなかに多かれ少なかれ、その遺構をとどめる。古代の律令国家を経済的に支え、以後も莊園経営に一つの技術的手段を与えた条里制は、その最も特徴的なものであると言う¹⁾。

条里は、古代から中世の日本で行われた水田の地割区画とその区画呼称法のシステムである（図2）。ある範囲の土地を、直交する6町（1町=109.1m）間隔の直線的大畦畔・水路・道路等で方格に区画し、6町方格の1区画を里と呼び、区画の位置を縦横2次元表示で（横）何条・（縦）何里で表す。里の内部はこれを1町四方区画で36等分し、これによってできる区画を坪と称し、1の坪から36の坪の番号を付けた。坪の位置は何条一何里一何坪で表示できる。坪の内部は10区画程度の土地に分割されているが²⁾、いつも整然と分割されているとは限らない。

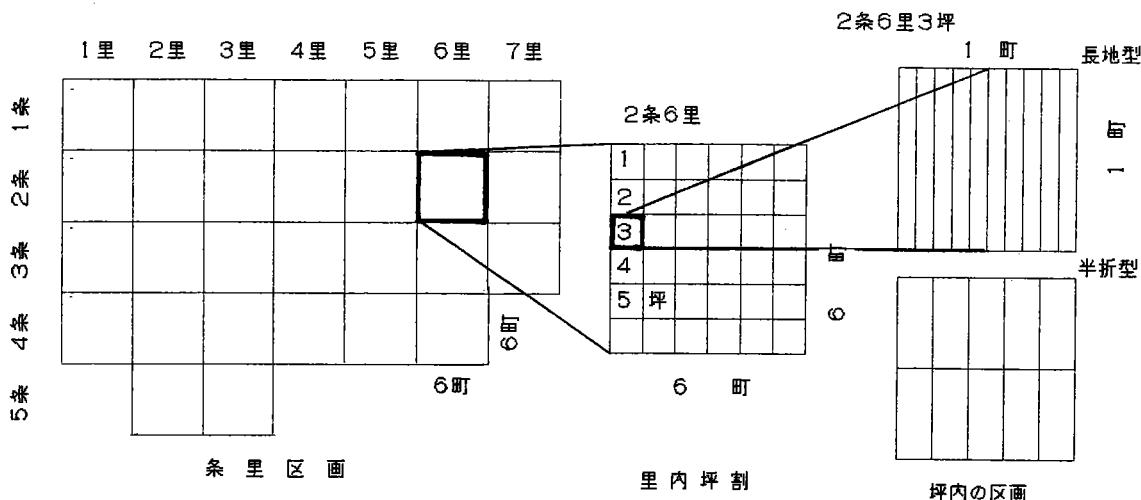


図2 条里地割の形と呼称

条里区画の基本成分は坪区画で、1町方格の構成要素、坪は大畦畔で区画される。

また、広い範囲におよぶ条里地割が全て同一方格線に乗るわけではない事が分かってきた。方格、方位は通常100町程度の範囲でまとまるが、相互には多少の食い違いが存在する土地塊のモザイク構造である事が各地で認められている。かつていわれたような、国または郡単位の方格として計画された条里地割という事は成立しない³⁾。なお、技術的に見て条里水田の用水体系は、灌漑用水の必要性とその受益範囲を明らかに意識した確かな整備計画によって造成がなされたと判断される⁴⁾。

条里制という用語の内容は、a)条里地割、b)条里呼称法、およびc)班田収授法との密接な関連を有する一種の土地制度を示すものとして使用され、それを大宝律令に結び付けて考えられた。このうちc)を除いた、a)条里地割、b)条里呼称法の組合せから成る土地システムを金田草裕は条里プランとよぶ⁵⁾。この完成は8世紀中頃で、10世紀以後はc)の班田収授が行われなくなり、条里制は変質したが、以後もさまざまな土地関係の権利・所有権に等について、その記録・許認可・確認等に際しての土地表示、あるいはそれに伴って生じる権益と負担の範囲を規定する単位として、条里区画を造成しない名目だけの条里区画も含んで、中世末に至るまで重要な役割を果たし続けた。

条里の制は奈良時代以後、近世初頭に始まる近世検地に至るま、日本の土地割の基本となった制度である。この制度に即した土地割は、近畿地方を中心として、南は鹿児島県より、北は青森県に至るまで、日本全土の平地帯に広く、(地割に良好な復原性があったので、長い時間の経過に堪えて) 遺存している⁶⁾。近代では条・里の分界は不明になっているが、古代以降に紛らわしい土地割は出現しなかったので、1町方格⁷⁾、の地割の連なりは条里の遺構として扱って大過ないと考えられている⁸⁾。

条里制がある地域に施行されたと確認するのは、桑原公徳によれば条里地割、地名、坪付文献の存在の3要素が条件とする⁹⁾。しかし、この条件を厳密に適用すれば、条里の範囲はごく狭いものとなる。実際には条里地割や数詞のつく条・里・坪地名が検出されるか、反対に坪付け文書があれば現在地に条里遺構が見出されなくても、条里施行の可能性を考えている¹⁰⁾。

中央から見て僻遠の地である東国の多摩川沿岸地域では、方格地割が存在しても、文献の存在は殆ど望み得ない。それゆえ、厳密に言えば1町方格の地割は条里地割でなく条里様地割として扱う事になる。しかし、以下では条里地割と条里様地割とを特に区別する事なく、常識に従って単に条里地割と称する。また元来の条里地割の根本である1町方格の格子の連なりが近代地割に整然と認め得る例もあれば、近代地割が条里地割から変形してきた残存物か否かに迷う例もある。方格地割から不定形網目までの変形は連続しており、かつ変形の筋道も無数である。条里地割と非条里地割の間に特定の境界は存在しない。

よって、以下の本文では、国内に広く条里地割が施行されていた。その地割が長い年月を経て次第に崩れてきたの前提の下に、「疑わしきは採用せず」という立場もあるが、「疑わしきは採用する」という見方でごく緩く判定する。

日本各地では明治初年の地租改正に伴い村々で、江戸時代末当時の地割状況を簡単な測量具を用いて測量、地番毎の土地区画（地割）と土地、所有・利用を表す、江戸時代の村図よりは正確な地引絵図（地籍図）を作成した。地図は文書に比し表示情報が多く、地籍図は歴史の証言者として貴重な情報源となる。県内全域の旧地籍図を公刊している県もある。従来、地籍図を基本にして、様々な縮尺で土地区画を表現した地図（地割図と言い、地籍図、土地宝典、村全図、郵便地図等がある）が条里地割の調査に用いられた。しかし、当地域では関東大震災や第2次大戦の結果、旧來の地籍図は殆ど失われ、旧時の様子を表す地割図が無いところが多い。東京・横浜付近の土地利用状態の変化の速い所では、「地籍図は次々に書換えられて古い地籍図は廃棄されるので、地籍図による旧状の調査は困難をきわめる」と40年以前に三友国五郎は書いた¹¹⁾。多摩川周辺地域は古くから都市化が進んでおり、遅い所でも昭和40年代には旧時の地割をあらかた喪失している。したがって、わずかに喪失を免れた地割図を探して調査をすすめる。有用な地割図を見出せない所も多い。現状は三友国五郎の時代と比較しても、桁違いに調査環境は悪化している。村図・土地宝典などは公的機関では廃棄されているが、個人宅には相当程度、残存している。

地割図以外に、比較的大縮尺の、旧代の地形を表す明治13年頃に迅速測量法で測量し作図された1／2万迅速測図の原図、明治40年頃発行の正式測量法による1／2万地形図、大正から昭和初期に作成された1／1万地形図、昭和30年代初め東京都で作成した1／1万地形図等も利用する。その他、昭和10年代の旧日本陸軍撮影、昭和20年代初めの米軍撮影の空中写真も参考にした。土地の性質・環境条件等を記録する、国土地理院が昭和30年代に作成した1／2.5万洪水地形分類図（土地条件図の前身）も参考に用いる。

調査対象地域は武蔵国南部、多摩川周辺の荏原郡、多摩郡、橋樹郡、および都筑郡の河川・海岸低地の水田地帯である。

武蔵国の条里研究は芦田伊人の研究に始まる¹²⁾。芦田は明治10年代初期の迅速測図を利用、条里遺構の可能性のある地域を抽出した。南武蔵では荏原郡羽田村の萩中・麹谷、六郷村の町屋（以上、

現東京都) 橋樹郡では高津村の久本・坂戸、橋村の末長・新作、中原村の上小田中・新城・小杉・上丸子、住吉村の木月・市ノ坪・今井・苅宿(現川崎市)、町田村の矢向・江ヶ崎・菅沢、旭村の獅子ヶ谷・師岡・駒岡、都筑郡では都田村の川向・大熊、何れも付近(現横浜市)を挙げている。深谷正秋も条里分布の研究を行い、府中町是政付近、高津町から川崎市中原と東京市蒲田区安方、品川区大崎付近に存在を指摘する¹³⁾。三友国五郎は「関東地方の条里」という総説で前記2者と同様な報告をしているが、可能性の指摘にとどまる¹⁴⁾。柴田孝夫は「地割の歴史地理学的研究」で関東地方の条里、特に武藏国の条里地割を研究しているが、多摩川流域等、武藏南部については都市化による地形改変と資料不足の為に、踏み込んだ結果は報じていない¹⁵⁾。府中市にあった武藏国府周辺の条里遺構は池田文子ら¹⁶⁾、および遠藤吉次¹⁷⁾により、また多摩川下流、川崎市高津区から中原区にかけての条里を菅野雪雄¹⁸⁾が報告している。武藏北部の埼玉県域については、比較的良好な史料の残存¹⁹⁾もあり、地割の遺存も良好で、関東地方の中では比較的多くの報告がある²⁰⁾。

(注)

- 1) 条里制と古代集落の復原、谷岡武雄、「古代郷土史研究法」
(朝倉書店出版1970年発行) 43頁 図書、以下同様
- 2) 条里制の概要と遺構分布、「地方史研究必携」(岩波全書1970) 56
- 3) 金田章裕、条里地割の形態と重層性、
「条里制研究」11巻(1995年発行) 17頁 雑誌、以下同様
- 4) 八賀晋、発掘調査からみた古代水田の土壤環境、「地理」28巻10号(1983) 20
- 5) 金田章裕、国図の条里プランと莊園の条里プラン、
「日本史研究」332号(1990年発行) 1頁 雑誌、以下同様
- 6) 大和条里復原図解説、秋山日出雄、「大和条里復原図」、(吉川弘文館1981) 1
- 7) 坪の単位長は奈良盆地に典型的に存在する遺構の実測によると、100mから120mの間に中央が高い山型で分布し、平均で長さ109mである。条里制、「奈良県史」4(奈良県1987) 101
- 8) 桑原公徳、畿内とその周辺開発、「日本歴史地理総説」古代編(吉川弘文館1975) 55
- 9) 8) に同じ
- 10) 桑原公徳、条里遺構の面積に見た古代の開発、「歴史地理学紀要」5(1963) 79
- 11) 三友国五郎、関東地方の条里、「埼玉大学紀要、社会科学」8(1959) 1
- 12) 芦田伊人、古代武藏における条里の制とその遺跡、「歴史地理」33-1(1919) 31
- 13) 深谷正秋、条里の地理的研究、「社会経済史学」6-4(1936) 66
- 14) 11) に同じ
- 15) 柴田孝夫、「地割の歴史地理学的研究」(古今書院1975) 189
- 16) 池田文子外、条里制と武藏国府、「日本史研究、早大」12(1963) 28
- 17) 遠藤吉次、武藏府中の条里、「府中市立郷土館紀要」3(1977) 93
- 18) 菅野雪雄、二ヶ領用水と条里制水路(下)「武藏野」312(1988) 16
- 19) 武藏国大里郡条里坪付、「平安遺文」9巻-4610号文書
- 20) 埼玉県域の条里についての研究諸報告
村本達郎、関東平野西部の条里遺跡、「埼玉大学紀要、社会科学」8(1959) 23
柴田孝夫、条里の変形についての若干の考察、「人文地理」11-3(1959) 20
柴田孝夫、東京湾奥の地割について、「新地理」17-1(1969) 1
野村康子、埼玉県越谷市の条里、「埼玉研究」21(1971)
柴田孝夫、「地割の歴史地理学的研究」(古今書院1975)
埼玉県、新編埼玉県史、資料編4、(埼玉県1983)

3 多摩川低地の地形

3・1 古代の低地

最後の氷河時代、ウルム氷期（2万年前）には海面が大きく低下し、東京湾は古東京川として浦賀水道で太平洋に流入し、古多摩川はその1支流であった¹⁾。その頃の古多摩川の流路は、現在その遺構を多摩川低地中下流部の地下水脈として辿ることができる²⁾。地下水脈上流部は溝口上流で多摩川の伏流水に連続し、以下、被圧水として地下に潜り低地南部、多摩丘陵の麓を東南流しながら次第に東偏し、鹿島田付近で再び東南に転じ、川崎の海岸線中央付近で海面下に達する。古鶴見川と古呑川は古多摩川の支流だった。氷河時代が終ると海面は上昇し、縄文時代の海面は現在より高くなった。当地域中流部以下は古多摩湾となり、湾奥は最高時には溝口付近に達した。その後、湾奥は海面低下と土砂による埋積で後退していった。3000年前には下丸子・鹿島田・日吉を結ぶ線が海岸線である³⁾。多摩川低地の生い立ちは松島義章が研究し縄文時代の10000年前から4500年前時代にかけての変遷はかなり明らかにしたが、それ以後の年代の海岸線は描けなかったが、蒲田・六郷・大森等の古墳時代以降、奈良時代、平安時代の貝塚や墓地遺跡、砂堆の分布を考慮し、古墳時代には海岸低地は殆ど陸化していたと判断する⁴⁾。

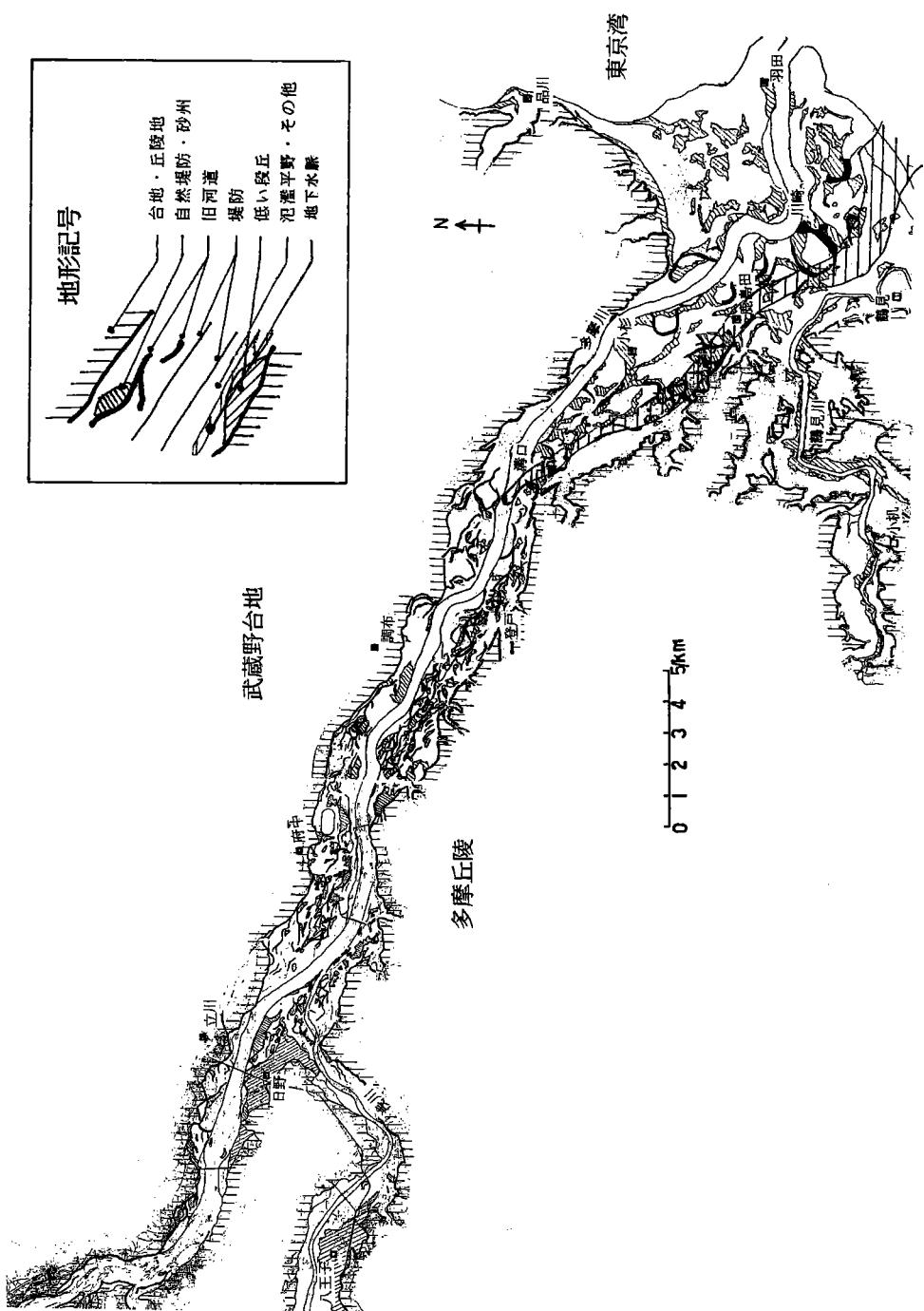
現在、溝口以東の多摩川沿岸平野に残る旧河道と自然堤防の連なりを見ると、溝口から近代の二ヶ領用水川崎堀の位置にほぼ一致する川が存在したように見える。旧河道の一部は宮内の南方で川崎堀域を離れて南下し、多摩丘陵の麓を流れて鶴見川に合流する形跡があり、川崎堀沿いよりも旧河道ははっきりしている。水害予防のために、河川沿岸低地の土地条件を調査した洪水地形分類図（図3 略図、昭和38年発行）により判断する限り、溝口下流の平野で多摩丘陵の裾の流れて江戸湾に達する前代の多摩川の痕跡は見あたらない。

多摩川がいつごろ川崎堀付近を流れていたろうか。旧河道や自然堤防列だけで判断するのは不謹慎であるが、小杉から下流の川崎堀沿いは微高地列は断片的で、旧河道も見あたらない。ごく古い流路の痕跡であろうと考えられる。縄文海進後の海退期のち暫くの間、多摩川では現在に至る時期よりも激しい洪水が連続し、急速に海面を埋め立ててゆき、洪水による砂層面の起伏量は3m余におよんだとされている⁵⁾。その後の現代まで続く穏やかな平地形成に際し、前代の自然堤防の上部が残ったのが、前記の川崎堀沿い微高地列と解釈できよう。したがって、ごく古い河川跡で、歴史時代とは無関係となる。宮内の南から南下する流路、宮内の南から東進して近世以降多摩川に流入する流路が、地形の時間的変遷を考えるとより新しいであろう。

3・2 地形環境の変化

最近1000年程度の間の当地域の地形環境はどのようなものであったろうか。1000年程度の間の地形は基本的には近代の地形とはかけ離れたものでは無かったと考える。現在、多摩川低地に存在する旧河道や自然堤防などの微高地は古代にはどうだったろうか。地形学によると、河岸低地に存在する旧河道や微高地は長い年月の間に形成と消滅を繰り返している。その変動の原因は洪水である。結果は低地の中での微高地や低地の分布の変化である。微高地は水位がその高さを上回る大洪水により消滅し移動する事が起こりうる。微高地の高さを越えない洪水では微高地は移動せず、流路は微高地間の低地の間の移動のみ生じる。数百年に1度のような大洪水で形成された、比高の高い大きな微高地は数百年以上、安定して存続する事が可能である。そのうえ、古墳時代には古墳築造に

図3 多摩川流域低地の地形分類



多摩川低地の微地形のうち旧河道・微高地（一般面から0.5m以上の高さのあるものを図示）および低位段丘を抜き出して表示する。低地で前記諸項目に該当しない部分はほとんどが氾濫平野・谷底平野で、鹿島田から下流側は三角州・海岸平野になっている。その他に埋立地や盛土などの人工改変地がある。元図は国土地理院発行の1/2.5万洪水地形分類図、八王子と東京西南部（1961）（地形記号は特記しない限り他図も共通とする。）

見られるように、既に高い技術力を住民は保有しており、堤防を築いて居住地を安定させる事ができた^{6,7)}。住民は川の侵食作用に対して常に受身であった訳ではない。住民にとっては数十年以上も冠水を免れる土地は、水害の心配が少なく、安心して住み続けられる土地であろう。

多摩丘陵や武蔵野台地に切り込む谷戸も1000年程度の時間長では現在とは殆ど地形の変化はなかったと考えられる。その中を流れる川は蛇行を別にすれば、樋状の谷戸構造により低地の川よりも更に流路が固定的になる。

洪水による多摩川流路の移動は流路の占める面積を変化させるものでは無いので、可耕地面積を変えるものでは無い。水田が作られる場所は地形と水の供給に規定される故、古代の水田適地は近代においても水田適地であると考えてよい。水田適地の面積は古代と近代とで変化は無かった筈である。水田は水田適地に作られる。水田再開発に数年以上かかるとしても、その時間長で考えれば、近代の水田適地の範囲内に古代の水田適地があったと考えられる。

戦国時代中期の1560（永禄4）年当時の、多摩川流路を考える史料に「小田原衆所領役帳」（「役帳」）がある⁸⁾。「役帳」は後北条氏家臣団の名簿の一部で、家臣の所領所在地とその貫高が記載されている。所領所在地の記載はかなり詳しく、一例を挙げると

御馬廻衆

海保新左衛門 22貫400文 稲毛 溝之口

のようである。これは海保新左衛門という武士が稲毛地方の溝之口の所領で22貫500文の貫高を得ていることを表す。この記事により溝之口は稲毛地方に入っていたことが分かる。地名研究で一般になされる仮定、（溝之口と言われるような）村はある区域を占め、家の所在地が時代によって多少移動しても、その村区域内にあり、村そのものの移動は考えないという仮定を採用する。「役帳」に書かれている諸地域は多摩川という大河の本流を境として左岸に江戸・六郷地域があり、右岸に稲毛・小机地域等が位置すると考えてよいから、当時の多摩川の位置の概略を推定できる。

現府中付近では常久と染屋が稲毛に属し、多摩川は両地の北を流れていたのであろう。両地の中世以前の住居は多摩川低地に所在し、江戸時代になって甲州街道が開設されると住居が甲州街道沿いの台地に移動したと伝えられている。狛江市付近では、登戸（多波川北、「役帳」の地域表示）・宿河原（江戸）は駒井と並んで多摩川左岸に位置し、長尾（稲毛）は稲毛地域で多摩川右岸になる。よって、多摩川の本流は新川（通称、行政では二ヶ領本線と呼ばれる）のやや北側、現在の長尾と宿河原の境界の付近にあった事がわかる。室町時代中期応永年間（1406年頃）の現調布市深大寺の僧長弁の著した「私案抄」内の文に、長尾の山上に存在した威光寺について、

当寺者…、麓者大河洗岸、白波引帶

と表現している。当時、山裾からそれほど離れない地点に多摩川の流があったのである。洪水地形分類図（図23）によると長尾と宿河原の境界線上に多摩川の旧河道が存在する。この残存する旧河道の連なりを観察すると、以後、旧河道は多摩丘陵の裾野近くに断続的に見出され、山下、現二ヶ領用水の久地分量樋前後で顕著になり、ついで山裾を離れて東北進して溝之口（稲毛）の北側に至る。1561（永禄4）年に想定されるこの水路は、「新編武蔵風土記稿」（「風土記稿」）橋樹郡溝口村項に記載される、往古の多摩川の流れの状況

往古ハ多磨川大河ニシテ白波岡ノ下ヲ洗ヒ渺々タル流レナレハ今ノ水陸ノ田ハ…（中略）…ソノ後今ノ川崎用水モナリ僅ナル渠ニテ多磨川ノ水分レ入川崎ノ方ヘ流ル当所ハ其溝ノ入口ニ当タルヲ以溝ノロノ名アリト云

に合致する。溝ノ口（稻毛）は右岸で、宮内（小机）、末長（稻毛）等も右岸に位置する。小杉付近では上丸子（小机）、下丸子（小机）が右岸に位置しており、鶴の木（六郷）、安方（江戸）は左岸、平間（稻毛）、戸手（小机）等が右岸になる。最下流、河口近くでは川崎（江戸）、大師河原（江戸）、蒲田（六郷）は左岸になり、江戸の地域内であった。川崎南方の小田（稻毛）、潮田（小机）は右岸に所在する。

溝口の下流側の永禄年間の流路は、ほぼ江戸時代初期、村切り当時の郡境を蛇行しながら流れていって、下丸子部分では村切り時に比してやや蛇行が大きくなつて下丸子村を包み込み、同村を多摩川右岸に位置付けたのであろう。河口近くでは戸手付近から東に向かはず、川崎・大師河原の南、小田・潮田の北を流れている。旧河道や微高地の分布を見ると、戸手の南に南河原を包み込む旧河道があり、流れは旧河道から現多摩川の位置に戻る以前に流路が少しづれて川崎と大師河原の乗る微高地の南側に入り込んで東流し、大師河原村の南で海に出たと考えられる。（図3）

近世の初期の村切りによる村域確定時に、それまでの乱れていた諸郡を整理し、近世の郡境が定まったとされる⁹⁾。荏原郡・多摩郡と橘樹郡の境界は当時の多摩川本流路に沿つて定めたのであろう。それであれば、江戸時代の初めには旧橘樹郡稻田村の菅と中野島は多摩郡に属しているゆえ別にして、登戸以東の郡境は当時の多摩川の主流路を表すと考えてよい。

現在、溝口から下流の平野においては、多摩川の流域の南限は二ヶ領用水川崎堀にほぼ一致する¹⁰⁾。同用水路は多摩川と鶴見川の流域界に水路を有する事になる。古代平瀬川の溝口付近から下流は鶴見川の流域内にある故、平瀬川は川崎堀沿いの古多摩川が無ければ、矢上川を支流とする川として鶴見川に流入していたと考えられる。

近代の観察によると多摩川低地にある古い村落は、いずれも洪水危険度の少ない自然堤防・砂礫堆などの低地の微高地上を占めている。溝口から下流域でも、古い村落の立地条件はおなじである¹¹⁾。明治末の正式地形図に見える、低地の集落はすべて、洪水地形分類図に見える微高地上に立地すると言って過言でない。

さきに、中世の永禄年間に存在した多摩川の旧流路を推定した。その根拠の一部に近年まで存在していた旧河道を利用している。旧河道を多摩川が流れていた当時は、当然、旧河道は連続して旧多摩川となっていた筈であるが、その後の度重なる洪水等で旧河道は殆ど埋積され、旧多摩川の一部が旧河道として痕跡のみをとどめる状態になっていた。

（注）

- 1) 貝塚爽平、古東京川と氷河性海面変化、「東京の自然史」（紀伊国屋書店1966）98
- 2) 永井茂、外、川崎市における地盤の変動と地下水、「工業用水」215（1976）46
- 3) 門村浩、多摩川低地の地形、「地理科学」1（1961）16
- 4) 松島義章、多摩川低地の生い立ち、「史誌」39（1994）51
- 5) 井関弘太郎、弥生時代と古代における稲作の地形環境、「地理」28-10（1983）9
- 6) 福田健司、多摩川中流域での沖積地の開発、「帝京大山梨文化財研報告」7（1996）1795
- 7) 古墳時代の人工堤防、「落川・一の宮遺跡」（読売新聞、1995.12.19、夕刊）
- 8) 杉山博、「小田原衆所領役帳」（近藤出版1969）
- 9) 郡、「国史大辞典」（吉川弘文館1988）；「日本史大辞典」（平凡社1993）
- 10) 多摩川水系図 建設省京浜工事事務所（1969）
- 11) 多摩川低地、「水害予防対策土地条件調査報告書」（国土地理院1963）78

4 水田のこと

4・1 水稻栽培の発生・発達と日本への伝播

考古学の成果によると、水稻栽培は約1万年以前に、中国の長江中下流域、沼地の周辺で水稻稻作農業が発生したとされる。稻作は雑草に対抗して収穫を得る為に発生の当初から育苗、田植、治水、灌漑、施肥、収穫等の一連の総合的な技術と社会性が要求される体系であり、文明の発達を促した¹⁾。米の栽培地域は拡大し、5000年前には、中国で現在、米を栽培している地域の殆ど全域に広がる。栽培技術も、あらゆる環境条件に適合する稻作技術体系が発達した²⁾。

長江流域と縄文時代の日本列島の間には比較的頻繁な交流があったが、水田稻作は伝わらなかつた。水田稻作に適する条件が日本列島に無かったからである。水田稻作が日本列島に伝わったのは約3000年前で、縄文海進の後退後、海面の低下により、稻作に適した低湿地が拡大したことと、中国の春秋戦国時代の動乱を逃れて日本列島に移住してきた難民が、稻作に必要な大量の人手と技術をもたらした故である。日本列島には当初から完成度の高い稻作の技術体系が導入された^{3,4)}。最初は技術が断片的に波及し、稻作の行いやすい、適地が選ばれる。稻作適地は灌漑や排水が容易に行われる場所、沖積平野の低所などであった⁵⁾。日本最初の水田遺跡である福岡県の板付遺跡には既に灌漑用水路と堰が存在し、水田に注排水し、水位を調節する設備が整えられていた⁶⁾。当初から苗代技術を利用した移植農法、湛水・落水制御技術があったのである。雑草の生育が盛んな日本の自然条件を考えると、田植、少なくとも点播による株立てなしに稻作が上陸したとは考えがたい。雑草の生育が旺盛な条件下では、雑草を敷込みによって殺した後にある程度まで生育した苗を植え付け、ゼロから生育する雑草と競争させて、初めて稻に有利な生存競争をさせる事ができる。田植は除草作業にも有利であった。高度の農業技術を利用しないと温暖多雨の環境では雑草の増殖力に負けて、必要な収穫が得られなかった。

当初は要素技術がばらばらに伝り、やがて完成された形で稻作が営まれるようになった。本格的な水田造営の段階である。この段階は、東日本では弥生時代中期後半に始まる⁷⁾。

米作開始の後、人口は急増し、耕地が不足になり、水田選地は多様化し各地形面や地形帯、微地形で営まれる。東日本でも弥生時代中期以降の水田では、土畦、杭や、矢板で補強した畦畔、水路や井堰などの水利施設や農耕具などを伴う、完成された形で稻作が営まれる。弥生時代後期には段丘面でも水田は増加する⁸⁾。

かつて考えられたような、沖積地や谷地の低湿地に若干の造作を加えて水田を営み、人工的と言えるほどの水利施設を造る事なしに畳を蒔くという、日本列島で稻作が自然発生的始まり、技術が向上し、広がったようなものではなかった。八賀晋の論じた地下水位による水田種類の3分類⁹⁾：地下水型（湿田）、表面水型（乾田、要灌漑排水）、中間型、は日本列島における稻作の時間的発達過程を意味せず、稻作の環境的・空間的な適応形態と考えられる。古代から、それぞれの土地の環境条件に応じた種類の水田稻作が行はれていたのである。列島の一部に見られた摘田と呼ばれる直蒔の稻作も、摘田に適した土地柄故に行われた適応と考えられる。生産性の面から、土地改良による乾田化の方向性はあろうか¹⁰⁾。

奈良時代、古事記の高天原神話は、用水溝を埋めた事を須佐之男神の大罪の一に数え、天界から追放した。当時も用水溝を造る事が開田工事の大きな部分を占めていたのである。「常陸國風土記」行方郡条は、最初の水田を谷津出口の芦原地帯を作り、その後、時を経て困難の末、山間地の谷津の上部に水田を開いたと伝える。平地の方が水田の造成が容易であった事の反映であろう。

高橋学は極微地形分析の手法を提案し、古代の土地開発に適用、古代の6世紀から10世紀は全国的に河川平野は平坦な時代で他のどの時代に比較しても最も少ない労力で条里型土地割施行が可能で、灌漑条件についても同様であったとする¹¹⁾。

4・2 地盤勾配と水田の分布

農水省が近年に調査した、「土地利用基盤整備基本調査」¹²⁾の結果によると、県規模の範囲では、水田の立地する地盤の勾配とこれに対応する水田の面積の間に一定の数式で表される統計的関係の在ることが認められる。即ち、水田の立地する地盤の勾配を $1/m$ 、勾配が $1/m$ より大なる水田の総面積を S とし、いくつかの県での $1/m$ と S との関係を図示すると、図4のような関係が得られる。使用可能なデータは m が20、100、300、1000の4点のみでやや少ない。データに合わせて図4に引いた S と m との間の関係直線は a 、 b を県により異なる定数として、

$$\log(S) = a \cdot \log(1/m) + b \quad (\text{式 } 1)$$

の形で表せる。府県での実測データは式1の直線に近く位置し、利用可能な点は少ないが、データは式1の関係をほぼ満たしていると言えよう。 a 、 b の意味は、県の地形分布の特徴を表すと考えられる。

多摩川周辺地域での谷戸田地帯や、多摩川、利根川などの沿岸地帯の地盤の勾配の逆数、 m を調べると、川崎付近で2000、中原で1000、稻田で500、立川で300、青梅で200など、下流地域で1000以上、中流域で数百以上などとなっている。利根川流域では勾配はこの数分の1で、熊谷付近で1000、加須付近で3000などとなる。山間部を流れる多摩川の支流、例えば、平瀬川や三沢川、大栗川では100前後になる。支流から派生する再支流、例えば三沢川の支流沿線の馬場谷や仙谷谷（センゴクヤト）の地盤では30程度である。大河川の支流や再支流の沿岸が文献等にお言及される、典型的な谷戸田地帯である（関東地名物語では鶴見川支流の寺家の谷戸の写真を掲げる¹³⁾）。河川流域諸地点の勾配は図4に挿入してある。

水田面積と水田地盤の勾配の関係から見て取れる事は、勾配の比較的大きい谷戸田地域の水田面積は低勾配である大河川沿岸低地の水田に比し、面積は圧倒的に少ないという事である。中世の水田も、近代に存在した水田の範囲内に存在したと考えられるから、開田率が高い場合、水田の存在は式1に規定される。中世の水田について、大河川沿岸の古代に開発された条里的水田地帯等は荒れてしまい、山間地の谷戸田によって生活が維持されたように読み取れる説がある。ごく狭い範囲で調べればそのような事態は起こり得る事は否定できない。しかし一国全体の規模での耕作放棄・再開発を対象に考えれば話は違ってくる。開発可能な水田面積の点で、この見解を額面通りに受け取る事は困難である。越後国のように開発率が10%台であるような地域では、開発地を選ぶ自由度は大きく、低地の水田をすべて放棄して、米の総生産量を落とさないような規模の水田を山間部で開発できるかも知れない。しかし武蔵国のように古代の水田開発率が50%に達するよう開発が進んでいる状態にあれば、新規の開発場所を任意に選ぶ事はできない。大河川沿岸低地の水田を放棄して、谷戸田地帯を水田に開発するとすれば、水田総面積は大幅に減少せざるを得ず、当然、食料生産高もこれにつれて大きく減少する。食糧総生産高と人口規模とが長い目で見て照応するとの考えによれば、総人口も大きく減少する事になる。国規模での人口の激減が無かったとすれば、古代に開発された条里水田等、中勾配の大河川沿岸低地の水田は、中世にも何とか維持されていたと考えざるを得ない。平地の水田Aを放棄して、荒れている平地の水田Bを開発するやり方によっても開田している水田総面積に変化は生じない。後に触れるように、多摩川程度の大河川の沿岸低地でも、乱流の著しい溝口の上流地域には条里遺構の残存は少ないが、河道が安定し、大洪水による耕地破壊が比較的少なかったと思われる下流地域には広く条里遺構が残存する。遺構地帯の水田は、洪水で一時的に埋没する事があったとしても、洪水は農地の肥沃化もたらし、利点もあったと考えられる。

なお、大河川下流の勾配が数千分の1以下のように小さい土地は、特に排水が困難で、古代は開

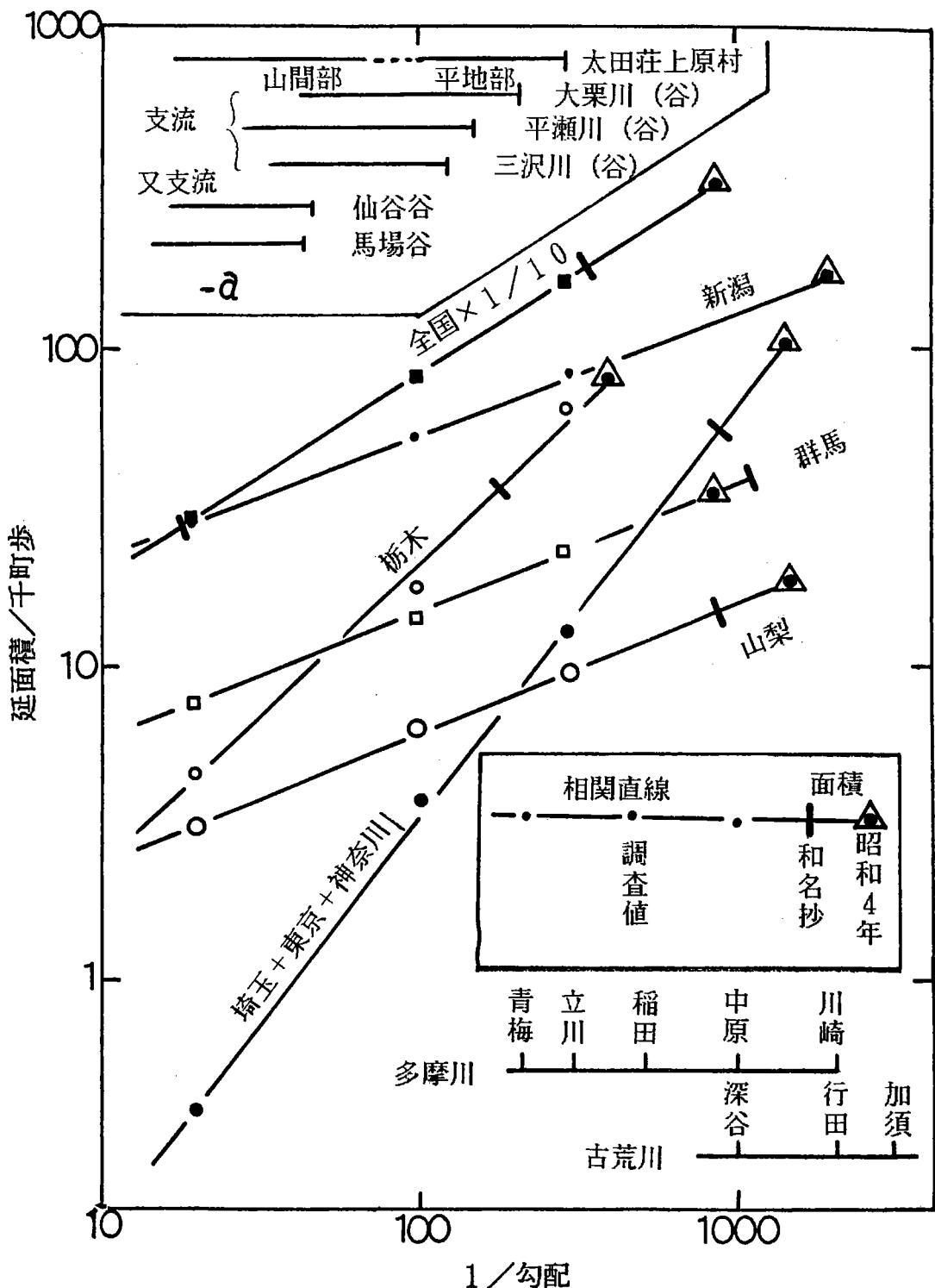


図4 地盤勾配と水田面積の関係

菅野雪雄、稻毛川崎二ヶ領用水と条里制水路、「武藏野」66.1 (1988) 16より再録

発は遅れた地域であったと考えられている¹⁴⁾。古代利根川の最下流部である武藏東部の埼玉郡・足立郡地域は地盤の1／数千と勾配が小で、所々に存在する微高地を除けば、このような面で低開発であったと見られる。

4・3 古代の水田面積と近代の水田面積

水田面積の資料

古代に存在した水田のうちどの程度の割合で条里地割が造成されていたかの研究は無いようであるが、水田が多く存在すればそれに応じて条里地割施行の面積が広かった筈と考えてもよいだろう。古代の史料¹⁵⁾に「元来、条里無き深山の中に…」という表現があり、平野部の水田には条里が施行されていたのが当然という常識があったのだろうか。中世以前、日本国内各地に存在した水田の面積（田積）についての編纂資料がいくつか存在する。それは、「和名抄」、「色葉字類抄」（鎌倉初期迄に成立）、「掌中曆」（保安3年頃成立）、「拾芥抄」（1341年に完成）、「海東諸国記」（朝鮮國で1471年に成立）等である。「和名抄」は平安時代中期の承平年間（931—938年）に源順が勤子内親王の命により撰述したとされる古代の百科事典である。これらの史料に記載された田積は、かつては、その史料の成立した時点の田積を表すものと扱われてきたが、互いに引用するなどの関連があり、この見方は必ずしも成立しない^{16,17)}。「和名抄」の国郡部のデータは源順が民部省に勤めていた時に接した官庁データを利用したと推定されている。では律令政府の保持している田積等の数値にどの程度の確かさがあったろうか。

律令国家財政は中央集権的で、正税帳など地方各國の財政運用の基本帳簿が毎年各國から中央の民部省に送られ検査を受けていた。民部省はこれら帳簿の管理運用を軸として国家財政をその管理下に置き中央へ貢進物の量などを決めた。9、10世紀になると律令国家財政が変質解体し、帳簿類も前年分をそのまま引き写すなど、帳簿の記載と実態との開きが進み、12世紀には中央で、地方の現実に關わらずに作られるようになる。各國は独自に財政運用をし、中央には一定の貢進をすればよいようになった¹⁸⁾。「和名抄」の成立した10世紀初めは、民部省の資料がまだ地方の実態をほぼ反映していた時期である。

それでは、「和名抄」の田積は当時の資料に引用された数値とどの程度、合致していたかの信頼性調査によると、大和国：「和名抄」17905町、「日本後記」808（大同3）年17500余町；讃岐国：「和名抄」18647町、「三代実録」879（元慶3）年18000町等で、「和名抄」記載の田積は諸資料に引用された諸國の値に近い¹⁶⁾。

「和名抄」による古代田積と近代田積との比較

「和名抄」による古代日本内各國の田積と各國の郷数、および国毎の郷平均田積とそれを各國近代の田積と比較が表1である。古代の田積は360歩で1反と規定されているが、田積はすべて近代の定である300歩で1反に換算して表した。近代の値は昭和4年の値¹⁹⁾を利用する。表1では国の配列を古代田積と近代田積比率（開田率と呼ぶ）の大きさの順に配列した。開田率の高い国は古代に比較的開発が進んでいた国と考えられる。全国平均の開田率は35.6%であるが、畿内の大和、山城は60から70%になっており、古代に開発が進んでいた。越後、出羽などは10%台でかなり未開だったと言える。開田率の国別分布を図1に開発率の級別にして図示した。

関東周辺の諸國は、古代にあって、未開辺境の地と印象を持たれているが²⁰⁾、その開田率は上野107、相模83、甲斐81、常陸60、安房55、上総53、下総49各%と全国平均より遥かに高く畿内諸國以上の所もある。その中で武藏も49%に達し、開発は進んでいた国に数え得る。関東諸國は政治の中央から遠く離れており、残存史料は極めて少ないが、開発が進んでいた事は明白である。なお、上野国が107%に達するのは、古代以後、周辺の浅間・榛名等の火山の噴火があり、多くの古代水

田が火山灰に埋没し、近代まで再水田化が為されなかった結果と考えられている。

奈良時代に制定された地方行政制度は国・郡・郷で成立し、郷は郡内の郷戸を50戸単位でほぼ同規模に行政的にまとめたもので、必ずしも地域的なまとまりではないとされる²¹⁾。郷戸は一人の家長を中心に親族のほかに、非血縁者を含む大家族集団である。実例は現在の東京都葛飾区付近に当る、戸数50戸の下総国葛飾郡大嶋郷の721（養老5）1年の戸籍は古代郷の代表例とされる。律令制初期制定の均一的な郷は約200年後の「和名抄」の時代になると、郷は均質な行政的まとまりという面からは変質している。「和名抄」による郷当たりの全国平均水田面積は256町であるが、武藏国の郷平均田積は356町歩となっている。国別の1郷あたり田積は60町から600町歩と甚だしく分散し、均質性は失われ、150から200町付近が多くなっている。各国内の郷の田積には、同程度以上の分散が存在する筈である。

武藏国内部での水田の郡別分布

古代武藏国（葛飾郡を含まず）内の水田面積は42690町歩であった。

古代武藏国の内部で水田はどのように分布していたろうか。郷平均の田積と郷数を用いて郡毎の田積を求める方法が摂津国について行われている²²⁾。この方法は郷田積が一定では無く、信頼性が低いが、次善の策として用いる。明治40年代初期の武藏国諸郡の水田面積は表2のとおりである。資料は明治42年9月、諸県諸郡の水田の灌漑排水に関する農商務省の調査報告である²³⁾。これには東京市の田積は記載されていないので、0として扱う。また明治13年当時の「偵察録」²⁴⁾の政記表の値を用い東多摩郡の水田面積を436町歩と概算、豊多摩郡=東多摩郡+南豊島郡 等の関係を用いて、武藏国諸郡の水田面積を算出した。一方、和名抄に記載された各郡の郷数から、郷毎の田積は平均値に等しいと仮定して各郡の田積を計算した。明治期の郡は和名抄時代の郡の統合・分割を行っている。また各郡域に消長があるようだが、さし当たり変化は無いとして、両期の郡を1対1になるように整理し、比企郡（明治）=比企+横見（和名）のように郡の統合を考慮し、各郡の田積を対比する（表2）。最後列の和名／明治（計算値、%）が両時期の対比である。

武藏国全体では、和名抄時代の田積比率は明治期の54%となるが、郡別に見ると大きな開きがある。例えば久良岐郡は227%で、埼玉郡は7%である。久良岐郡は227%で極端に大きな値を示すが、異常の原因の一つは古代と近代とで郡域に大きな相違があるらしい事である（図5）。古代の久良岐郡は大郡で近代橋樹郡の南部を含み、古代多摩川で荏原郡と接していたと推定されている（古代の武藏国郡想定図²¹⁾）。ここで管轄する郡域は約2倍程になり、227%という、異常で現実には起こり得ない比率の大きさは緩和される。橋樹郡は35%でやや小の値である（日本全国の平均に近い）が、古代の橋樹郡が管轄した範囲は近代橋樹郡よりは郡域が著しく狭く、多摩川の下流右岸に接した小郡であったらしい。したがって、郡域の変化を考慮すると、35%の値はずっと増大する筈である。都筑郡の数値は118%となっている。しかし、古代の都筑郡は現在の多摩市、日野市の一部にまで広がっていたと推定されている。そうであれば、比率の大きさは、相当程度、緩和される事になる。荏原郡の比率は161%と計算されており、きわめて高い。古代の荏原郡は近代東京市の南部を含んでおり、古代にはその地域にも水田が広がっていた筈であるが、表2の近代荏原郡は東京市の南部地域を除外されている。したがって、東京市南部地域に存在したはずの水田を考慮すると、この数値はかなり小になる。なお、荏原郡の郷の推定所在地は蒲田郷、駅家郷、御田郷、荏原郷の位置はある程度諸論が一致しているが、他ははっきりしない。しかしこの郷が海岸平野に所在したと推定されており、この低地帯もかなり開拓が進んでいた事と、久良郡も含めて漁業等の存在を考えるのが順当と言える。多摩郡は58%と出るが、比率の大きさを増減して考えるような手がかりは、日野市・多摩市の一帯が都筑郡に属していたらしい事、近代橋樹郡の北西部が多摩郡に帰属していたらしい事である。しかし、これが比率にどう影響するかは判断しにくい。秩父郡は比率

表2 和名抄時代と明治時代の、郡毎の田積比率

和名郡名	和名郷数	推定田積／町 ^{*)}	明治郡名	明治田積／町	和名／明治／%
久良	8	2846	久良岐	1251	227
都筑	7	2490	都筑	2111	118
多磨	10	3557	多摩	6114	58
橘樹	5	1779	橘樹	5098	35
荏原	9	3201	荏原	1992	161
豊島	7	2490	豊島	2208	113
足立	7	2490	足立	15041	17
新座	2	711	々		
入間	8	2846	入間	6752	42
高麗	2	711	々		
比企	4	1423	比企	5898	24
横見	3	1067	々		
埼玉	5	1779	埼玉	24239	7
大里	4	1423	大里	5459	26
男衾	8	2846	々		
幡羅	8	2846	々		
榛沢	5	1779	々		
児玉	4	1424	児玉	2128	68
那珂	4	1424	々		
賀美	4	1424	々		
秩父	6	2134	秩父	760	281
武藏国合計	120郷	42690		79049	54

武藏国（武藏国（除葛飾郡）、明治42年）

和名町数=42690町 総郷数、120郷 郷平均田積=356町／郷

*）武藏国の国田積42690町を郷数比で各郡に配分する

比率が281%である。古代の秩父郡は農業中心でなく、他の生業が主であった故であろうか。また前代の奥東京湾の跡である足立郡・埼玉郡などの地域では比率がごく小である。原因是、当地の地盤の勾配は1／3000以下で甚だしく小さく、排水の困難な地域であった。微高地が散在して所々に大島郷のように郷が散在しているが、全体としてまだ未開の低湿地が広く残っていたらしい事などである。さらに根本的には郷の規模に大きなばらつきがあった筈だが、これについては、材料がなく判断できない。これらの事を考慮して概略的に言える事は多摩川近傍の諸郡は武藏国平均よりは開発が進んでいたらしいこと。武藏東部は開発が遅れていたらしいことである。

したがって、和名抄に見る田積や郷の分布から判断する開田率から見る限りは、多摩川沿岸の地域には近代の人々が見た水田面積の半分程度以上は、古代にも開発されていたと言えよう。古代の開田率が近代の50%以上だったとすれば、当地方で近代に見られた水田のほとんどが古代にも水田であったとの印象を観察する人に与えると思われる。



古代武藏国郡域



近代武藏国郡域

図5 武藏国内の郡分布図 古代と近代

古代図は「緑区史」、(横浜市緑区、1993) より転載。

(注)

- 1) 厳文明、稲作の起源、「季刊考古学」56(1996.8) 18
- 2) 佐藤洋一郎、ジャポニカの原産地と日本への伝播経路、「考古学ジャーナル」424(1997) 9
- 3) 2) に同じ
- 4) 田崎博之、弥生水田を考える、「考古学ジャーナル」337(1991) 7
- 5) 福沢仁之、稲作の拡大と気候変動、「季刊考古学」56(1996.8) 49
- 6) 都出比呂志、灌漑技術の諸類型とその発達、「日本農耕社会の成立過程」(岩波書店1989) 65
- 7) 外山秀一、日本列島の稲作の始まり、「季刊考古学」56(1996.8) 39
- 8) 7) に同じ
- 9) 八賀晋、古代における水田開発、「日本史研究」96(1968) 1
- 10) 6) に同じ
- 11) 高橋学、古代の地形環境と土地開発・土地利用、「帝京大山梨文化財研報告」7(1996) 21
- 12) わが国農地の現況、「土地利用基盤整備基本調査」(農水省構造改善局1976)
- 13) 山田秀三、「関東地名物語」(草風館1990) 13
- 14) 古島敏雄、「土地に刻まれた歴史」(岩波書店1967) 183
- 15) 1004年、太政官が紀伊国司に下した命令書(平安遺文436)に、「元来無条里深山之中、水湿之便開作山里、俄出条里、…」の表現があり、平地の水田には当然、条里地割が施行されており、山間地も水湿の便により開作して条里地割の造れる広さがあれば、施行したのが、当時の社会常識のように取れる。
- 16) 弥永貞三、諸国の田積資料に関する覚書、「名古屋大学文研究論集」41(1966), 「日本古代社会経済史研究」(岩波書店1980) 351
- 17) 桑原公徳、古代中世の文献田積、「歴史地理研究と都市研究」1(大明堂1978) 139
- 18) 寺内浩、律令制数的支配の崩壊、「日本史研究」388(1994) 4
- 19) 桑原公徳、昭和4年値、「日本歴史地理総説、古代編」(吉川弘文館1975) 65
- 20) 品川区史、181
- 21) 郷の人为的性格：古代の「郷」は、行政に便のため、人为的に住戸を区分けし「郷」としてまとめた。成立時の計画値は、郷戸50戸、口分田として195町、宅地10町、畠45町としたとされる。高重進、「古代村落「里」の計画規模と算定基準、「古代・中世の耕地と村落」、(大明堂1975) 111
- 22) 桑原公徳、条里遺構の面積に見た古代の開発、「歴史地理学紀要」5(1963) 79
- 23) 農商務省農務局、田の灌漑排水に関する状況調査(農務彙纂4、明治42年)
「明治後期産業発達史資料」163(竜溪社1994) 1, 16, 41
- 24) 勘察録、建設省国土地理院蔵、柏書房版マイクロフィルム

5 古代田積の意義

5・1 現作と荒廃田

「和名抄」に記載された田積の数字は：国司が「満作」することを職務上義務付けられ、中央政府に対し租税上納が義務付けられ、租税上納を請け負っていた基本田積であった¹⁾。この基本田積の中には年荒、常荒²⁾などの不耕地が含まれており、意識的に一定期間耕作を放棄しなければならない不安定耕地が多かった。

平安時代には、耕地の地力回復をはかる為や用水不足などによる、休耕や不耕が行われており、

水田と登録され、田積に含まれた田の中に、当時は荒廃田の占める比率がかなり高かった。連年耕作できず、休耕を繰り返す田が多く、「かたあらし」農法と呼ばれる。大和国栄山寺領の例では、放棄期間が短くて2、3年、長い時には10年間も放棄されている。12世紀半、讃岐国善通寺領のある例では

見作（現作）35.2町 年荒 28.3町 河成・常荒 3.0町

で、一つの田が現作→年荒→現作と繰り返されていた。

耕地の状態を全体として考察するならば、現作率が甚だしく低い事、耕地の荒廃と復興の循環がはげしい事、良田が少なく悪田が多い事が指摘されている³⁾。収穫のできる土地は現作田のみであり、これも風・水・虫害等により減収になった。関東地方の例で、この荒地の全耕地に占める割合は、872（貞觀14）年の貞觀寺田地目録によると⁴⁾、全国の所領合計では

熟田 327.7町 荒田 138.3町 未開地 271.6町 島 8町

で、そのうち武藏国内には3ヶ所の所領があり、状況は次の通りであった。

高麗郡	多摩郡	入間郡
山本庄	弓削庄*	広瀬庄
合	9.3町	4.1町 33.5町
熟田	2.2町	1.9町 治田31.5町
荒	7.5町	2.1町 島 1.4町 林 0.5町

* 弓削庄は現在の八王子市由木か青梅市柚木に当てられる。

両地域周辺の水田面積か水田石高を調べる。八王子市由木周辺には充分な水田面積が存在したと見られる。青梅市柚木には充分な水田面積が存在しない。周辺を含めて充分な水田が存在したのだろうか。

「和名抄」の田積数字はそのような田のすべてを含んでいた。平安時代は荒廃耕地の再開発や、耕地の安定化が重要な課題であった⁵⁾。

平安時代の水田の等級は収穫高により上田、中田、下田、下々田に分けられていた。田租は上田（熟田）を基準に掛けられ、大宝令、養老令の規定では田一反（=360歩）につき収穫が稻50束（近代の斗量で米約1石⁶⁾）あるような水田（上田、熟田）を想定し、1反につき稻の二束二把（一束=十把）を納めさせた。水田の等級による差は規定はない。だが、災害による減収を考慮して目標値の7割を徴収すればよいという慣行が行われていた⁷⁾。想定収量に対する租税の比率はごく低く5%に達しない。田には収量の等級があり、また作付が行われていない荒廃田を考慮して田租の率を低くしていたのであろうか。しかし、王朝体制では官物には国司によって加徵が付加され、反別賦課基準額は国司の意のままに変動し、実際はかなり高率になったのである⁸⁾。

5・2 古代耕地の荒廃と再開発

平安時代中期、農民達は古作=公田を耕作することを放棄し、税を逃れるために税が軽減される、荒廃した田の再開発のみを行い、農村の荒廃が深刻になる、傾向が生じた⁹⁾。

平安時代は荒廃耕地の再開発や、耕地の安定化が重要な課題であった。中世には「片あらし」とか「常荒」など作付をしない水田が問題になっていたので、すべてが現作された数字と考えられ、常荒等がなくなった分、実質耕作面積は増大しているという¹⁰⁾。

十世紀以降になると、中央政府より国内の支配を委託された国司は、基準国図登録された公田について「勧農」を行い、公田の「満作」化のために開発・再開発を促進した。こうした開発には、通常三ヶ年の官物免除と雑公事免除などの特典が与えられ、また、その開発のために「私功」「功力」（種子農料などの開発資本）を投下した者を開発地の主（所有者）とする慣習法が12世紀には一般化した¹¹⁾。このころ、律令制でもともと認められていた荒田再興がより広く、より開発者に有利な形で、相続権・処分権まで認められるようになった。「私領」の出現である¹²⁾。

開発領主は私領拡大に様々な方法を併用しているが、1) 公領荒廃地の囲い込み、2) 小名田堵=一般農民の園宅地・小規模な治田の買得・横奪、3) 一郡一郷全体にわたる郡・郷司職等の公権を私権化することによって、それら全体を私領化する、などの形に整理できる¹³⁾。

黒田日出男によると、中世の開発対象は「荒野」と「黒山」であった。「荒野」は十世紀後半になると史料上に突然豊富に見出されるようになる。荒野は開発と関連し、開発対象地を指示するものとして用いられている。これら史料に現れる荒野は完全な未墾地ではない。未墾地のままで用益の対象となる山野河海とは異なる。完全な自然状態ではなく、一度は田畠に耕され、小屋が造られ、住人が生活生産した場であった。種々の原因で無人化し、田畠が荒廃したとする所、それが荒野である。史料が荒野などの言葉を使って荒廃した土地の状況を強調するとしても、それを現実の事態とあるとは受け取れない。荒野と称するのは開発を正当化するための表現と見られる¹⁴⁾。

「そもそも黒山は、これ切り払うを以て主と為し、荒野は、また開発するを以て主と為すこと、世間の常習なり」とされたように、開発することが私領など中世的、土地所有を実現する最も確かな方策であった。また開発正当化の為に「空閑」なる言葉も使われたが、「空閑」とは当時の用例では、用水施設の便があってもなお未開地であるとか、いったん開発されたが荒廃した土地を意味した¹⁵⁾。

これら、従来の中世開発史の研究成果によると、中世の在地領主が所領領主権の不可侵性を主張する根拠を先祖の開発に置いているが、その開発は殆どが過去に耕作された事のない土地を新規に開発したものでは無く、荒廃・現用水田の「再開発」が多く含まれる。前代からの条里制耕地を再開発して自己の所領にしたものが多いであろう。荒廃田でなくても、ある範囲の耕地を荒野と称して自己の所領に囲い込む事も実態であった。

なお、最近中世初期は気候変動（温暖化）により日本全域で農業生産水準が低下し、慢性的農業危機が訪れたとの説が現れた。どの程度実証されて行くかはこれから的问题と思われる¹⁶⁾。

鎌倉幕府の支持基盤となった領主階級、御家人について「沙汰未練書」は「御家人とは往昔以来、開発領主として武家の御下文を賜る人のことなり。」と定義している。この開発の中身は殆どが再開発であったと見られる。

例。

12世紀初めの、鎌倉景正による相模国鎌倉郡大場御厨の開発は、表面上は無主未開の荒野を浮浪人を招き寄せての開発という形式を取っているが、実質は古来の耕地を含みこんだ再開発であり、従来の住人も支配下に編成して行った。国衙に対抗して支配権を安定化するためにこれを伊勢神宮に寄進し大場御厨とした¹⁷⁾。

5・3 収量の時代変化

古代の水田農業は、極端と云ってよいほどの粗放農業である、という見解が存在する¹⁸⁾。中世社会成立期（11、2世紀）の農村は近世以降の農村からは想像できないほど荒涼たる景観を呈してい

た¹⁹⁾と述べる。古代からの水田の米生産力はどの程度変化しているであろうか。ある調査による次の推計が発表されている²⁰⁾。

表3 水田全般の平均反収の時代変化

時 期	年 代	反当収量／石
天平14—延暦4	742—85	0.67 ^{a)}
鎌倉時代	1190—1330	1.08
元禄1年	1688	1.28 ^{b)}
享保—延享	1716—47	1.28 ^{c)}
天保7年	1836	1.28
明治41—大正6年		1.76

(計算基準 玄米反当収量、1反300歩、標準耕)

a) 前に記したとおり、上田の基準収量は反当1.0石であった。

b) 開発の進行中は、年次に伴い新田の増加が著しく、古い新田が熟田化し反収が増加するが、反収の低い新田が付加されるので平均反収は増加せず、見かけ上は殆ど変わらない形になったものと思われる。したがってこれは稲作技術の停滞を意味しない。

c) 江戸時代は地域や農家により変異の幅は大きかった。反当2.5石に達する反収を得ている例もあるが、各地に下田、下々田（多くは低湿田）などが多く、また用水不足田も多く、河川の下流や合流点では洪水が多発し、虫害も頻繁であった。

収量の時代的変化から判断すると、作付した古代の水田が極端と言って良いほどの粗放農業とは言えるだろうか。頭書の見解は荒廃田も含めた全耕地を均して言ったものであろう。しかし、「極端と云ってよいほどの粗放農業」という表現は、耕地を適当にならし、種を蒔いてからは殆ど手入れをせず、成熟を待つという印象を受ける。そのような栽培法では収穫を期待出来なかったに違いない。作付した水田については当時の農民が肥料等が殆どない状況で雑草、害虫、病気と戦いながら嘗々と収穫に努力を重ねている様が見て取れよう。

（注）

1) 黒田日出男、私領と開発領主、「日本中世開発史の研究」（校倉書房1984）31

2) 年荒、常荒 年荒は荒廃3年以下の田を表す用語で、帳簿に載せ中央政府に報告した。常荒は荒廃3年以上の田を表し、作人の耕作権が消滅する。春に種を蒔いた田は荒田にいれないで、収穫が少ない場合、損田に数える。

荒廃の原因がいくつか挙げられている。

1、自然的災害：洪水埋積、河道変化で給排水関係の変化、疫病の流行等。

2、荒廃田の発生の1原因が低い農業技術にあった。

3、政治的・社会的原因：具体的な内容は不明だが、この時代、技術は漸次向上したが、政治的・社会的関係で、農村の生産性を強く停滞、後退させたと考える。

弥永貞三、荒廃田、「日本古代社会経済史研究」（岩波書店1980）90

3) 戸田芳実、中世初期農業の一特質；荒廃と開墾、「日本領主制成立史の研究」（岩波書店1968）168;197

4) 東京都古代中世古文書金石文集成 第1巻 古文書編 1-30（角川書店1993）

- 5) 福留照尚、耕地の発展（中世の農業）、「体系日本史双書、産業史1」（山川出版1976）300
- 6) 古代の産業 農業、「神奈川県史通史編1」（神奈川県1981）198
- 7) 宮原武夫、収租定率法の成立、「日本古代の国家と農民」（法大出版1973）23
- 8) 坂本賞三、前期王朝国家の収取体系、「日本王朝国家体制論」（東大出版1972）164
- 9) 永原慶二、私領と開発領主、「日本の中世社会」（岩波書店1974）45
- 10) 福留照尚、耕地の発展（中世の農業）、「体系日本史双書、産業史1」（山川出版1976）300
- 11) 1)と同じ 11
- 12) 永原慶二、私領の形成、「日本の中世社会」（岩波書店1968）60
- 13) 永原慶二、開発領主の登場、「日本の中世社会」（岩波書店1974）64
- 14) 黒田日出男、私領と開発領主、「日本中世開発史の研究」（校倉書房1984）11
- 15) 島田次郎、根本領主の開発、「日本中世の領主制と村落、下」（吉川弘文館1986）17
- 16) 西谷地晴美、中世前期の温暖化と慢性的農業危機、「民衆史研究」55（1998）5
- 17) 神奈川県史 通史編 古代 379
- 18) 竹内理三、古代の開発、「古代の日本、1」（角川書店1992）188
- 19) 小山靖憲、初期中世村落の構造と役割、「中世村落と莊園絵図」（東大出版1987）156
- 20) 嵐嘉一、米の反当収量と品質の動き、「近世稻作技術史」（農山漁村文協1975）83

6 条里遺跡、中世の水田・開発

6・1 発掘された条里遺跡

地上に存在する条里遺構は、前代に存在した条里の影響を受けて形成された現代（近代）の地上構造物であり、あくまでも歴史的な条里遺跡ではない。畿内における地下条里遺跡の考古学的発掘の成果¹⁾によると条里遺跡の年代は7世紀後半に遡る例もある。しかし多くの発掘例では、現条里遺構の下に眠る多くの条里遺跡の年代は鎌倉時代か、平安時代までしか遡らない。初期の条里遺跡は平地全般には広がっておらず、断片的な施行だった。8世紀から9世紀の遺構は少ない。発掘調査によると、大畦畔や水路が連続的に存在するとは限らず、部分破壊での部分残存も多い。埋没大畦畔の多くは現坪境に一致し、埋積しても復原性はよいが、坪内の小畦畔の復原性は良くない。

大阪市城山条里遺跡では7層の水田遺構が発掘され、7世紀中葉の第1期は大小の畦畔が地形に応じて配置され、第2期は7世紀末で畦畔は地形に関係なく東西南北に直線的に伸び、ほぼ完全な条里様地割をなし、1町間隔の大畦畔が形成された。地割は洪積段丘から沖積平野にかけて広大な水田地帯が広がった。

畿内の条里遺跡を通観すると、古墳時代頃は土地の地形に応じた畦畔をなした。7世紀新開発の水田は、地形とあまり合致しない条里地割となった。8、9世紀の村は条里地帯に立地していても、建築の方向は一般に条里地割に合致しない。10世紀には条里遺跡が漸増の傾向にあり、新しく出現する村の柱、塀、溝等の方向が条里地割の方向に揃って来る。これは条里村落の出現と解釈されている。13世紀頃には条里地割がかなりの勢いで拡大していった。

現存の大和平野の条里遺跡は鎌倉時代以降のものが殆どで、条里遺跡で平安時代前半から中ごろを遡るものはない。現在の条里遺構は一般に12—3世紀頃の土地開発に伴う条里地割を踏襲している。条里地割の内部に残っていた広い未耕地にも12世紀末から13世紀に水田と畑の拡大が認められる。条里地割は遅くとも鎌倉時代頃までには施行を終えた。その結果、畿内の平野部においては狭小な谷地形やや強度の湿地、あるいは砂地のように水田に適しない土地などを除くと大半が耕地化され、条里地割を中心とした耕地が広がった。古代には、洪水によって水田が埋没した場合、旧状

に復興することは少く、概ね他の場所を耕地にした。中世になると土地境界を試掘確認して殆ど旧状とおりに坪境を復原している。

古代に開発された水田でも近代まで中断なく使用され続けていると、遺跡と見なすことはできないだろう。遺跡として発見される為には、過去のある時点で洪水や噴火により水田が埋没し、新地表面に新しく別層の水田が造成される必要がある。

条里の基本である、坪の方格の長さにはばらつきがある、地表の条里遺構とは一致しない埋没条里地割がある、等の実態がある。方格の長さや坪内の小畦畔の間隔にはあまりこだわらず、およそ109m前後の方形区画の水田を、当面、条里形地割とする²⁾。

関東での条里遺跡の発掘は熊谷市東別府条里、館山市江田条里、高崎市日高条里などで行はれている。市原市は上総国府が置かれた場所で、市周辺の沖積低地、現代水田の下に4層の水田遺跡（近世、中世、古代末期、奈良時代以前）が存在し、近世から古代までの大畦畔、小畦畔が見出されている。坪境の大畦畔は幅が3mで、水路も伴っており、時代による位置のずれは1m以下であった³⁾。全般に関東では地表の条里遺構同様、地下の条里遺跡の研究も畿内のようには進んでいない。しかし、考古学的に見ても関東地方の条里発達は畿内に準じたものと推測される、すなはち、条里は奈良時代から13世紀頃まで造成され続けたろうと考えて大きな誤りは無いであろう。

6・2 中世水田の管理

古代以来継続してきた、条里型水田の造成は畿内考古学の成果によると、12、3世紀に最盛期に達した。古代には律令政府の下で開発された条里耕地は、古代末から中世には中央政府の力によらず、国衙を活動拠点とした在地領主や荘園領主の力によって条里様耕地の造成を行はれたと考えられる。条里水田に供給する用水の維持・管理は規模も大きくなり、重要性を増した事であろう。古代以降、広範囲を灌漑した井堰等の用水路は律令制の弛緩した後、その灌漑範囲がいくつかの私領に分割された後でも、基本的には各私領は協力して、用水路の維持に努めたものと想像される。用水構造が崩壊すれば、どの私領も存続基盤が消滅せざるを得ない。大規模な沖積低地の開発や、多数の荘園にまたがる再開発等の場合は、それに応じた大河川での築堤・灌漑施設工事等が必要になる。9・10世紀以降、律令政府の管理・統制がゆるむと、公的負担は国衙から私的な荘園・所領に割り当てられるようになる。

例、1122年東寺領伊勢国大國荘では、前年の洪水被害による50丈（150m）の堤防修復は大國荘負担分が20丈で残余は隣接の他荘園の負担だと主張している⁴⁾。1200年美濃国大井荘で揖斐川の笠縫堤の修理について、「およそ流末を懸け、用水を請わざる所の庄々は、皆便宜によって、往昔以来所々の井堤役を勤仕する所なり」と当時の一般慣行を主張する⁵⁾。灌漑施設の修築等は、これを共用する上・下流の諸荘園等の協力なくしては不可能であった⁶⁾。国衙自身が個々の荘園等の利害を越えて用水路の統制も行っている。1160年当時、紀伊国の紀ノ川流域500余町歩を灌漑する綾井堰用水の取水堰が破損した際、国衙は水路沿いの荘園の反対を退けて新取水路を開設し灌漑を維持している⁷⁾。

6・3 東国の開発・治水

畿内周辺と異なり、東国での条里等の再開発と見られる研究は多くないが上野国新田荘の空閑の郷々の開発、や常陸国真壁郡の条里再開発⁸⁾、武藏国熊谷郷の条里再開発⁹⁾等がそれに当たるとみられる。

武藏北部の大里郡については1030年頃の条里坪付けを示すとされる「武藏国大里郡坪付」資料が残されている¹⁰⁾。条里内の総田数の割合、耕地化率は38%であった。田数の一部は水田でない菱田に変わっている。耕地→不安定耕地化→荒廃田化→湿地化の傾向があった。熊谷郷恒正名は大里郡

にあり、熊谷氏の同族、久下氏が元来の領主で、一族になった熊谷氏に譲ったとされる。熊谷郷は武蔵国に勢力を有する在庁官人、久下氏の勢力を背景として開発して熊谷氏の名字の地となった。熊谷郷恒正名は大里郡の条里の一部であった見られる。1220年熊谷郷内恒正名名寄帳¹¹⁾によると、

総田数は15.4町、不作田0.7町、除田2.8町、現作田11.9

等とある。除田の内訳は書かれていてない。下記の名寄帳に記された数表表現は所領の水田を条里的坪位置に対応させ、その位置の所有田積を反で表現しているものと見られる。

4	8.3	単位反		
5				
2.5	2.6			
2.7	4	10	10	
10	10	4	10	
7	0	7	10	

各分画は条里の1坪の位置をあらわす

坪内水田面積は0から10反の範囲に存在する。坪の総面積は1町（10反）である。総区画は $6 \times 4 = 24$ で総面積は24町としている。（この表で空白部分を田積0の区画としているが、疑問が残る。他領主の所領の可能性がある。）この場合、耕地化率は64%となる。熊谷氏は11世紀初頭に38%であった耕作地化率を再開発により13世紀初期で64%に高めたのである¹²⁾。

鎌倉幕府は東国、特に武蔵の開発に力を注ぎ、大きな工事を行った。鎌倉幕府の記録、「吾妻鏡」には1194（建久五）年11月、武蔵国太田荘の堤の修理、1232（貞永元）年大破した武蔵国権沼堤修理が等が記録されている。国内の莊園・公領の区別なく動員されて工事にあたった。

同時期、1304年頃、多摩川の分陪河原の堤防工事も為されている。

武蔵国留守所代連署書状、府内分陪河防事、嘉元2（1304）年7月16日

去4月以前可令修固之由、被仰下候了、而市尾所課分、以定使度々令申候之処…

謹上 市尾入道殿

これは分陪堤防の工事分担金を滞納している（都筑郡の）市尾入道への納入督促状で、多摩川堤の修理が、武蔵国衙の命令で行われている¹³⁾。即ち、国衙を拠点に領主層の共同行動がなされていたといえる。

鎌倉時代の仏教説話集「発心集」に入間川の堤防の記事がある¹⁴⁾。旧入間川流域に周堤を巡らしていた田畠と村落が存在し、それが洪水に襲われたことが内容である。この洪水は吾妻鏡の1212（建暦2）年5月27日に関連するとされる。荒川に堤を築き、川に用水堰を設けていた¹⁵⁾。

なお、後北条時代にも、年貢額算定に際し治水・利水用の税額控除として、堤免・井料がある。郷ごとの控除額は一定でないが、足立郡原宿1貫文¹⁶⁾、葛飾郡金野井本郷（庄和町、野田市）2貫文¹⁷⁾、三保谷郷（川島町）3貫文¹⁸⁾、等であった。

多摩川流域については多摩川の水を用水として用いる開発が行われた。1241（正嘉元）年10月、幕府は武蔵野の水田開発を決定し、多摩河を堀り通して、堰上げし、その流れを武蔵野に出し、水田を開く事を計画し、水利工事に長じた栢間・多賀谷・恒富の諸人に奉行させ工事を行った（吾妻鏡）。工事の行われた場所、結果を示す史料は見つかっていない¹⁹⁾。

(注)

- 1) 広瀬和雄、畿内の条里地割、考古学的手法の現状と課題「考古学ジャーナル」310 (1989) 2
- 2) 大野薫、河内平野の古代中世条里遺構、「ヒストリア」145 (1994) 104
- 3) 大谷弘幸、外、関東の条里、「考古学ジャーナル」310 (1989) 10
- 4) 平安遺文1950, 1959
- 5) 鎌倉遺文1137
- 6) 島田次郎、莊園領主の開発、「日本中世の領主制と村落、下」(吉川弘文館1986) 24
- 7) 大山喬平、中世における灌漑と開発、「日本中世農村史の研究」(岩波書店1978) 222
- 8) 小山靖憲、東国における領主制と村落、「中世村落と莊園絵図」(東大出版1987) 81
- 9) 鈴木哲雄、武藏国熊谷郷における領主と農民、「地方史研究」163 (1980) 43
- 10) 武藏国大里郡条里坪付、「新編埼玉県史資料編4 古代」No. 1882
- 11) 「新編埼玉県史資料編5 中世1」 No. 36
- 12) 鈴木哲雄、武藏国熊谷郷における領主と農民、「地方史研究」163 (1980) 43
- 13) 「新編埼玉県史資料編5 中世1」 No. 168
- 14) 入間川沈水のこと、「発心集」(清文堂1985) 107
- 15) 「新編埼玉県史資料編6 中世2」 No. 1040
- 16) 「新編埼玉県史資料編6 中世2」 No. 510
- 17) 「新編埼玉県史資料編6 中世2」 No. 1351
- 18) 「新編埼玉県史資料編6 中世2」 No. 951
- 19) 鎌倉幕府の武藏国経営、「新編埼玉県史通史編2、中世」133

7 荘原郡・鶴見川低地の条里遺構

7・1 荘原郡

ア) 概要

荘原郡に存在した条里遺構は芦田伊人、深谷正秋が言及している。芦田は明治13年頃測量され明治20年代に刊行された1／2万迅速測図を調べ、羽田村萩中、麹谷、六郷村町屋付近に存在したとする。深谷は陸地測量部の地形図、一部は村の字図等を併用して分布を調べ、蒲田区安方町、品川区下大崎に認めている。柴田孝夫は条里遺構の分布は予想するが、資料不足で、港区三田付近（古代の御田郷所在地）を挙げるのみである。

前に見たように、「和名抄」の時代、荘原郡には蒲田、田本、満田、荘原、覚志、御田、木田、桜田、駅家の9郷が存在した。明治末年の多摩川沿岸諸郡の町村は図6の様になり、和名抄時代の郷の位置で確かな者を同図に記入してある。

表2にあるように、荘原郡について単純に近代と和名抄時代の田積を比較すると、和名抄時代の荘原郡田積は明治時代の1.6倍という数字がでる。前に記したようにこの値は低い方に修正され得るが、やはり大きい数字である。蒲田郷が漁労を中心とした郷であった、等、農業以外の生業も考えられるが、荘原郡には多数の郷が存在するので水田の開発は相当程度、進んでいたと考えられる。和名抄のように全域ではないが、荘原郡に古代から中世にかけて地名、郷名等には、荘原郡大杜・永富郷（近世の大森村相当（括弧内以下同））、桐井村（桐谷村）、堤郷（堤方村）、不入読村（不入斗村）等が史料に現れる。中世初期の荘原郡に勢力を持った大井氏や品川氏等の勢力基盤にこれらの水田があったであろう。品川区内の平地には古代中世の遺跡で発掘成果のあるものはほとんど無い。

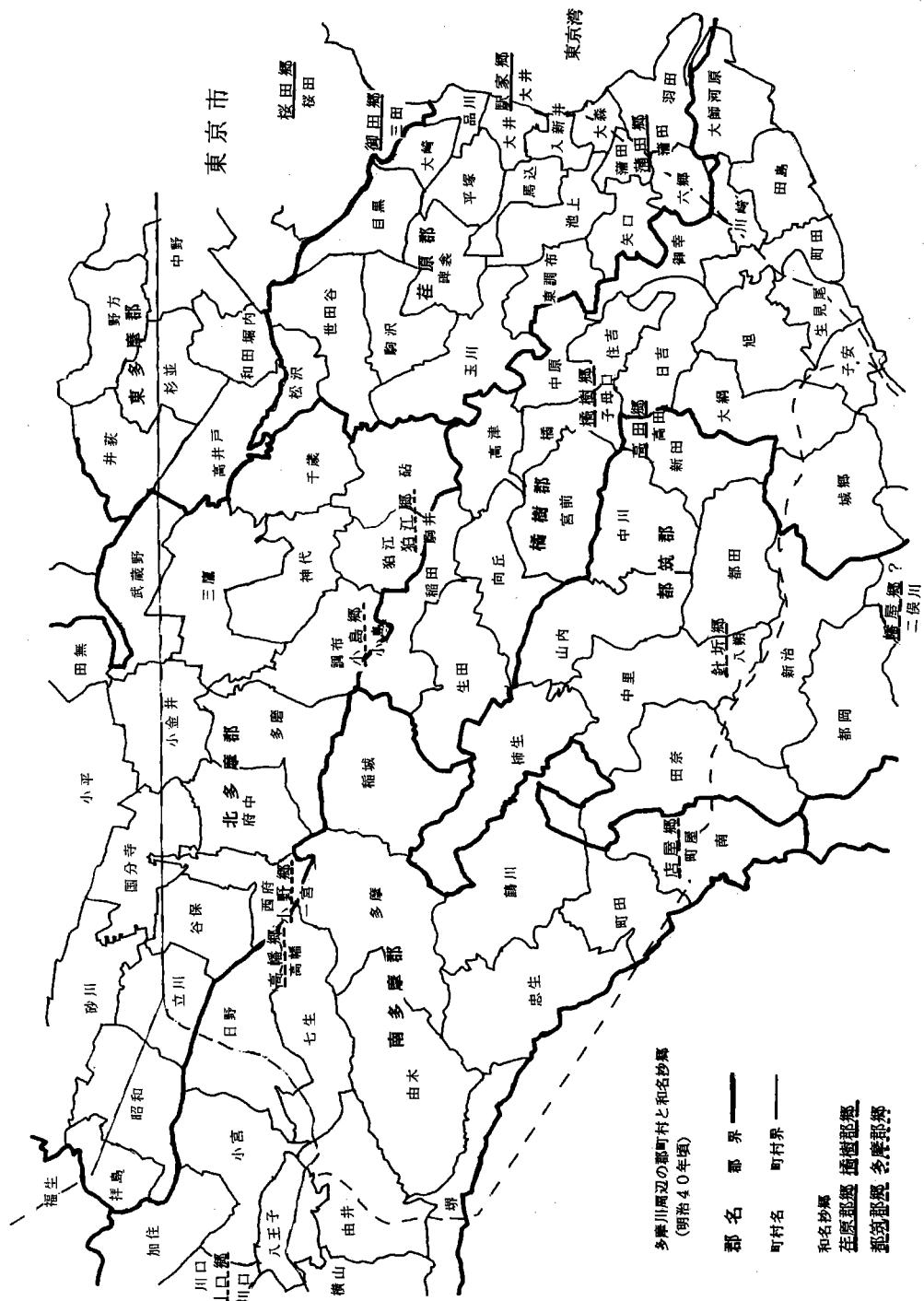


図 6 多摩川周辺諸郡の町村と和名抄の郷

和名抄郷の位置は定説にて、相當区域を記入した。東多摩郡は當時在住する都市村界は明治40年頃の正式図による。

定説の無い郷は記載せず。桜田郷、御田郷、和名抄の時代は荏原郡内であった。

イ) 目黒川流域

図7、明治40年頃の地割図（郵便地図）によると荏原郡内の条里遺構は目黒川流域左岸の下大崎と北品川宿の境界付近に認められ、形がやや崩れながら上流側に連なる。また右岸の南品川宿の一部にも東西に広がって存在する。左岸条里様水田の江戸時代の主な用水源は玉川上水の分水、三田用水であった。右岸条里様水田の用水源はやはり玉川上水分水の品川用水である。「風土記稿」上大崎村の項に「南の方目黒川の辺は平地にして水田を開けり」と記載しているが、水源については触れていない。下大崎村の項では、「西南は打ち開け水田おおし」とある。用水については三田用水を挙げ、宝塔寺下垣樋から（三田）用水を引き入れていると記しているが、目黒川を用水に利用しているとは書っていない。山の手台地東部を流れる目黒川は谷底の幅300～500mの底の平らな樋状の開析谷で、北側は高さ約20mの切り立った谷底になっている。低地は水田に利用されている¹⁾。谷底左岸に位置する水田の灌漑には堰を用いて目黒川から用水を引くか、周辺の台地の縁から涌き出る水を使うか、あるいは三田用水を利用するかである。江戸時代の条里遺構区域の用水源は三田用水であった。三田用水の無い時代は、目黒川が水源の集水面積が比較的広く、多少の流水量はあったであろうから、一番たよりになったと思われる。

目黒川や立会川、呑川等、荏原郡内を流れる川に堰の存在を示す史料の少ない。しかし、用水を記録する事を目的とする資料では無い、地誌や村誌の類が堰や用水についてその全てを書き上げるとは期待できない。著名な者のみを対象に限定しているであろう。地誌類に記載がなくて堰の存在する例を挙げると、多摩川の支流、三沢川には、稻城市矢野口から川崎市菅に入つて新川（川崎市役所では二ヶ領用水本川と呼ぶ。地名では通称の方に意味があるので通称を用いる）に合流するまでに、菅内に数カ所の堰が存在し、灌漑に利用していた。上流側から長松寺堰、宮下堰、まきめ堰などである。新川にも幾多の堰が存在した。登戸の周辺では一本垣堰、紺屋前堰、榎戸堰などがあるが、新編武蔵風土記稿等には記入が無い。また多摩市²⁾、稻城市³⁾や、日野市⁴⁾など地域内の用水路を詳細に調べている所では地域内に大小多数の用水路と堰の存在を調査報告に記録しているが、「風土記稿」や村明細帳の類には殆ど記載がない。

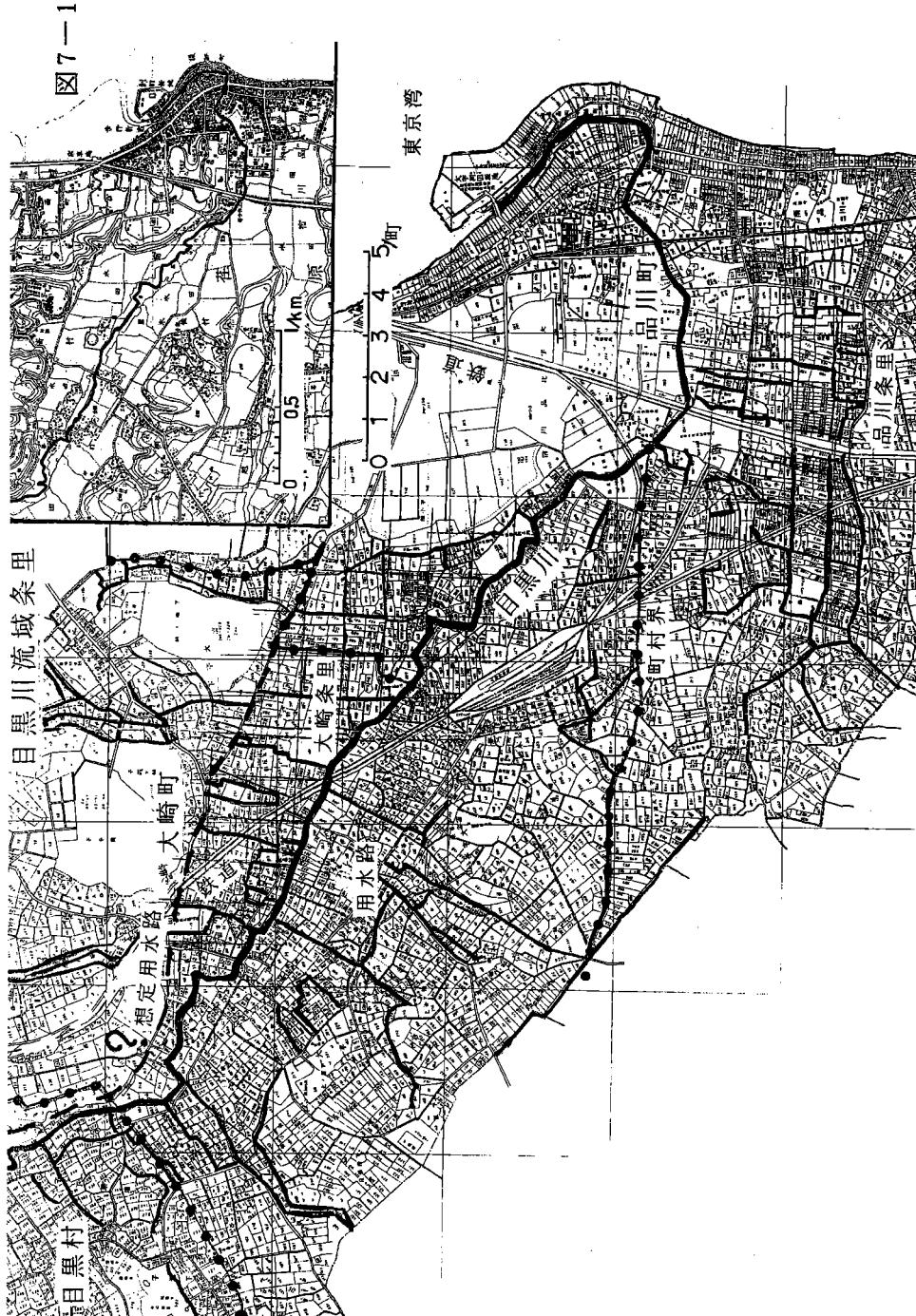
目黒川水系についても、事情は似たようなものと思われる。全ての取水堰や用水路を地誌類に記載したとは期待出来ない。目黒川の周辺にも多くの水田が存在する。目黒川は上流の北沢川と烏山川が池尻で合流、目黒川となって品川で海に入る。上流部は源流部に江戸時代以降、玉川上水を取り入れ、灌漑用水の北沢分水（旧松沢村・世田谷村が灌漑域）、烏山分水（旧千歳村・世田谷村）であった。三田分水は目黒川左岸地域（旧品川町、大崎町、目黒町、世田谷町等）、品川用水は目黒川右岸地域（旧品川町、大崎町、荏原町、大井町、入新井町）の灌漑用水として利用されていた。明治40年頃に発行された1/5000郵便地図（地割図）の目黒村、品川町・大崎町には目黒川左岸に断続的だが用水路の記載がある。目黒川下流左岸のほとんどは三田分水の灌漑区域になっている。左岸的一部分に目黒川と蛇崩川との合流点付近から取水（堰の記載は無い）するらしい用水路が断続的に存在する。郵便地図は用水路を表すのが目的で作成された地図では無い故、用水関係の事項が細大漏らさず記入されてはいないが、河川や道路、地割など土地利用状況の表現を重視する地図で、用水路が比較的良く表現されている。

「和名抄」の時代には、三田用水も品川用水も無かったので、周囲の台地からの湧水や天水を頼る外に、水量が不安定で少ないと考えられる目黒川から取水する用水も存在したと考えたい。水は上流から順に用水、排水、用水と転換し、排水を下流域の用水源とできるなど、再利用を繰り返せるので、同一水量の水で広い面積の水田が維持可能である。用水源の乏しい土地であるから、再利用の努力はなされた事であろう。玉川上水の分水開削以後は、当地域では不安定な目黒川水系の用水よりは玉川上水の分水が利用されるようになったと考えられる。

一般的に言って、近年は集水域の狭い小河川にも、東京や大都市の近郊では常にある程度の水流

1／5千郵便地図を利用。想定用水路とあるのは目黒村内にあつらうい用水路が大崎条里を灌漑する事の可能な用水路の位置を想定したもの。大崎条里は目黒川下流左岸にあり、東部は比較的形が整っているが西部は次第に崩れてゆく。水源は目黒村内部の用水路に接続する。品川宿西南方、目黒川右岸に菱型に変形が見える。該当地域の原図を添えた（図7—1）。原図では大崎条里が認められるが、品川条里は検出できない。

図7 目黒川下流の条里遺構



がある。これは小河川沿岸に多数居住する家々の生活排水を受け入れているからである。近代以前にはそのような事はなかった。集水域が狭いので、雨が降った後しばらくはある程度の水流はあるが、常には有るか無きかのささやかな流れとなる。小金井を水源地とする仙川は、普段は小金井付近では水がなかった。雨が降ったときだけ雨水を排出する水が流れた。国分寺市内の池を水源とする野川はハケからの湧水を集めた水流である。それでも通常の水量の多くは玉川上水の諸分水の流末を受けて水源としていた。野川を通じて六郷用水は玉川上水と結ばれおり、六郷用水の水不足を玉川上水で補う事もあった⁵⁾。多摩川水系三沢川の菅での普段の水量は僅かであったので、大丸用水から清水川を用いて用水を三沢川に導入し、三沢川を用水堀として利用、下流地域の菅東部や生田の灌漑用水に利用している。

目黒川下流部右岸の南品川宿にも図7に示すように、狭い範囲で条里地割が認め得る。

当条里区域の土地条件は目黒川下流部の氾濫平野である。

ウ) 荘原郡南部

従来の研究で荘原郡に存在した条里遺構存在地域として羽田村萩中、麹谷、六郷村町屋付近、安方町付近を挙げる。利用した地図は迅速測図や正式測量地形図であった。

芦田伊人：羽田村萩中、麹谷、六郷村町屋付近

深谷正秋：蒲田区安方町

しかし、明治時代の1/2万迅速測図原図や1/2万正式測量図を観察しても、この区域には目黒川沿岸のように、比較的明瞭な条里遺構は見あたらない。羽田・六郷村の地域も存在は不明である。ただ、前述のとおり古代の荘原郡域には水田が多く存在した可能性があるので、当海岸平野に条里地割が広く施されていたと考える立場で、遺構破片の残存を探る。明治40年頃の郵便地図として、大井・平塚、大森・入新井村の1/5千地割図が存在する。これらの地図の範囲内を点検すると、部分的には平行な直線道路や直交した道路、直線の町村・大字界等は存在し条里遺構に多少の可能性を感じさせるが、約1町単位の周期性を示す平行線はひいき目に見ても、見出だすのは困難である。

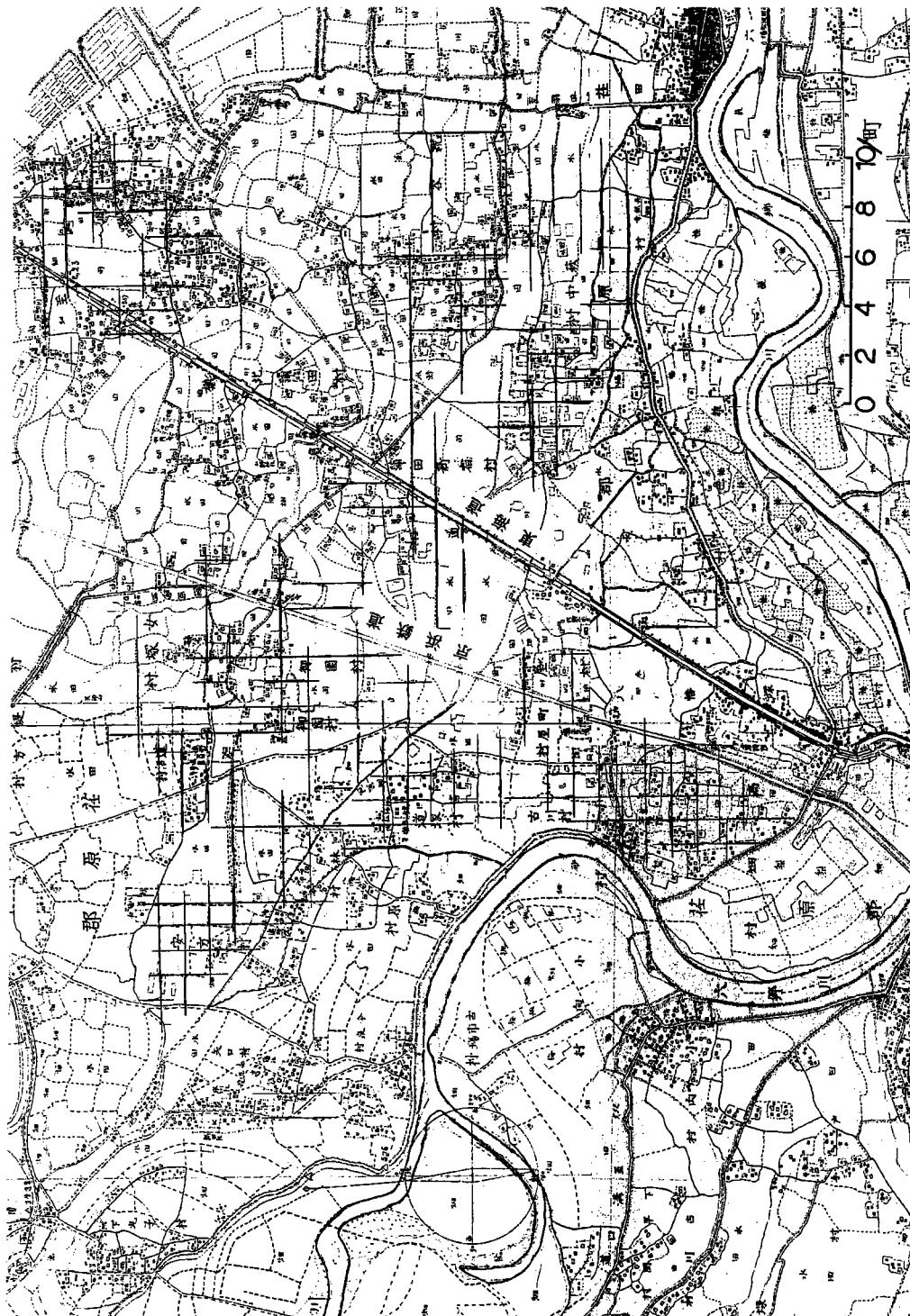
荘原郡の海岸平野南部地域の羽田村等では区画整理が早期に行われているよう、参考にすべき地割図が見あたらない。従来市販されている迅速測図は水田の図式が畦畔を意識した方格で表現されているため、地図の描写が図式表現か実在の区画か判別がつかない。よって、近年発行が始まった彩色の迅速測図原図の複製図（原図）を利用する。原図は彩色と田、畠等の文字記入の図式を用いており、従来刊行されている迅速測図にみる難点は無い。原図などの地形図では詳細な地割は表現されない故、道路・水路等に注目、これらから直線性、直交性、および1町単位の周期性を探索、条里遺構の細切れ可能性がないかを探る。

荘原郡海岸平野南部の原図（図8）によると、安方から御園、道塚、町屋、古川、高畠方面に断続的にそれらしい可能性が見える。元は広い条里区域であったものが分解して、部分的に条里的地割が残存したのであろうか。

鎌倉時代の大井文書によると現在の大森付近に大杜郷・永富郷が存在し^{6,7)}、西につつみ浦、北に那由溝、那由古き溝口などがあった。西の堤は近世の堤方村にあたる。堤方の村名は、呑川の上流、千束流に内池があり時々氾濫するので水除堤が築かれていた。その堤の傍の村だった事を語源すると「風土記稿」堤方村の項にある。この堤が郷の西端になる。北境は那由溝、溝口とある。

図 8 原図 在原郡平野の条里可能性

当地域の原図に重ねて条里遺稿可能性のある地域に1町方格線を示した。西部の御園・町屋村方面と東部の糀谷・萩中村方面では多少方格線をずらした。観察で地形線と方格線ができるだけ合致するよう努めたが、合致はあまり良くない。



大井実春譲状写⁸⁾ 1204（元久元）年

譲与 处分事

在 武藏国荏原郡内大杜郷並永富

四至 限東海 限南鳥羽流 限西一木 限北那由溝

右所者 四郎秋春譲与之処也 …

大井秋春譲状写⁹⁾ 1252（建長4）年

十郎紀親実

四至 東ハいまのたいとう 南ハかまたの浦 西ハつつみ浦一本木 北那由溝

那由古キ溝口

右、くたんのところハ、相伝の所りょうなり、…

近世大森村と入不斗村の境界付近に六郷用水の比較的大きい末流の一つがある。小溝は沢山あつたろうが、郷の境界にはある程度の大きさが必要とすれば、これを郷境界の候補にできよう。六郷用水が開削される以前から存在した用水路と考えられる。郷内にも用水路は存在したであろう。四至に「那由古キ溝口」とあるが、溝口の所在は不明である。大森の西方に皿沼や西沼という小字が見られ、先述の小池のように天然の沼だったとしても溜池に利用したと思はれる。そこから取水する用水の溝口があった故、溝口と云ったのであろう。堤方村は小字西沼の隣であり、堤方村は洗束流を溜めた溜池の堤との関連は考えられないであろうか。

「和名抄」に記載される荏原郡の郷の数から見て、海岸平野にある程度の広さの水田が存在していた可能性があるが、用水源を考えると、古代から存在した筈の呑川や立会川等の小河川で供給可能な用水の量は、あまりにも少ない。前に見たように川の谷からの出口に溜池を築いて用水源とする可能性もある。より多量の用水源としては多摩川を当てにするしかない。地形的に見ると、古代用水の取入れ口は海岸平野の頂点に位置する下沼部にあった可能性が考えられる。古代からの用水取入口や用水系が江戸時代初期には残存していて、小泉吉次が六郷用水を開削する際に、当初は下沼部から用水を取り入れようとしたとの伝説¹⁰⁾を生んだのでは無かろうか？

多摩川の永禄年間の流路は大きく蛇行して下丸子村を右岸に取り込む流路であった。下沼部から取水する荏原郡南部の用水路は下丸子で分断され、下流にまで届かない可能性がある。灌漑用水路に下丸子村を迂回させる為には、より高い位置に水路を移す必要があったと見られる。近世の六郷用水が用水取入口を下沼部でなく、更に上流側の多摩郡和泉に求めた理由であろう。和泉から用水を引けば、高い位置の用水路を付けて平地に対してやや高い位置にある南北引分けに用水を送り込む事で、海岸平野の北部と南部の平野全域を灌漑できるようになったと見られる。

下沼部から取水すると、用水路の位置を平野部に対して高くする事が出来ず、開田できる範囲が、恐らく平野南部に限定される結果になろう。上流側の世田谷領は水田地帯が狭く、野川や仙川、台地端から流出する水や天水等を利用して在る程度の灌漑が可能であったと考えられ、六郷用水に対しての分水要求は比較的弱かった事が江戸時代、六郷用水に世田谷領内での分水が無かった理由であろう。

条里可能性のある地域は多摩川左岸の三角州平野南部である。

古代以降、中世には大杜郷・永富郷（近代大森町付近）、堤郷、不入読郷（後に不入斗と記し、大森と大井の中間に位置する）、六郷保（大田区南部）等の存在が記録されている。

7・2 鶴見川低地

ア) 概要

前に見たように「和名抄」時代には、武藏南部の久良郡・橋樹郡・都筑郡の開田率は高く、開発の進んだ郡と見られる。1919年、芦田伊人は当地域で条里の可能性のある地域として、町田村の矢向・江ヶ崎・菅沢、旭村の獅子ケ谷・師岡・駒岡、都筑郡では都田村の川向・大熊、何れも付近（現横浜市）を挙げている。

イ) 下流右岸 橋樹郡駒岡・樽地域

昭和初期の横浜市土地宝典の鶴見区、港北区旧大綱村分が利用可能であった。図9に見るように、鶴見川右岸の駒岡から樽にかけて南北1km、東西1.5km程の明瞭な条里遺構が存在し、方格の方向は北である。土地条件は鶴見川沿いの三角州性低湿地になる。比較的広い水田地帯が広がっており、樽地区は鶴見川支流の烏山川から引いた用水を利用していた¹²⁾。駒岡地区は烏山からの用水の組合に加入していないが、駒岡地区北部は樽地区から排出する悪水を用水源に利用できたろう。当地域の南方、谷戸田地域の末端、平地に接する部分に大小1対の溜池が存在する。谷戸から流出する水を溜めて、下流側の駒岡の灌溉水利補助に利用したものであろう。水田地帯全部を谷戸から流出する水で灌溉するには、集水域が狭小すぎる。樽は駒岡の西に連なり、「風土記稿」に、水田多く陸田少ないとある。近世には鶴見川の支流、烏山川から引いた用水を利用していた。古代も状況は同様だったと考えられる。

樽地区西方の大曾根地区は方格の方向が樽地区とは甚だ異なる（北26度東）が狭い範囲で1町方格があり条里遺構の可能性がある。

遺跡は見出されていない。地割りの乱れている鶴見川沿岸は微高地で水田は存在しない。

ウ) 下流右岸 橋樹郡旧大綱村大豆戸・太尾地域

利用可能な地割図は横浜市土地宝典旧大綱村分であるが、明治末から1913（大正2）年にかけて当地区の耕地整理がなされた。その後、更に東横電鉄の開通に伴い宅地造成も為され、地割の状況は全く変わってしまったので、横浜市土地宝典は利用できない。明治期の1／2万正式図（正式図）を利用した（図10）。鶴見川は綱島付近より上流で南から北へと流れる。その右岸に台形で東西1.2km、南北1.2km程の大豆戸・太尾の水田が広がる。水田の地割（道路の配置）は条里地割（規則的な方格）と言えない程、歪んでいるが、鶴見川本流からやや離れた東部奥に斜交1町方格的な多少の規則性があり、菱形に歪んだ条里地割の名残と見られる。この条里様遺構は方向線が北6度東、北東交角が101度である。東部北端に「市ノ坪」という条里地域に典型的な小字地名が残って、条里地域との可能性を強める。鶴見川支流の烏山川に樽と大曾根への用水堰と大豆戸・太尾への用水堰の2用水堰が存在した¹²⁾。共に右岸の村々への用水である。大豆戸・太尾用水で両村への水利権割合が定まったのは1701（元禄14）年だとする。烏山川の上流に当たる烏山・篠原村では烏山川からの取水権はない¹²⁾。これは、烏山・篠原村の開発が遅く、両村が成立する以前から大豆戸・太尾用水が利用されていたことを意味する。これらの地区に残る条里を思わせる地割が、条里地割の遺存とする推定の補強になる。

低地に遺跡は見出されていない。

エ) 下流左岸、都筑郡旧新田村吉田・新羽地域

前項、橋樹郡大豆戸・太尾地域の対岸にあたり、都筑郡旧新田村東部に位置し南部が新羽、北部が吉田である。当地域の地割図は発見されていない故、正式図を利用して概略を調べる（図10）。なお、この地域では昭和10年代に旧日本陸軍で撮影した空中写真がある（図11）。空中写真によると

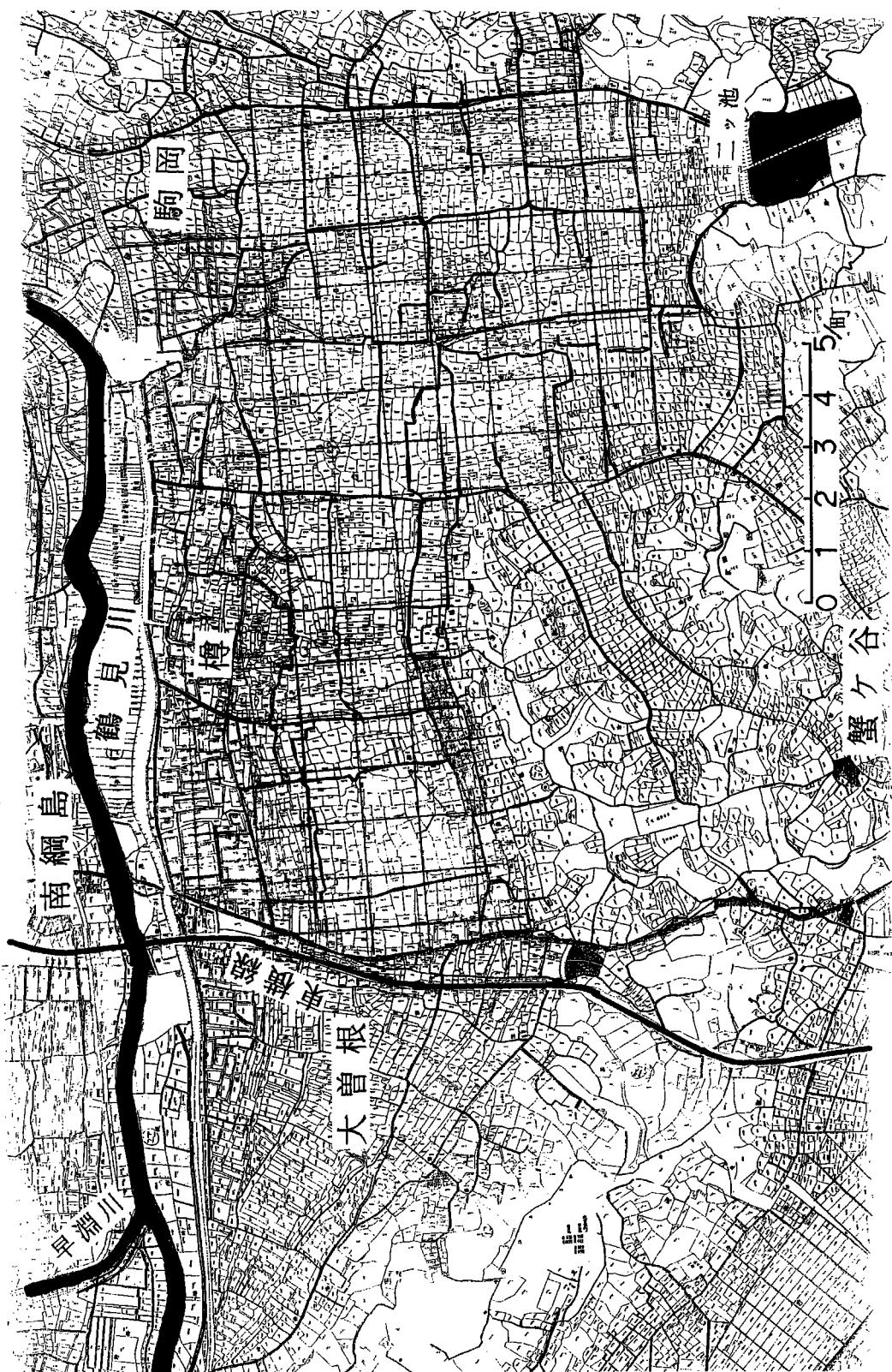


図9 橋塙郡駒岡・樽地域の条里地割

旭村駒岡・獅子ヶ谷、大綱村樽・師岡北部に1町方格に従う水田が分布する。単位長は113mになる。東部は区画が明瞭だが西部は不明瞭になる。

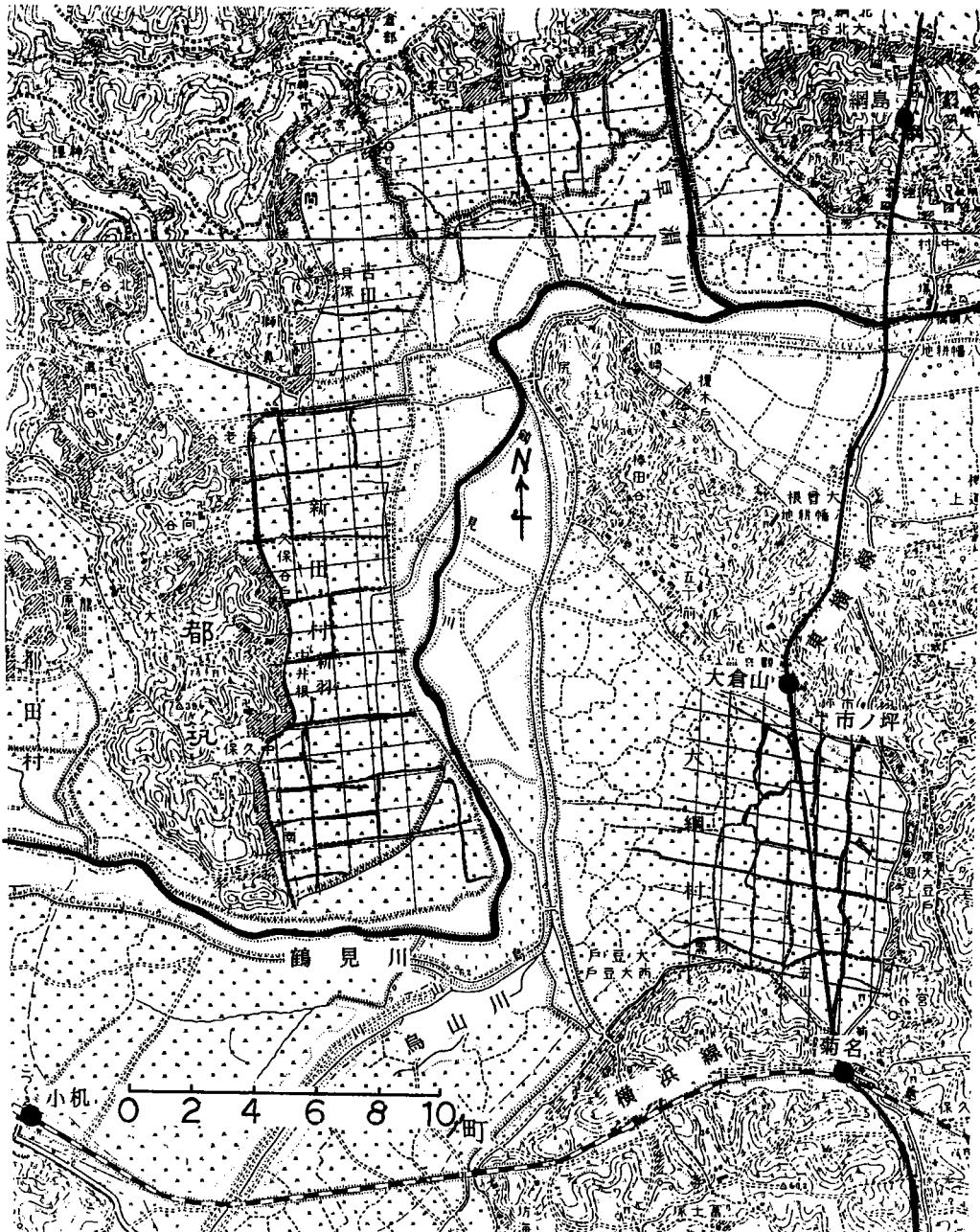


図10 正式図 大豆戸・太尾地区および吉田・新羽地区

大豆戸・太尾地区的横浜市旧大綱村地割図は耕地整理で整備されており、条里遺構探索に利用できないので、正式図を利用した。当地域の鶴見川沿岸低地の内、奥地の東部に斜交変形した条里遺構が存在する。方向は北4度東で、交角は100度になる。

鶴見川対岸の地割図は存在しないので、詳細は判らないが、新田村新羽に存在する道路は1町方格の規則性がある。昭和15年発行の1/1万地形図により道路の一部を補った。単位長113mの方格が道路分布への一致がよい。新羽北方の吉田地区の道路もある程度の一致を示していると考えられる。条里の方向は早瀬川に一致し北6度西になる。

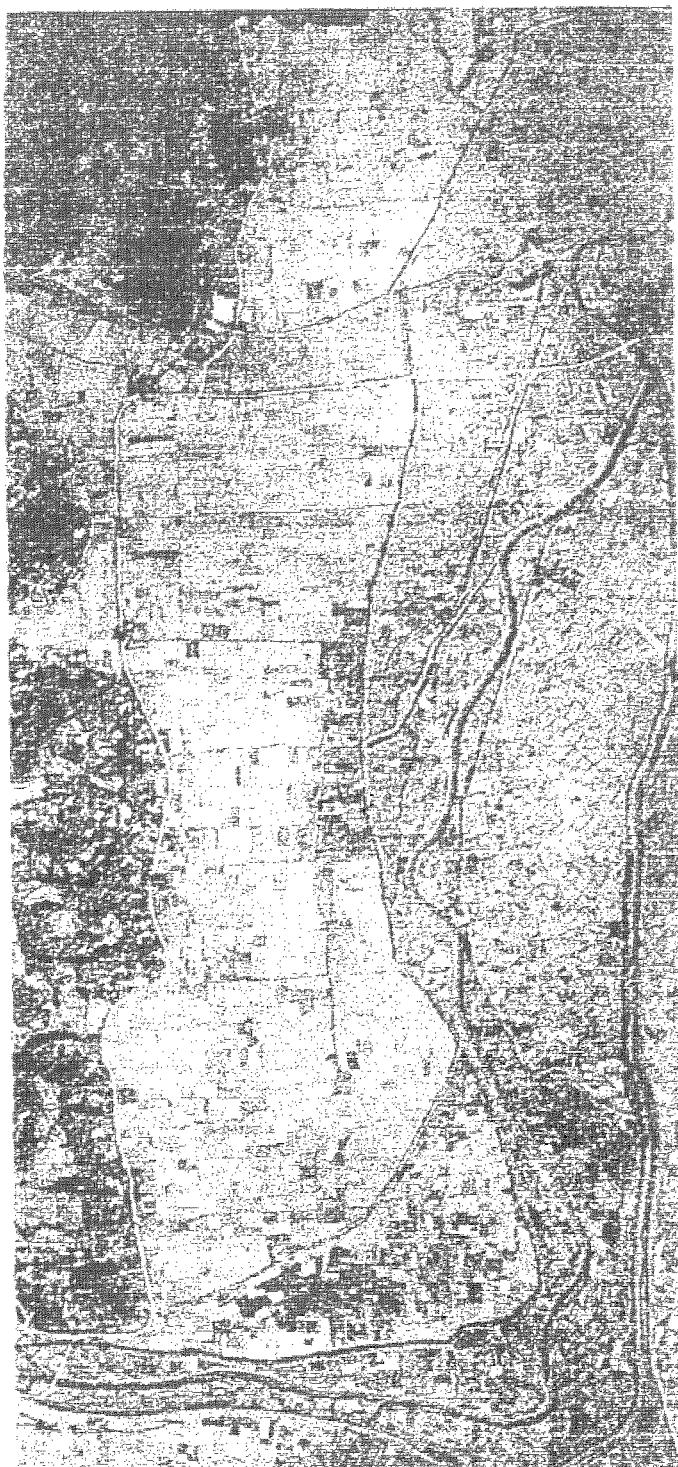


図11 新羽地区、旧日本陸軍空中写真
昭和10年代に旧日本陸軍の撮影した新羽地区の空中写真。

新羽地域を中心とした東西0.6km南北2km程度の範囲の道路分布は条里地割の要件を比較的よく満たしている。正式図では条里様地割の見られない吉田方面にも新羽地区に接続して方格地割の痕跡が認められる。条里の方向は北6度西になる。北部の吉田地域の道路配置は条里地割から乱れが大きい。鶴見川支流の早淵川が、鶴見川に合流する付近は直線水路をなし、傾きが新羽・吉田地域の条里地割にほぼ一致する故、条里との関係を想像させるが、享保年間に屈曲していた流路を幕府の手により直線的に改修したもの（大綱村郷土誌、1913年）である。新羽南部の用水は小机対岸にある鶴見川支流の大熊川から条里水田南部に水を供給されたものと見られる。当地域北部は地域西部の谷戸から流出する水路によったのであろう。

低地に遺跡は見出されていない。

駒岡付近から小机付近までの平均勾配は1/4000程度で多摩川方面の勾配1/1500程度以上の値に比較し、勾配は著しく小で、沿岸の鶴見川低地は洪水の被害を受け易い低湿地で、水田は湿田であった。「蛙が小便をしても新羽や太尾では大水になる」といい離されたい。対岸の大豆戸・太尾地区と同様、水害の危険を避けるため人家は周辺の岡の裾野に集まっていた¹³⁾。立地は鶴見入り江が埋積されてできた三角州にあたる。大豆戸・太尾地区に比して条里遺構の遺存性が良いのは鶴見川の氾濫の際に渦流の直撃にさらされ難い故であろう。大豆戸・太尾地区の東部が同地区の西部に比し多少残存するのも同一理由によると考えられる。

オ) 大豆戸地区より上流の鶴見川右岸

篠原、鳥山等の村が連なり、比較的広い水田地帯であるが、条里を思わせる痕跡は見当たらない。鎌倉時代の1239（延応元）年、佐々木泰綱が開発を行った武藏国小机郷鳥山は鳥山川沿いの平地部分、湿地帯であると想定されている¹⁴⁾。ウ) 項で述べたように、この頃には大豆戸・太尾地区には水田が存在し、鳥山川からの用水が引かれていたようである。

カ) 鶴見川左岸都筑郡旧都田村大熊・川向地区。

芦田伊人が条里存在地としている地区である。新羽の西側にあたり、原図には部分的に直線道路も見えるが、条里遺構の存在を認めるのは困難である。縄文時代末期以降鶴見川入江が陸化して後も、池辺付近から下流は多摩川排出の泥土に河口を塞がれ、勾配の小さい、ごく氾濫し易い三角州性の湿地帯となっていた。当地には昭和10年代撮影の旧陸軍撮影の空中写真にも極めて規則的な地割があり、20世紀初めの耕地整理の結果を表すものと見られる。

キ) 鶴見川中流部左岸、都筑郡旧都田村池辺・佐江戸・川和地区。

大熊・川向地区の上流側、鶴見川本流から谷本川の沿岸に当り、比較的広い水田が広がる、地割図は存在しない。原図（図12）によると、道路の形と位置に109mの周期に照応する規則性が見られ、旧地割が不明であるが、条里遺構の残存である可能性がある。条里遺稿とすれば、条里の方向線は北20度西に傾斜して、東西線は鶴見川に、南北線は谷本川にほぼ平行になる。

池辺・佐江戸間で沿岸平野の勾配は下流部三角州域での1/数千から急増して佐江戸付近から西では約1/300となる。鶴見川が恩田川・谷本川に分かれてからは谷戸的になり、勾配が急増して1/100程度で、灌漑の行い易い勾配である。合流点下流では人家は丘陵の裾および鶴見川沿いの自然堤防上に位置する。

条里可能性ある地域は鶴見川の氾濫平野である。

（注）

1) 貝塚爽平、武藏野の川と谷、「東京の自然史」（紀伊国屋書店1964）60

図12 池辺・佐江戸・川和地区の原図
道路網に比較的一致する1町方格を図示。



- 2) 耕地と作物、「多摩町誌」(多摩町1970) 453
- 3) 水路・河川現況実態調査概要報告書」(稻城市1978)
- 4) 日野市の水路・河川図(日野市1992)
- 5) 菅野雪雄、砂川用水の概況、「武藏野」303(1983) 24
- 6) 大井氏と大井文書、「大田区史、通史上」(大田区1985) 543
- 7) 池永二郎、大井文書と大井氏、「史誌」31(1989) 70
- 8) 東京都古代中世古文書金石文集成 古文書編1(角川書店1993) No. 93
- 9) 東京都古代中世古文書金石文集成 古文書編1(角川書店1993) No. 121
- 10) 新用水堀定めの事、「小泉次大夫用水資料」、世田谷区教育委員会(1988) 251
- 11) 安沢秀一、水利と林野、「近世郷土史研究法」(朝倉書店1970) 349
- 12) 港北区史(港北区1986) 579
- 13) 「緑区史」、(横浜市緑区、1993) 235
- 14) 泰綱の鳥山開発、「港北区史」(港北区1986) 270

8 多摩川低地の条里遺構

多摩川は流長126km、河口から西多摩郡福生付近までの間に河沿いの低地、沖積平野が存在する。多摩川低地の農業地帯はすべて多摩川によって灌漑されている。農業用水の取水箇所は20ヶ所以上におよんだ。多摩川は東京周辺の砂利の産地でもあった。多摩川砂利採取の歴史は古く開始は江戸時代の文政年間に遡る。大正から昭和初期にわたって大量に乱掘された為に全川にわたって河床の低下が著しい。現在、河床面と周辺の氾濫平野との間の比高は高くなっているが、過去には殆ど差は無かったと考えられる。沿岸低地内の古い集落は、いずれも洪水危険度の少ない自然堤防・砂礫堆などの微高地上に立地している。

福生から溝口付近までが上流域で北側を武藏野台地の崖線、南側を草花丘陵ー加住丘陵ー多摩丘陵によって画された狭長な扇状地性の谷底平野である。平野部には網状のパターンを示して配置される旧河道とその間に挟まれた島状の微高地との分布から成っている。溝口から鹿島田までの中流部は自然堤防と後背湿地の組合せから成る自然堤防帶型平野で、下丸子ー鹿島田一日吉を結ぶ線で多摩川三角州に接する。上流に比し旧河道の分布が少なくおおまかとなり、蛇行状態を示す。この地域に存在する微高地は大部分自然堤防である。鹿島田付近から東方が最下流の三角州平野となっている^{1) 2)}。

8・1 下流域

ア) 概観

河口付近の多摩川低地は鹿島田を頂点とする三角州平野である。多摩川の勾配は、1/1600以下で³⁾。かつての汀線に沿って形成された浜堤または沿岸州に起因する微高地が分布している。井関の云う、地質時代多摩川の自然堤防の頭部と見られる微高地も見られる⁴⁾。勾配から見ると、排水の点で灌漑に困難を感じる所である。取水もかなり上流から用水を引いてくる必要がある。

下流部左岸の荏原郡については先に触れたので略す。

イ) 河口部周辺

河口部右岸(旧大師河原村、田島村、川崎町) 地盤の勾配は約1/2000の三角州平野であるが、地名に大島、中島、中之島等の島地名が残り、微高地部分に小田、渡田等の地名もあり、集落が

固まって存在する。古代には水田を有する幾つもの島が散在していた事を想像させる⁵⁾。これら的小島は微高地となり周辺に低地を残した形である。川崎宿や川崎大師門前町は微高地の上に乗り、両者の間に多少の断絶がある。門前町周辺は微高地が入り乱れやや複雑な土地条件となっている。1919（大正8）年の大師河原村地割図（図13）によると、村内中央北よりの村の中心地域（門前町）東部に南北に1km、東西に2km程の範囲で方格地割が広がっている。また村内南部には西に45度ほど傾斜した方格地割が存在する。これら方格地割の格子間隔を調べると、一部は1町単位と見られるが、これとは異なり、また1／2町が加わる間隔の部分もあり、全体としては1町単位とは認め難い。また、方格地割の残存状況は明瞭であるが、その割には条里遺構としての単純な周期性に欠ける。条里の明瞭な方格地割が残存するなら規則性も残ると考えられる。したがって、これらを条里遺構と判断する事は困難である。かつて、条里遺構が存在したかも知れないが、いつ頃にか区画整理が行われて地割が改変されたと見られる。明治13年頃測量の原図（図13-1）にも対応する方格地割があるので、明治以前には区画整理が行われていたと想像される。

大師河原村地域の用水源は江戸時代には二ヶ領用水を水源とする大師河原用水を利用している。近くの多摩川から取水できない故、用水源を多摩川の上流に求める必要があった。大師河原村に広い条里区域があったとすると、どこから取水したのであろうか。江戸時代の以降の二ヶ領用水では久地の分量権から川崎堀を用いて鹿島田引分まで用水を導いて取水した。近代では鹿島田引分以下の下流部は二ヶ領用水普通水利組合とは別組織の大師河原村外四ヶ町村普通水利組合を組織し、同時に二ヶ領用水普通水利組合の構成員でもあった。

旧川崎町の地割図には条里地割の痕跡は見当たらない。

秩父平氏一族の系図に古代末期、河崎冠者基家なる人物があり、名字から、近世の川崎宿付近を根拠地にしていたと見られているが、武州荏原郡知行と注記されている事⁶⁾など、また、戦国時代中期の既述、「役帳」には「361貫文、江戸 六郷・大師河原共に」とあり、川崎も江戸地内となっているので⁷⁾、多摩川の本流は両地の南を流れていた。多摩川の本流は南河原の南を廻って川崎・大師河原を乗せる微高地と中島・大嶋を乗せる微高地の間に入り込み、池上新田の後世の埋立地部分から海に出たのであろう。この場合、河道の入り口位置が少し移動するだけで、村の位置・条里的施行された土地そのものの位置変化はないと考えられる。

旧田島村部分の地割図は今まで、見出されていない。空中写真も旧陸軍によって撮影された、古くとも昭和11年頃からのものが、ややぼけた写真ではあるが現在ある程度、使用可能である。しかし田島村地区の開発は早くから始まっており、旧状の地割はこの空中写真にも残されていない。したがって利用可能な資料は原図と正式図である。これらの地図で観察する範囲内では、条里地割の痕跡は見られない。

旧御幸村の地割図も見出されていない故、明治時代の1／2万地形図を利用する。地形図には平坦な水田地帯が広がり、二ヶ領用水が大きくうねりながら流れている。多摩川旧河道の痕跡も残る。鹿島田から南東の南河原、戸手、小向付近では条里遺構の痕跡が見えない。塚越付近に可能性を感じさせるのみで、データ不足である。

ウ) 下流部北部

当地域の地割図は図14のようである。

● 旧町田村矢向から日吉村小倉の条里

鶴見川左岸の矢向から小倉南部にかけて東西1km、南北1kmほどの範囲で存在する。形態はやや崩れている。小倉と矢向・江崎地区とは別の条里区域に属しているようである。

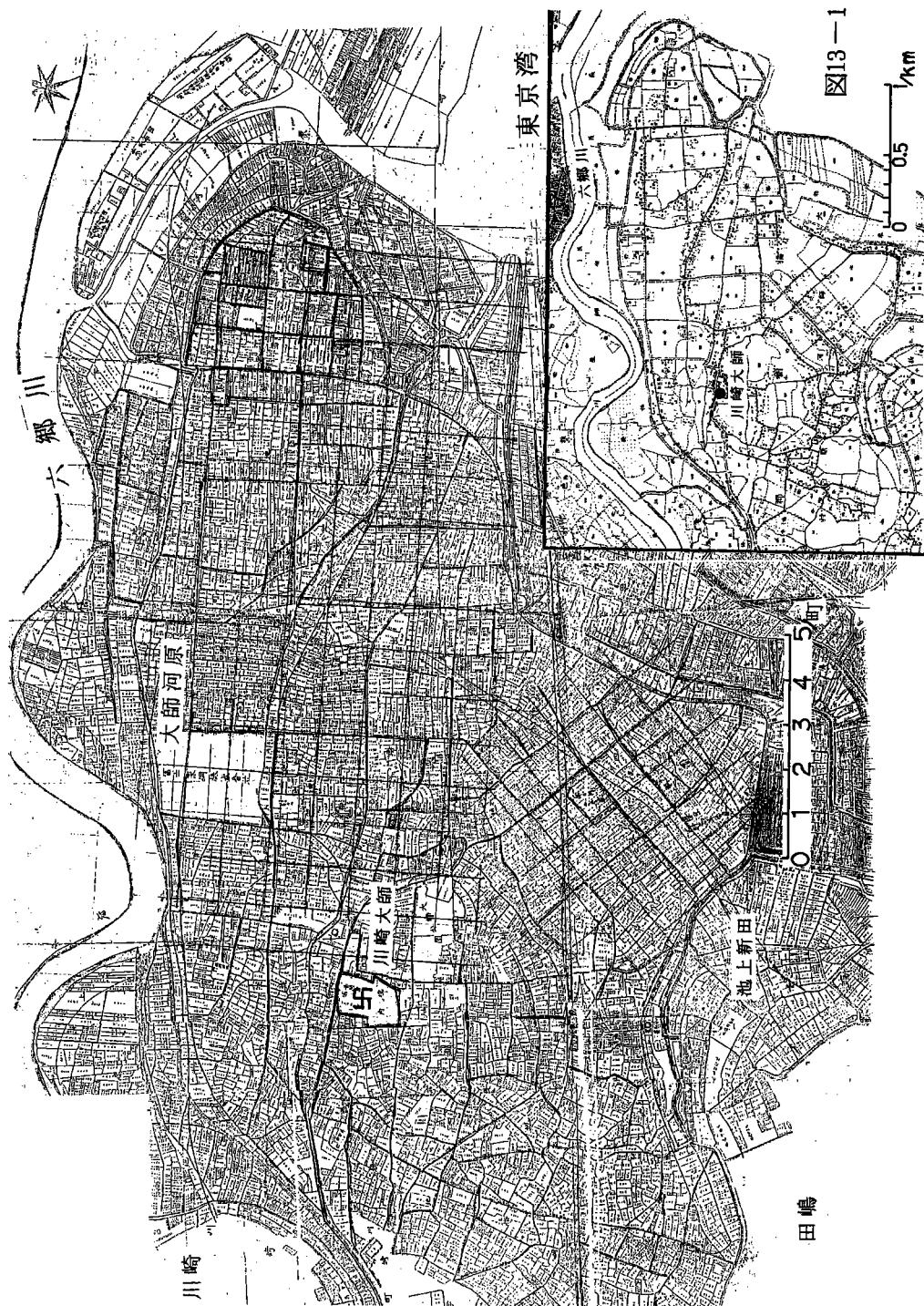


図13 大師河原村の地割図

図13-1は大師河原村付近の原図。

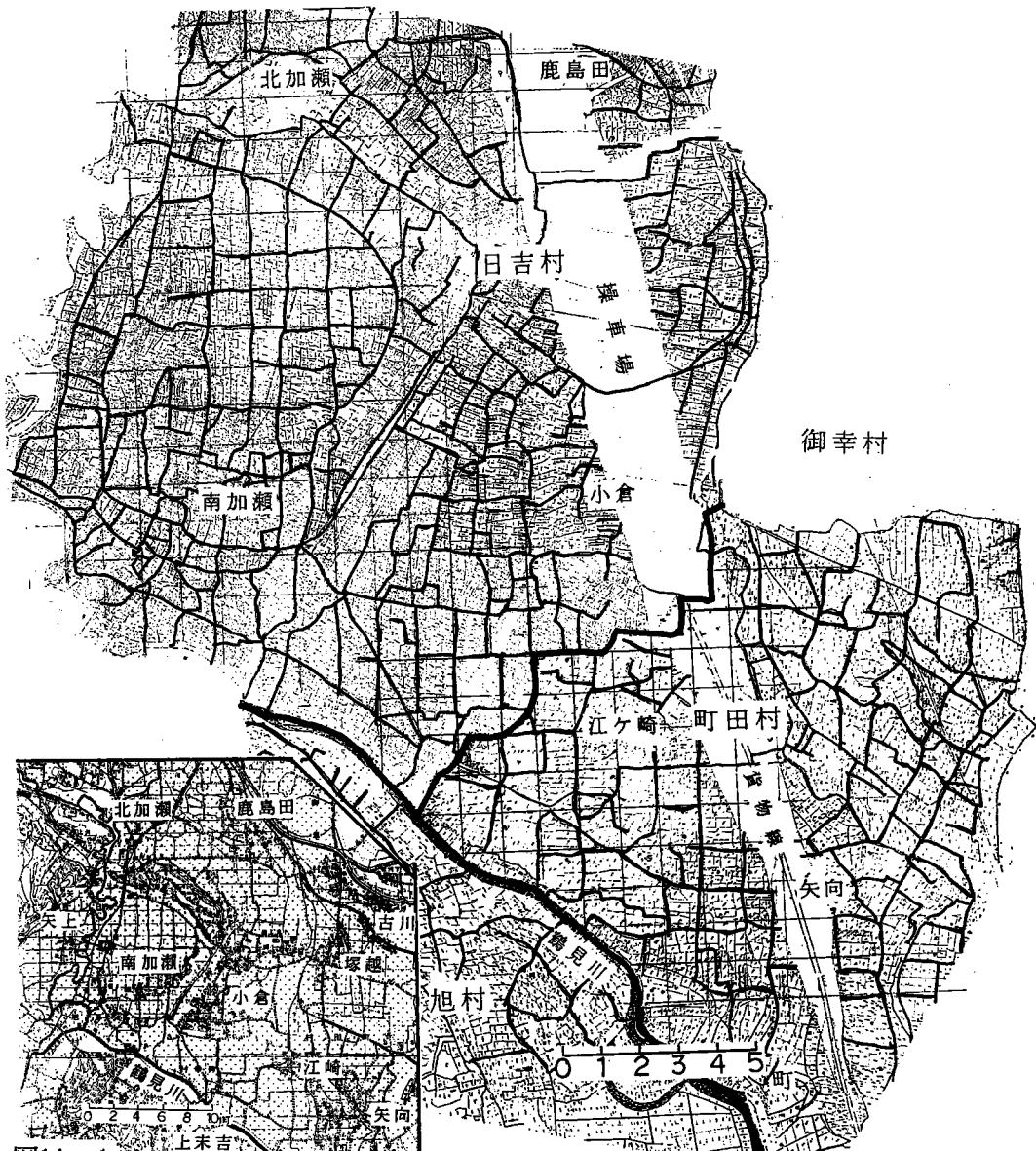


図14-1

図14 下流部北部の条里遺構、矢向から北加瀬の地割

日吉村地域には109m方格、町田村地区は113m方格の参考線を引いた。双方の方格間に多少のずれがある。日吉村の矢上地区の地割り図が欠けているので、当地区周辺の正式図を、参考のため図の一部に挿入した(図14-1)。

条里遺構の地割り探索に利用する参考のデータとして道路網、水路網などの分布を利用するが、南加瀬の中央部付近では道路が無い部分にも東西方向坪界の参考線を引いた。条里地割りは元来、坪界の大畦畔で1町四方に区切られた地割りの連続である。地割図では大小の畦畔は区分されていない。ただ、道路や水路は通常、大畦畔に沿って造られる。この故に道路網や水路網の分布から条里地割りの復元が試みられる。道路等の坪界がなくても、坪が異なる場合、坪内部の地割りの様子が違なる傾向がある。したがって、一町方格単位程度で周期的に地割りの傾向が異なる場合、これら単位を坪と考える事が可能であろう。

●旧日吉村南加瀬から矢上の条里

鶴見川支流の矢上川下流の左岸南加瀬から右岸の矢上南部に存在した。矢上南部の地割図は欠けており、日吉村字図と原図・正式図の道路水路を利用する。南加瀬の中央部には弦を西にした半円状に条里遺構が認めらる。円の直径はおよそ800m程度になる。地割図が欠けているため、詳細は不明だが矢上川右岸の矢上地区南部にも遺構が存在する事を示唆する方格状道路網が見られる。

当地域周辺の地形分布は図15のようである。図上に矢向から江ヶ崎、小倉、南加瀬、北加瀬等の条里遺構の分布を記入した。

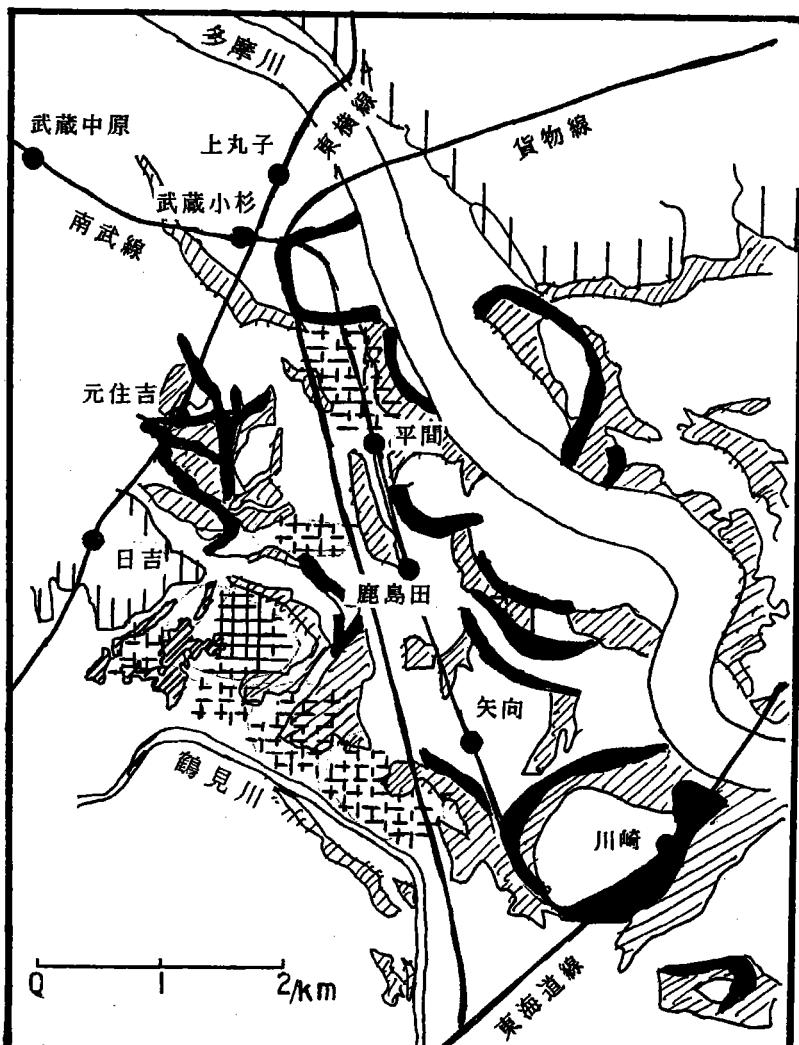


図15 多摩川下流部低地の地形と条里遺構の分布

低地の微地形と条里遺構の分布域の相関を示す。

条里遺構は次のように表現：

- 1、実線方格：1町方格が連続し明瞭で条里遺構の可能性が大きい地域。
- 2、破線方格：遺構の方格が断続的で地割りを延長して方格と判断する場合。
- 3、点線方格：方格地割りの存在が更に不明瞭で断続的に存在するとも言い難いが、規則性が見られ条里遺構の可能性が考えられる地域。

8・2 中流部平野

ア) 概 観

河岸低地の大部分が多摩川右岸に存在する。左岸の旧調布村北部、玉川村では河岸低地が狭少である。右岸は旧御幸村北部、日吉村、住吉村、中原村、橋村、高津村の範囲である。溝口から鹿島田にかけては多摩川の中流域であり、自然堤防と後背湿地の組合せからなる自然堤防帶型平野である。多摩川と平野の勾配は平間から小杉にかけて、 $1/1500$ で、小杉から溝口にかけては $1/1000$ 程度となる。旧河道の分布は上流部に比して少なく、緩勾配の地で川は蛇行流路となる。この地の多摩川低地の地形は図16のようになっている。明治40年頃の正式図を用い、近代の用水路等も示してある。

旧御幸村地域以外は、参考にできる村全図・土地宝典等の地割図が存在する。調布村全図、玉川村全図、日吉村土地宝典、中原町土地宝典（旧中原村と住吉村の合併により成立）、橋村土地宝典、高津村全図を利用した。

図17は当地域諸町村の地割図を接合してまとめた地割図で、明治初期に作成された地引絵図の系統に属する。この地割図は、縮尺・方位について地図としての正確度は低いが、諸地域の接続関係を見るには充分と考える。図17に当地域内の条里地域と非条里地域のおおよその区分けを示した。図16、7とも参考の為に近代の鉄道線路を補入してある。

多摩川中流域の矢上川下流から田園調布付近にかけては武藏国南部での大古墳の集中地帯であった。これから、当地区の周辺は、当時から水田の開発が進んでいて、これら古墳群を支える経済的基盤を為したと考えられる⁸⁾。しかし現在まで、古墳の発見・調査は行はれているが、その経済的基盤としての低地遺跡、農村集落（ムラ）・水田の研究は全くなされていない。

川崎市域を含めて、多摩川低地は遺跡の空白地域となっており、中原区宮内に古墳時代の集落遺跡らしいものが認められたが、発掘調査はされなかった⁹⁾。こういった古代のムラ々はいまだに、多摩川低地の地中深く、数m以上の深さに埋もれている可能性が指摘されている¹⁰⁾。

多摩川右岸では旧日吉村鹿島田から高津村溝口まで、条里遺構が東南から西北に向かって幅3km、長さ7km程度の範囲で分布している。条里遺構の特徴である1町方格の地割の規則性は西北部の旧高津村久本・坂戸・旧橋樹村末長・新作の一帯、東部の旧中原町小杉・今井・上丸子の一帯で顕著である。溝口付近から多摩川河口部までの傾向として、西北部で条里地割の乱れが少なく、東南部の地域では方格地割の明瞭さが低下し、規則性の無い地域も混ずるようになっている。この条里区域は溝口から市ノ坪に至る細長い地帯で東北部分（A条里地域と名づける）と西南部分に分かたれ、西南部分は宮内南方から発し蛇行しながら南下し多摩丘陵の裾野に至る帯状の非条里地域で東（B地域）西（C地域）に分かたれる。またこの地域の東北辺、多摩川の右岸に存在する円弧状の旧河道に囲まれた円形の土地、下野毛・等々力の飛び地、宮内の中央部にも方格地割が存在する。D、E地域とする。等々力の方格地割り域、Fは条里地割りとするには異質で、近代の区画整理によろう。なお下沼部の部分は地割図が無いため不明である。

当地域には古代から中世にかけて丸子荘、稻毛荘等の荘園が存在した。丸子荘は近代の上丸子、中丸子、下丸子を中心とする地域とされ、平間地域も含んだ可能性がある。条里遺構の残存地域である。稻毛荘も当地域の中央から西部にあったと考えられている。丸子荘の内部構造を示す史料は無いが、稻毛荘についてはやや詳しい史料が残されている。稻毛荘には本荘、新荘があり、稻毛本荘の古代末期1171（承安元）年の検注目録があり、ある程度、構造がわかる。検注目録によると本荘内には稻毛郷、井田郷、小田中郷の3郷が存在した。この年の稻毛荘全体の水田作付状況は360歩／反として

表4 稲毛荘 水田の田数内訳

水田	面積／町
合田（全田積）	263. 8
見作田（現在耕作している田）	262. 6
荒田（荒廃して耕作していない田）	1. 2
見作田の内訳	
本田（平治元年の検注で定められた田）	206. 9
内除田（年貢を免除される田）	17. 5
内井料田	1. 5
その他の除田	16. 0
新田（平治元年以降に開発された田）	55. 6

であった。井料田1.5町は、稻毛本荘の灌漑用水の維持するための費用、井料に宛てるための田で¹¹⁾、全水田面積に占める井料田の割合は0.57%となる。灌漑を確保するために、この程度の経費が必要であった。参考までに、近代における多摩川水系諸用水利用の水田地帯での総収穫高と総用水費との比率は、東京市第二水道拡張計画参考書によると、昭和6年のデータで二ヶ領用水、大丸用水、府中用水、日野用水、および立川用水でそれぞれ、0.21、0.30、0.97、0.76、および0.37%であった。近代でも灌漑用水では用水費を負担する以外に用水維持のため様々な賦役労動も勤めている。

前記の検注目録にある新田とは前回の検注の際、作付していない土地で、今回作付している土地を意味する。新田は年貢の負担が本田とは異なるので、別記された。従前に水田として使用された事の無い土地を開発して新たに水田としたことを意味しない¹²⁾。したがって、検注目録はこの地方で当時、未開の土地を切り開いての新田の開発が盛んに行われていたとの証明にはならない。水田面積263.4町のうち現在作付している田が262.6町、耕作していない田が1.2町である。平安時代の奈良県で栄山寺領の990年から1060年当時の資料を用いた研究で、作付を放棄した「かたあらし」水田の比率が数十%に達する例のある全般状況¹³⁾の中では、平安末期の稻毛荘は極めて管理の行き届いた良好な水田地帯であったと判断できる。稻毛荘は溝口東南の平野部に存在したと考えられており、この水田は当時も条里の形態をしていたと考えてよい。平安中期、1000年頃の大和國の条里耕地の土地利用を研究した結果によると、条里内部でも現作率の高い、相対的に安定した耕地であったと思われる部分は、微地形的にも低平で水かかりがよく、逆に現作率の低い、相対的に不安定な耕地部分は水かかりの良くない部分である事が判明する¹⁴⁾。この例がそのまま適用されるわけでも無からうが、稻毛荘の水田は水かかりの状態が良かった事が、高い現作率の背景にあるものと思われる。

橋樹郡内には、広い水田面積を有する他の私領として鎌倉時代に伊勢神宮領の橋御厨があり、その水田は、本田・新田あわせて1400町余あったとされていた。川崎市史は通史編上でこの数値の読み方は誤りとしている。鎌倉時代とは異なるが、古代の橋樹郡は範囲が狭く、和名抄時代の総水田面積が2000町以下だったと算定すると、郡内のどこに橋御厨を置けるか、困難を感じる。

次に、当地域を図17に示す条里のまとまった区域ごとに見ていく。

イ) A地域

小杉・上丸子地区より成る。東南方の旧御幸村地区は地割図が存在しないので、連続しているかの詳細は不明だが、地形図によると中丸子から上平間まで条里地割が見られ、中丸子の西部に市ノ

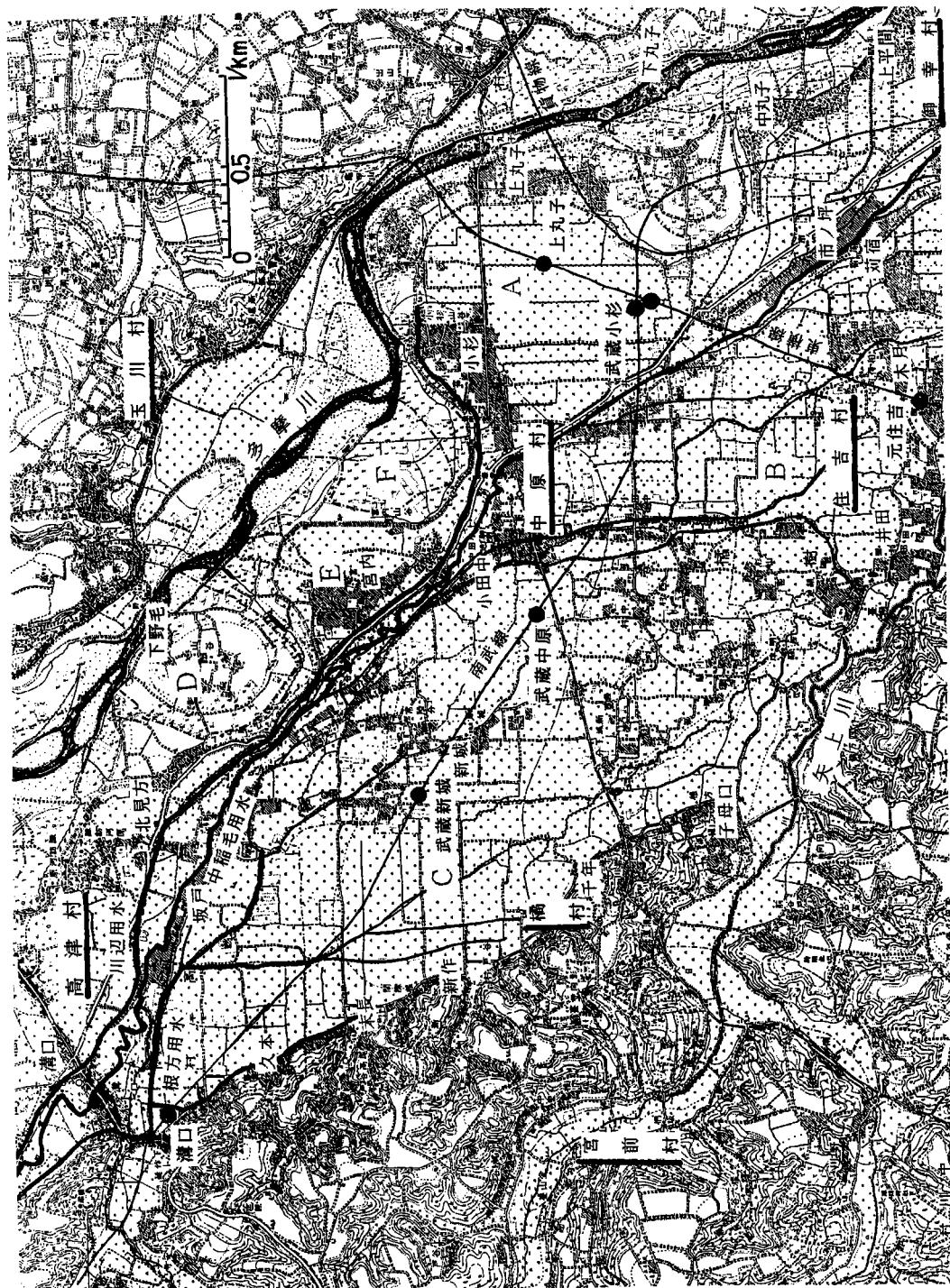


図16 中流域の地形と主な用済踏

南武線・東横線・貨物線路と駅等、基図は明治40年頃の正式圖である。

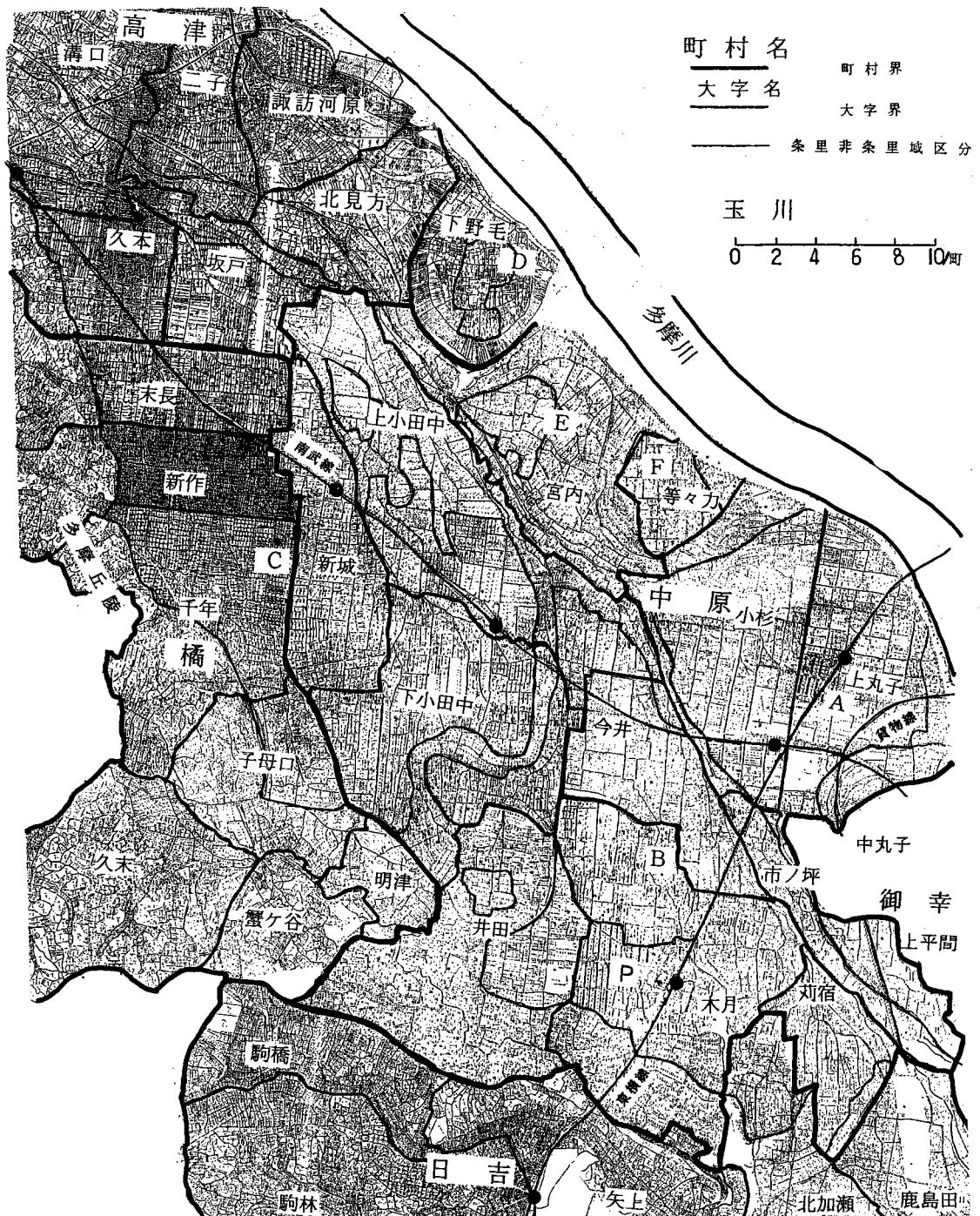


図17 中流地域右岸の地割と条里区域

大正・昭和初期の地割図集成で、多摩川の近くと山地とを除き広く条里遺構を示す方格地割りが分布しているのが見える。しかし、方格が広がる地域内にも、方格と言えない地割り区域が分布しており、条里遺構は幾つかのまとまった区域に分割される。

図16の住吉村は当図では日吉村・中原村に分割合併して消滅している。

坪東部の条里地割が連なる。全体では長さ3km、幅は最大1.5kmとなる。江戸時代以後の灌漑用水には西北部の小杉・上丸子地域は久地で二ヶ領用水幹線から分水する川辺8ヶ村用水の末流、中丸子は小杉南部で川崎堀から分水する中丸子用水、上平間・市ノ坪は市の坪西北端で川崎堀から分水する上平間4ヶ村用水を利用していた。しかし二ヶ領用水開削以前はどこから取水していくだろうか？ 地形の著しい変化が無かったとしたら、広い条里水田の用水源は後世の二ヶ領用水の堀とはほぼ同種類の水源と水路を考えざるを得ない。水源に天水を頼る事はできない。地下水脈からみて湧水も期待できない。以下、B、C区域にの用水源に関しても考え方は同様である¹⁵⁾。

多摩川中流域である当地周辺では約1000年前の古代以降、流路は現多摩川流路を中心としその左右に突き出ている半円、円形の旧河道を利用する形の蛇行水路で存在したのであろう。根方用水は多摩丘陵の山裾にあり、洪水に対して比較的安定して存在し得たであろう。川辺用水の位置は多摩川に近く、洪水の破壊力に対してかなり弱かったと見られる。近世以降の川辺用水と川崎堀は長い平行水路をもっている。長い平行水路が存続する理由は、用水を使用する水田の高さの差にあるものと思われる。高い位置の水田に給水する為には、それなりに高い位置にある上流から水を引いて来なければならない。この付近の勾配は1/1000程度であり、平行水路の距離は数kmあるので、数mの高度差を克服する水路を用意出来たであろう。何れにしても、A地域は洪水の直撃を受けやすい多摩川の沿岸近くに存在し、川辺用水路も洪水の攻撃を受けやすく、不安定であったと見られるが、近代まで上丸子・小杉地区の条里遺構が存続したのであり、川辺用水も多摩川取水の用水として存続できたのである。

市ノ坪西部はA・B両地域の境界上に位置し、二ヶ領用水川崎堀の流路が存在する。市ノ坪東部は条里地割が存在し、旧御幸村の中丸子・上平間に接する。市ノ坪東部と中丸子・上平間が一体となって一つの条里区域を形成していたと見られる。これがA区域と連続していたかどうかは、中間部の地割図が無いので、不明である。

ウ) B地域

この地域は上小田中・下小田中・井田・木月・苅宿・北加瀬・鹿島田、今井から成る。木月と苅宿の間に断絶があり、苅宿と北加瀬・鹿島田の間も乱れている。東南部の北加瀬・鹿島田地区は条里地割の乱れは大きい。なお、中原町地割図に見る、木月の一部、東横線元住吉駅西方の方格地割（P地域）は宅地開発の為に区画整理により生じた宅地地割で、1町方格とは無縁である。B条里区域は上小田中の東部を頂点とする、高さ2.5km、底辺東西2.5km程のほぼ三角形の区域である。関連する二ヶ領用水中稻毛用水系の分水路は井田用水、今井用水、今井・木月用水、苅宿・北加瀬・南加瀬三ヶ村用水が給水する地域である。これらの用水の水源は二ヶ領用水川崎堀の位置から取水したのであろう。近くに存在する多摩川の流路から取水して灌漑することはできない。天水も利用できない。灌漑に利用可能な湧水も地下水の分布から見て古代にも存在しなかったろう。

B地域には井田が含まれる。井田は古代末の荘園、稻毛本荘内の井田郷に含まれると考えられている。稻毛本荘については1171（承安元）年の検注目録で内部の構造がある程度知られている。当時、稻毛本荘に含まれる水田総面積は264町、内現作田263町、荒田1町である。諸役を勤める為に年貢を免除される水田の中に、井料田として1町5反が記録されている。稻毛本荘264町の水田に引く用水を維持する対価として1町5反分の収穫が計上されていると考えてよい。稻毛本荘に所属する郷として外に、稻毛郷と小田中郷がある。小田中郷は近世以後の上・下小田中村に当たるとされる。稻毛郷にあたる近世の村は不明であるが、宮内村に春日神社があり、稻毛本荘の銘のある室町時代1400年頃の鰐口を伝えていること等から宮内付近に当たるとの説が定説となっている。しかし、この比定には不自然な点がある。稻毛郷が宮内付近に相当するなら井田、小田中郷よりも生産力がかなりの程度に高かったと考えられ、1164（長寛2）年の大江某注進状（川崎市史資料1-

9) によると稻毛郷、小田中郷の年貢は絹でそれぞれ180、32疋であった。ところが、江戸時代初期の武蔵田園簿によると、宮内、小田中（上・下併せて）、井田村の石高はそれぞれ443、1532、423石である。また後で述べるが、何れも二ヶ領用水の灌漑区域ではあるが、二ヶ領用水として統合される以前は近世以前の古根方、中稻毛（二ヶ領用水の主用水である中稻毛川崎用水のうち近世以後に加わったと考えられる川崎用水を除外する故の仮称）、川辺という別々の用水の灌漑区域に入ってしまう複雑な用水事情になり、所領としてのまとまりが低下する。

エ) C区域

当地域の北限が川崎堀、東限がB区域との間の非条里地帯で、西南が多摩丘陵に限られ、北西から南東に広がる長さ3.5km、幅1.5km程の範囲の区域である。この区域の北部、久本・坂戸・末長・新作では整った条里地割を見せる。久本・末長付近の用水分布の詳細は図18のとおり、主要の用水路から分岐した微細な用水路網を通して全ての水田に水路を達しさせた。

●地割の特徴 末長地区と新作地区の条里地割の様子に見かけ上、著しい相違がある。末長地区的地割は典型的な長地型の地割で1坪内が、2筆相当のような幅広地割（当地ではオーマチ大町と呼ばれる）を含むが、10筆を基本とする耕地片に分かれている。他方、新作地区的坪内は長地型の耕地片をさらに4、5個の耕地部分に分割した形になっている。しかし、古老によると、末長の耕地1筆も内部は4、5片の耕地片に分割されており、実際の地割構造は、末長と新作との間で見かけ上は相違が無かったとの事である。明治初期の地租改正の際、恐らく江戸時代からの習慣を引き継いで耕地片に全て地番を付けて登録したか、1反1耕地の形で地番登録したかによるものと思われる。

C条里区域は二ヶ領用水内の根方13ヶ村用水の区域にはば重なる。江戸時代の13ヶ村用水を構成する村々は溝口・久本・新城・下小田中・坂戸・上小田中・神地・明津・岩川・新作・子母口・清沢・末長である。近代では神地は上小田中の一部、岩川と清沢は合併して千年となった。上・下小田中の一部はB区域にもわたっている。

当区域の古代の用水源は既論文で推定した¹⁶⁾。前記の根方用水は古代に存在した筈の「古根方用水」を引き継いでおり、その水源は古多摩川と考えられ、古多摩川から近世以降の二ヶ領用水久地分水堰付近から取水したという事である。取水口については後で考察する。

●渋口郷の構造 C区域内の南部の子母口は渋口の転化名とされ、稻毛新庄内渋口郷の後身と考えられる。中世の1384（至徳元）年に渋口郷は後世に郷の詳細を書き上げた「渋口郷目禄」を残した¹⁷⁾。近代の子母口周辺の地図を図19に示す。

渋口郷には当時の耕作者単位である在家¹⁸⁾が6戸あった。内容の詳細は略すが、渋口郷は領家方、立河方、多々久方、仁木方に分割領有され、別に神田が立花宮分と大戸宮分の2ヶ所分あった。目録に記載された郷の総田積は15.4町（360歩1反）で、近代田積としては18.5町となる。この田積のうち、渋口郷として灌漑用水の維持管理に宛てる料としての堰免（井料田と同様の意味と考えられる。参考：戦国時代には年貢決定に際し種々の控除がなされた。用水維持のための井料、堤防修理のための堤免等である。6-3参照）分と公事免分とを併せて水田2.2近代町歩存在した。この内、堰免分がどれだけかは不明である。14世紀の渋口郷の範囲と近世の子母口村とは一致すると仮定して以下の表5を作る。

表5 渋口郷・子母口村の水田面積と石高

出典 年代／年	渋口郷目禄 1384	武藏田園簿 1645頃	二ヶ領用水 ¹⁹⁾ 1717頃	旧高旧領取調帳 1880頃	偵察録
内 容	田積／町 18.5	村総高／石 380	田積／町 19.2	村総高／石 447	田積／町 36
	田 300				畠積／町 16
	畠 80		用水反別		

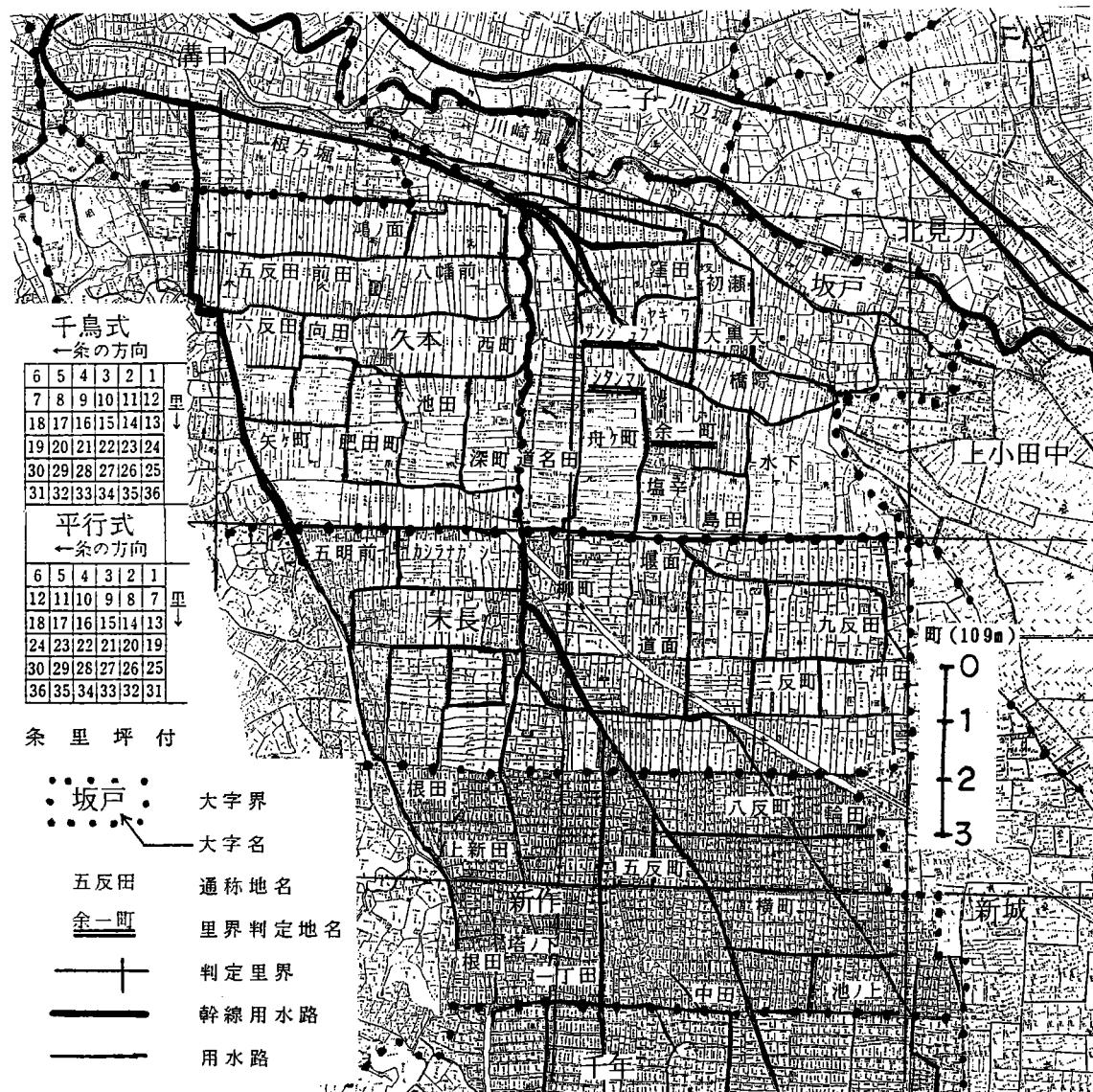


図18 久本・坂戸・末長付近の地割・用水路・里界

地名は大字を除いて、通称地名である。

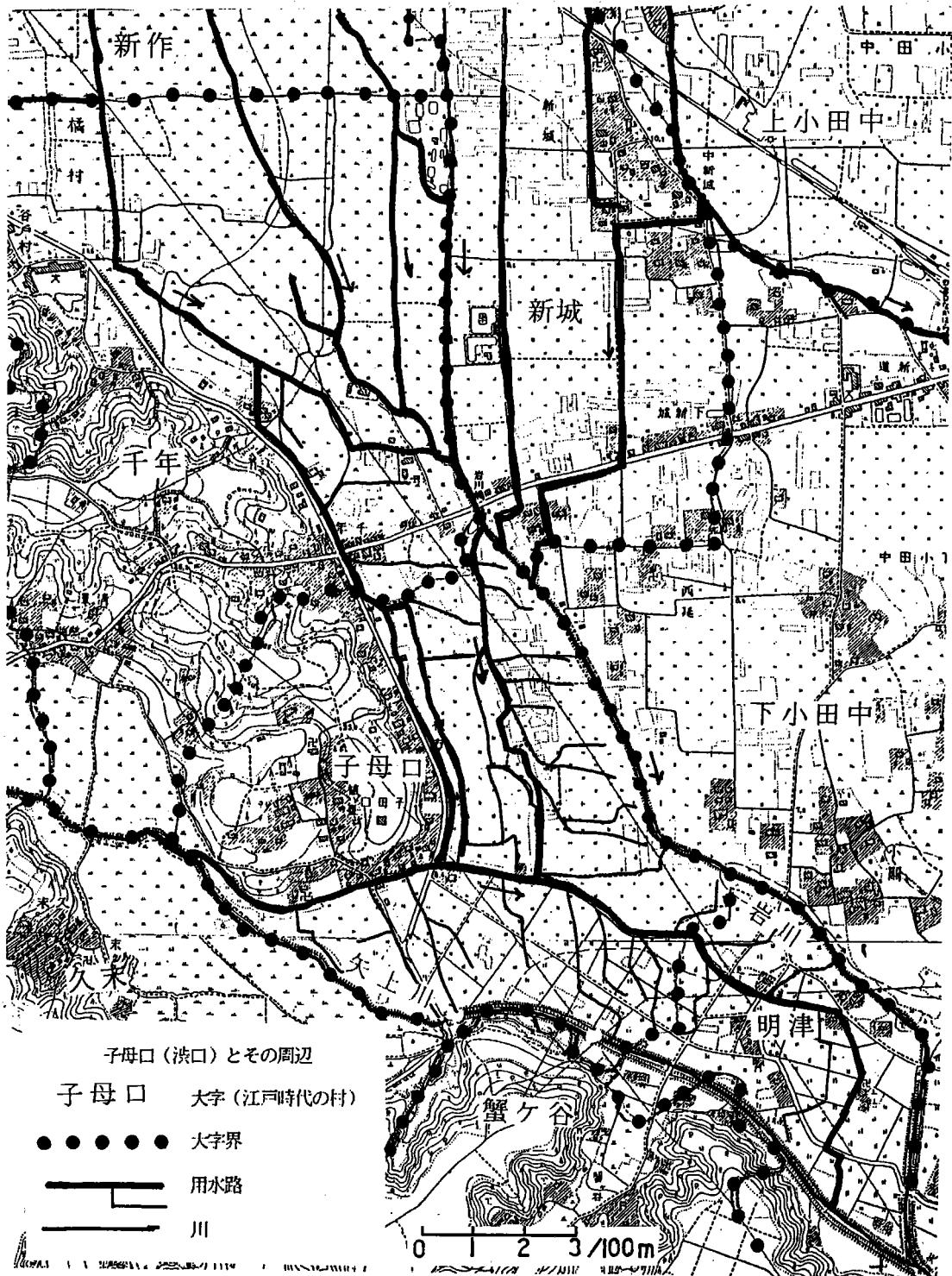


図19 子母口とその周辺
用水を中心に図示する。水流の方向を矢印で示した。

表5によると、武蔵田園簿の時代から幕末期にかけて石高は18%増加している。子母口村の用水源は二ヶ領用水系根方用水と矢上川系用水と谷戸田に分けられる。図19に見るように、東部、矢上川の用水の幹線の北側が根方用水の灌漑区域で、根方用水では上流側の水田の排水の集中する排水路の岩川に堰を設けて水位を上げ、岩川橋のやや下流側で取水し子母口東部水田地帯の用水をしている。子母口南部は矢上川系の用水域で矢上川が野川から子母口に入った地点のすぐ下流に堰を設けて用水を引いていた。小水路の分岐状況、土地の勾配を考えると、灌漑区域は用水路の右岸側、南部である。矢上川水系以外の谷戸田は狭小で無視できる。子母口の東部、根方用水域は条里地帯で古代から開発が進んでいたであろう。根方用水掛かりの水田は江戸時代中期1717年に19.2町歩で¹⁹⁾、水田総面積が明治初期と変わらなければ、残部が矢上川系の水田、約17町歩となる。根方用水灌漑面積は子母口村の水田面積の53%であった。この値は図19から計算した子母口の水田の総面積41.4町歩（小縮尺の地形図利用の概算故、畦畔、小水路、通路、その他の非水田が水田に算入され、実際の値よりは大きく出すぎると思われる）、うち東部水田分約57%にはほぼ照応する。これらの数値から、中世の渋口郷の水田のうち、どれだけが条里部分の水田か判断できない。しかし、渋口郷時代水田面積18.5町歩であるから、渋口郷と子母口村が一致すると仮定すれば、渋口郷の水田は矢上川水系の谷戸田部分から開発された後に東部平野部分が開発されたとしても、中世の水田総面積が矢上川水系の近代水田面積17町歩を上回る故、根方用水系の東部条里遺構水田が存在した事は条件付きながら確実と判断される。

なお、渋口郷目録が当時の渋口郷の全体を表しているかについては疑問がの余地があるが、この数値が渋口郷値の最低値を表す事は確実である。目録は岩松氏の所領の目録であるが、岩松氏以外の、記載されていない所領のあった可能性がある²⁰⁾。

オ) 条里区域の里界

2で触れたように、条里制では機能的表示が為され、ある1町方格の土地を何郡一何条一何里一何坪のように表示する階層構造をもっていた。当地域の一部、久本・坂戸・末長・新作には比較的良好な条里地割を保存されている故、条里的土地区画の復原を試みる。復原の基礎は条一里一坪に付けられた数字を付けた地名である。6町方格である里は内部を36ヶの1町方格の坪に区切られ、坪には端から順に基本的には1から36まで、1の坪、2の坪、・・・、36の坪と序数が付けられていた。多くの地方で、数字のついた坪名が残存し、条里復原の基礎に利用されたい。よって、当地でも坪の残存と思われる土地に付いている地名に数字坪名の残存を探る事が基礎作業となる。数字の配列には平行式と千鳥式の2形式があった。坪の番号付け2形式は図18に挿入例示してある。

近年、日本地名研究所を中心にして川崎市域の近代以前からの地名が精力的に調査された。都市化が進み旧来の景観が変化して久しい所では、大字名までは分かっても、小字名とその区画も復原できない所が多かった。しかし、良好な条里遺構区域である旧高津町久本・坂戸や橋村末長・新作などではある程度の田圃の一枚々までの通称地名を収集できた。上丸子・小杉では伝承地名が忘却されて久しく、収集は不満足であり、坪付け・里範囲の推定はできない。図18に地名を記入して里界判定の基礎資料として利用した。記載してある地名は、田一筆に付けられている場合もあるが、ここでは筆を含む坪相当部分に地名を配した。地名に下線が付してあるものが、里界判定に利用した地名である。サンジュブ（風土記稿で久本の三常坊に相当、小字で坂戸の三町歩耕地の一部）、シタンマル（坂戸の小字窪下耕地の一部）、ヨイチマチ（坂戸の小字溝下耕地の一部、田1筆に付いた名）で、サンジュブは3ノ坪、シタンマルは4ノ坪、ヨイチマチは11ノ坪とする。このようになると、坪配列は平行式となり、これにより、1ノ坪から36ノ坪迄をまとめた里域を決定できる。基礎に用いた地割図はかなり不正確で、久本と坂戸の南限はほぼ一直線上にあるはずだが、利用した高津村全図には坂戸部分は南北にやや縮小した表示のようで、南端で半町ほどずれがあった。そ

のため、坪界の判定は多少ずれても一致するものと、緩くした。より正確な長さ、位置の判定に昭和4年測量の1/1万地形図「溝口」を利用して里域を判定し、1町の長さとして111mを得る。小田中・小杉・上丸子に存在する条里遺構に対応する水路や道路について周期性を考えて里界を定めても、1/1万地形図を判読すると111mの基本長は成立するようである。条里の方角は多少のゆらぎがあるが、北0~1°西となる。

ここに判定した里界線は図18に書き加えてある。里界線は久本と溝口、久本・坂戸と末長、末長と新城間のそれぞれの大字界線の比較的長い部分に数m以内の誤差で、ほぼ合致する。条里遺構分布の中心地域である奈良盆地についての研究によると、大字界が条里の坪界に一致する割合よりは里界に一致する割合が有意で大となっている。古代の里界線が中世の莊園の境界に利用され、近世の村界に引き継がれる事のあった事が理由のようである²¹⁾。後世、条里区域に形成された村々が村界に過去の条里制の里界を村の境界に利用する傾向が残った。さきに判定した里界が前記諸大字の界に合致する部分が多い事は、弱い根拠での里界判定が妥当である事の補強根拠とできよう。

カ) 条里地域がA, B, Cと3分される原因

現在の地名で川崎市高津区から中原区にかけて、条里遺構が広大な地域に広がっており、条里地割の遺存状態も比較的よい条里遺構が何故A, B, Cの3地域に分断されているのだろうか。

溝口から鹿島田にかけての地域は、地理学的には多摩川中流部にあたり、自然堤防帶型平野と分類され自然堤防と氾濫平野との組合せとなっている。図20は当地域の微地形に条里地域を重ねた図で、旧河道・自然堤防等が記入されている²²⁾。自然堤防はその位置にかつて川が流れている事を示す。この図には二ヶ領用水系の用水堀とA, B, C条里地域、里界も記入した。地形と条里区域、用水堀の関係を検討する。二ヶ領用水の幹線、川崎堀の流路は溝口付近から市の坪付近まで存在する旧河道、及び自然堤防の連なりにはほぼ一致する。この沿線はA条里地域とB, C条里地域とを隔てる境界の帶となっている。これは旧河道と自然堤防との連なりからみて往古の多摩川流路跡を示すもので、条里用の用水路が貢流する地帯に利用され、条里水田の開発当時から近世まで開田できなかった為に条里地割を残さなかったと考えられる。

宮内南方から川崎堀周辺を離れて南方に向かって蛇行しながら連なる旧河道と自然堤防の帶状連なりがあり、これはBと、C条里地域の分界に一致する。この旧流路は川崎堀沿いの旧流路よりは明瞭である。この地域は低湿の度合が甚だしく、古代には開田ができなかったと考えられる。ここは近代でも水田となっていない部分が多い。

まとめると、かつて存在した川の影響：旧河道の低湿地及び自然堤防の高燥地の存在により古代には、これら境界地帯は開田されず、当中流平野がA, B, およびCの3条里地域に分割されていたと判断できる。なお、B条里区域の北部にも自然堤防帶の末端が見られ、条里地割の乱れが甚だしい地域になっている。他方、小杉・上丸子の北部地域にも自然堤防が東西にのびている。しかしその自然堤防の一部は条里地域となっており、上流から用水を地区内の高位置に引いて低位面の水路に配水する為に役立つ微高地であったと考えられる。

E区域は宮内で川辺用水区域に属する。D, F区域は近代には畠作区域であった。

キ) 多摩川左岸

荏原郡旧玉川村地域のやや広い多摩川沿岸低地は昭和8年の玉川村全図によると区画整理がされており、旧地割は不明だが、原図・正式図には条里遺構存在の痕跡は見えない。

8・3 多摩川中流地域の古代からの用水路

ア) 坂戸の中世用水

前に触れたように、現川崎市高津区から中原区にかけての平野地域には古代から灌漑用水が存在したことは明かである。この点についてもうすこし考える。

中世の坂戸郷は近世以降の坂戸村を中心とし北見方も含む地域とされている。坂戸郷に存在した中世用水路（溝）に関する文献も残されている。それは1325（正中2）年9月7日付けの関東下知状（幕府の訴訟裁許状）²³⁾で、

和田左衛門四郎茂長女子平氏与姉平氏争論。亡母平氏遺領武藏国（橋樹郡）

坂戸郷田畠在家・下総国（葛飾郡）金町郷田事

（前略）稻毛新庄坂戸郷内河面三郎跡屋敷之畠北之間々波多仁寄天三反、安芸尼跡

中溝之北乃波多仁寄天田伍反、（後略、下線は引用者）

この文書に坂戸郷の「中溝之北」の表現がある。川崎市史資料編1-70の解説では「中」の文意を「…の、うち…」と解釈している。しかし、埼玉県史史料集により、1300年前後において武蔵国内に出された関東下知状5、6通の中で、何々の一部を表す「…の、うち」の表現に使われる漢字の使用例を調べると、すべて「内」の文字を使用している。当文書でも「稻毛新庄坂戸郷内河面三郎跡屋敷之畠」とその意味で「内」を使用している。したがって、この「中溝」は坂戸郷内には下知状に「中溝」と記された用水溝が存在した事を意味する。ある用水溝を中溝と表現するとすれば、少なくも南溝、中溝、北溝とでも記すような、同等の3本以上の溝が存在した筈である。その溝も、関東下知状に、名のある溝として表現されている事から、水田地帯の中に多数ある小溝ではなく、地方領主の屋敷の区画としての意義を持たせられる用水の幹線のように、ある程度の大きさを有したものと推定されよう²⁴⁾。

このように考えた上で、最近まで坂戸付近に存在した用水溝を調べる。図18は坂戸付近を中心に用水路の詳細を示す。中世における坂戸郷の範囲は次に挙げる川崎市史資料編1の第116号文書（川1-116）に

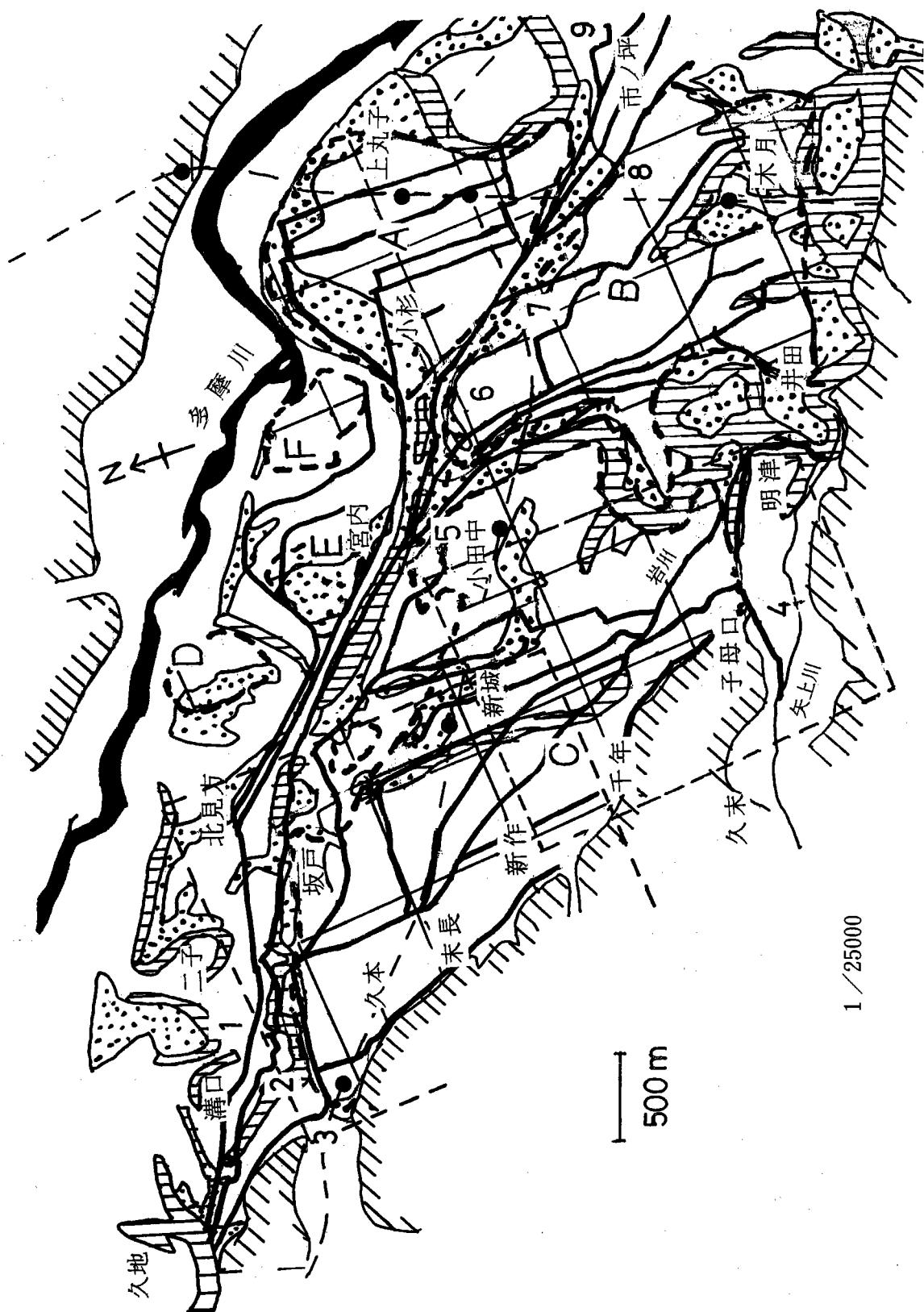
1490（延徳2）年、光明寺文書（川1-116）

武州橋花郡稻毛庄坂戸郷木田見方之代官徳分所、六貫文・・（下略）

とあるように、現在、坂戸の北隣にある北見方も坂戸郷木田見方として坂戸郷の中に含まれる。近代に坂戸付近に存在した主な用水路は、二ヶ領用水系の川辺用水の幹線、中稻毛川崎用水の幹線川崎堀、根方用水のうち東方、小田中方面への幹線があり、そのほかにも小溝は多数が存在した。これまでに見てきたように、古代の川辺用水はA条里区域の用水源、古代の中稻毛用水はB区域の用水源、古代の根方用水はC区域の用水源と想定可能である。川辺用水の用水路は近代の坂戸村の北側で村外、中稻毛川崎用水の用水路は坂戸と北見方との境界の位置、根方用水の用水路は坂戸村の内部になる。

関東下知状に記された中溝は、当時これら3本の用水路が坂戸郷に存在した事を、用水路の地形依存性による位置の恒常性を考慮すると、直接に証明はしないが、強く示唆する。あえて言えば、中溝は現中稻毛川崎用水の幹線、川崎堀に相当しようか。

中世以前から存在した水田の後とも考え得るA、B、およびCという条里遺構の存在とあいまって、鎌倉時代末、1300年代初めの正中年間に、坂戸には後世に二ヶ領用水の久地分量権で分水され



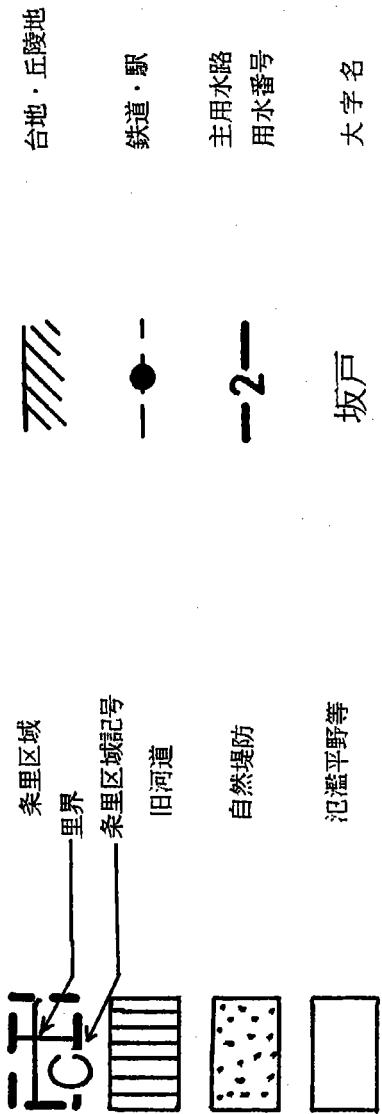


図20 中流域の条里遺構と地形分類

A、B、・、Fは分断された条里区域 A、B、Cは本文に説明した。D、E、Fは多摩川流路に分断された小規模な区域 これらも多摩川河道に分断されたもので、本来は一続きであったのだろう。久本・坂戸・末長・新作および千年北部は良好な方格地割り。B地域は南部のみ破綻。他の条里地域は正方格からずれている面が多い。D、F地域は用水が使用できず、畠地になっている。1、・・・9はこの地域にある二ヶ領用水の諸分水等。1、2、・・・9の諸用水はそれぞれ、川辺8ヶ村用水、中幡毛川崎用水、根方13ヶ村用水、矢上川の用水、井田用水、木月2ヶ村用水、今井用水、上平間4ヶ村用水、中丸子用水である。5以下は2の分水である。

1、2、3の用水は久地の旧河道の位置に存在する久地分量樋において二ヶ領用水取水路の水を供給されている。

る、少なくも3本の用水（恐らく、古根方用水、古中稻毛用水、および古川辺用水）の用水溝が存在したと推定する事が可能である。

これらの用水は現在の地形から判断する限り、多摩川から取水し、多摩川低地にある条里区域の水田を灌漑したと考えられる。この用水体系は、玉川上水が多摩川から取水し隅田川流域の江戸に上水を供給したように、ある川から取水し別の河川平野の灌漑用水にするというような水域の転換を伴わないので、用水体系としては比較的原始的なものである。

中世以前に、多摩川の本流が久地分量権付近から東北流して溝口西方から北方へかけて流れていった時代があった。その近くにあった村に「溝口」という村名がついたのは、その地内にこれら何本かの重要な用水溝の取入れ口が存在したという、きわめて明瞭な特徴があった故に故に発生した地名であろう。溝之口（溝口）という地名は1559（永禄2）年に作成された「役帳」に記載されており²⁵⁾、川崎市史通史編1は394頁で、1382（永徳2）年当時、溝口郷が鎌倉の鶴岡八幡宮の所領として現れると記述している。小泉吉次による二ヶ領用水の開削（1600年代初頭）のはるか以前に溝口、したがって用水溝、はすでに存在していたのである。中世以前に創設されたこれらの溝、3用水は互いに利害の対立があり、取水口は別々だったと考えられる。上位からの力が働くかなければ、自発的に合口することは無いであろう。

当平野の古代微地形は基本的には近代と相違が無いと考えるので、諸用水の灌漑区域は近世と同じく、「古川辺用水」は宮内や小杉、上丸子地域、「古中稻毛用水」は今井、木月、井田郷等の用水源である。通説のとおり、宮内が稻毛郷の後身とすれば稻毛莊は前記の3用水の水をどれも利用していた筈で、用水の維持管理費の稻毛莊264町分の負担分として、井料田1.5町を確保してあった事になる。

用水組織の著しい特性の一つに、同一河川から取水する多数の用水がある場合、利害関係を調整しながら下流側から合口を重ね上流へと伸びてゆき、大きな用水体系に成長する性質がある。取水については一般に上流側が有利であるから、上からの力などで、抵抗を排して統合させねばならない。統合しても用水利用者の利害は複雑であり、合口したあとでも取水についてだけ、他の元組合と交渉を持ち、統合した元の諸組合はそれぞれ自治を行うのが普通である。明治時代に水利組合法にもとづき結成された近代組織の二ヶ領用水普通水利組合ではその規約に

第一条 本組合は稻毛川崎式ヶ領普通水利組合と称す

第二条 本組合は稻毛川崎式ヶ領灌漑の為多摩川を疎水したる既設事業を維持し稻田村上河原及宿河原取入口に於ける導水工事並に高津町久地分量権及び両者間における各般必要の施設事項を経営するを以て目的とす。

第三条以下 略

とあり、同組合は用水取水の為の上河原取入口と宿河原取入口とその用水を久地分量権にまで導水する取水路を維持管理する事のみがその事業であった。根方13ヶ村用水組合など二ヶ領用水を構成した個々の用水組合は普通水利組合として水利組合法による法人格は持たないが、その組織を独自に運営していた。根方用水等も、より小地域の用水組合の集合体であった。鹿島田から下流の区域は二ヶ領用水川崎堀から取水する故、二ヶ領用水普通水利組合の構成員ではあったが、下流域は別組織の大師河原村外四ヶ町村（大師河原村、川崎町、田島村、町田村、および御幸村）普通水利組合を結成していた。二ヶ領用水組合を構成する他の諸用水とは地域的には勿論、歴史的にも異なる所のある事を示唆する。

イ) 条里用水の取水口

溝口付近でも原図によると多摩川の流路は瀬と淵の連続から成っている。「役帳」や「風土記稿」、洪水地形分類図の記載から判断すると中世以前、少なくも永禄年間には現在の久地分量樋付近は淵として水が滞留する位置で、そこから溝口北方に瀬の形で多摩川が流出していたと見られる。

古代から多摩川に施されていた土木工事を考えると、淵から瀬に流出する位置の川底に杭を打ち並べて洗堰を構築して水流を妨げ、淵部分の水位を上昇させて用水の取水効率を上げることは可能であったと見られる。多摩川に堰を設けて用水を引く工事についてな鎌倉時代の書、吾妻鏡に記事が数点ある。溝口の近くにある堰村の存在は、条里地域の用水堰とは関係が無いかも知れないが、中世の多摩川に用水堰の存在した事を示唆している。古墳時代には福岡県那珂久平遺跡のように40m長の井堰で用材1万5千を利用した堰を造ること、大阪府の古市大溝のように洪積台地に20m幅、長さ4km以上の大規模な灌漑用水路を開削することもできた²⁶⁾。古代から灌漑技術は想像以上に発達していたと見なければならない。原図で測定すると溝口付近の瀬の部分で流路幅は約40mである。1920年前後に観測した羽村での流量と1960年頃の稻田堤で観測した多摩川流量は第6表のようであった。

表6 多摩川の流量

場所と時期		平均	平水	低水	渴水量	出典
羽村	1915-31年	16年平均	22.6	14.1	9.0	6.1
稻田堤	1954-63年	10年平均	18.6	10.8	7.0	4.0
		1928-29年 冬期流量概略平均			4.5	29)
多摩川全流量：羽村+稻田堤		41.2	24.9	16.0	10.1	

多摩川流量 単位 m^3/sec

平水：年180日保証、低水：年275日保証、渴水量：年355日保証流量

1960年頃は三多摩地区の都市化はあまり進んでいなかった故、稻田堤での流量は家庭排水等を含まない、自然流量と見なしてよい。稻田堤での流量は羽村下流からの流出量に等しく、羽村流量はすべて玉川上水に流入すると仮定して、玉川上水が無い場合の多摩川の稻田堤での流量を計算すると、

$$\text{多摩川全流量} = \text{羽村流量} + \text{稻田堤流量}$$

と表せる。玉川上水の羽村流量全量の取水は無い（羽村流量の一部は稻田堤流量に含まれる）から、上記多摩川全流量計算値は実流量の上限である。堰の工事をする場合、川の流量が減った渴水の時期に行ったであろう。稻田堤下流で流入する大きな多摩川の支流はない故、溝口までこの流量であるとしてよい。減水した時期の流量は約 $10 m^3/sec$ である。明治初期における多摩川の流速は稻田堤付近、平均勾配は $1/450$ 、で平水時1分間平均 $80m$ であった³¹⁾。流速は勾配にほぼ比例し、溝口付近の平均勾配は $1/700$ 程度であるから、流速は $50m/min$ 程度となる。この流速で川幅 $40m$ とすると平均水深は $30cm$ となる³²⁾。川幅が $20m$ としても平均水深は $60cm$ である。流速は $1 m/sec$ 弱であり、堰を築造する工事は中世以前でも可能であったろう³³⁾。埣樋その他の用水関係の工事も大古墳が築造された事から、律令制が施行された古代から土木技術に蓄積があったと考えられる。

8・4 上流地域

ア) 概 観

溝口から上流部分、福生付近まで存在する多摩川沿岸低地は多摩丘陵等と武蔵野台地に左右を狭く割された扇状地性の谷底平野で、表面にある砂泥粘土質層の基層は厚さ数～10数mの砂礫層によって構成される。この低地には網状のパターンを示して配置する旧河道と、その間に挟まれて島状の微高地をなす砂礫堆が分布している³²⁾。

上流部では地割図がない場合でも、東京都が1956年頃に作成した、地上測量による1／1万の地形図が存在し、宅地化の始まっていない地域では、地割までは分からぬが、水路、道路や、地類を詳細に記録しており、場合によっては遺構の残存状態を概観できる。地割図類は明治初期に、正式の測量でなく、簡単な器具を用い、村人により目測に近い状態で調査されたので、一般に精度が著しく悪い。地図の範囲が広くなるほどその欠陥が拡大されるので、正確に測量された、旧時の状況を表す1／1万地形図は住宅地化が殆ど始まっていないので、地割図のように地割の詳細は分からぬが利用価値が大きい。

イ) 多摩川右岸、旧稻田村宿河原

地割図として旧稻田村全図と旧向丘村土地宝典が利用可能である。条里様地割は旧稻田村宿河原の南部と向丘村長尾の境界の北側、北方の多摩川旧河道（宝暦年間<1750年代>以前の多摩川旧流路で最近まで旧流路に沿ってその東部に「堰の長池」を残し、西部は二ヶ領用水大堀に重なる）の間に甚だしく崩れた形で東西に広がっており（図21）、直交する道路の存在と条里地割の崩れ残りと見なければ不自然に思えるほど1町間隔で平行して走る道路の存在により、条里地割の残存の可能性がある。近世以後の用水は新川から分水する二ヶ領用水新川系の榎戸堰用水である。古代にもこの用水はあったろうか。

ウ) 旧砧村から調布町の地域

旧砧村から狛江村にかけては、条里遺構の痕跡は見あたらない。

旧調布町南東部から狛江村和泉の西部にかけての一帯は「千町耕地」と通称され、かつては一面に広がる低湿な水田地帯であった。周辺の地割図を図22に示す。この一帯には条里遺構と見られ、乱れがやや大きいが、斜交した方格地割が見出せる。斜交する角度は99度で、東西線はほぼ東西方に有るが、南北線は北9度西に傾斜する。条里地割の範囲は東西1.5km弱、南北、最大0.6kmである。

排水困難な低湿地で、この耕地の近代の用水は府中用水など上流諸用水の余水、および武蔵野台地の縁辺からの湧水を水源とした。この状況は古代、中世にも変わらなかったと考えられる。当地域には僅かな旧河道はあるが、顯著な自然堤防等は認められず、比較的安定した洪水環境下にあったものと見られる。

この条里地域の北西部が千町耕地の中でも粘土地盤の微高地となっており（但し洪水地形分類図には微高地周辺面より50cm以上高所としては記載されていない）、調布市の染地遺跡地域である。

染地遺跡は多摩川低地に発見され、初めて本格的に調査された遺跡で、縄文時代から近世まで連続して各時代の遺跡が発見されている³³⁾。遺跡の存在は昭和20年代から知られていたが、公式の発掘調査は約20年後の1966年に開始され、百軒以上の竪穴住居跡や数軒の堀立柱住居に道路、溝などの遺構が発見されている。居住の歴史は古墳時代中頃にはじまり、奈良・平安時代に最も隆盛になり、中世にも続いた。そのほか道路や人口の溝、自然の川の遺跡も見つかっており、計画的な集落が存在した事が判明した³⁴⁾。この時点では検出の水田遺跡の報告はない³⁵⁾。多数次にわたって発掘

図21 宿河原・長尾付近の条里遺構

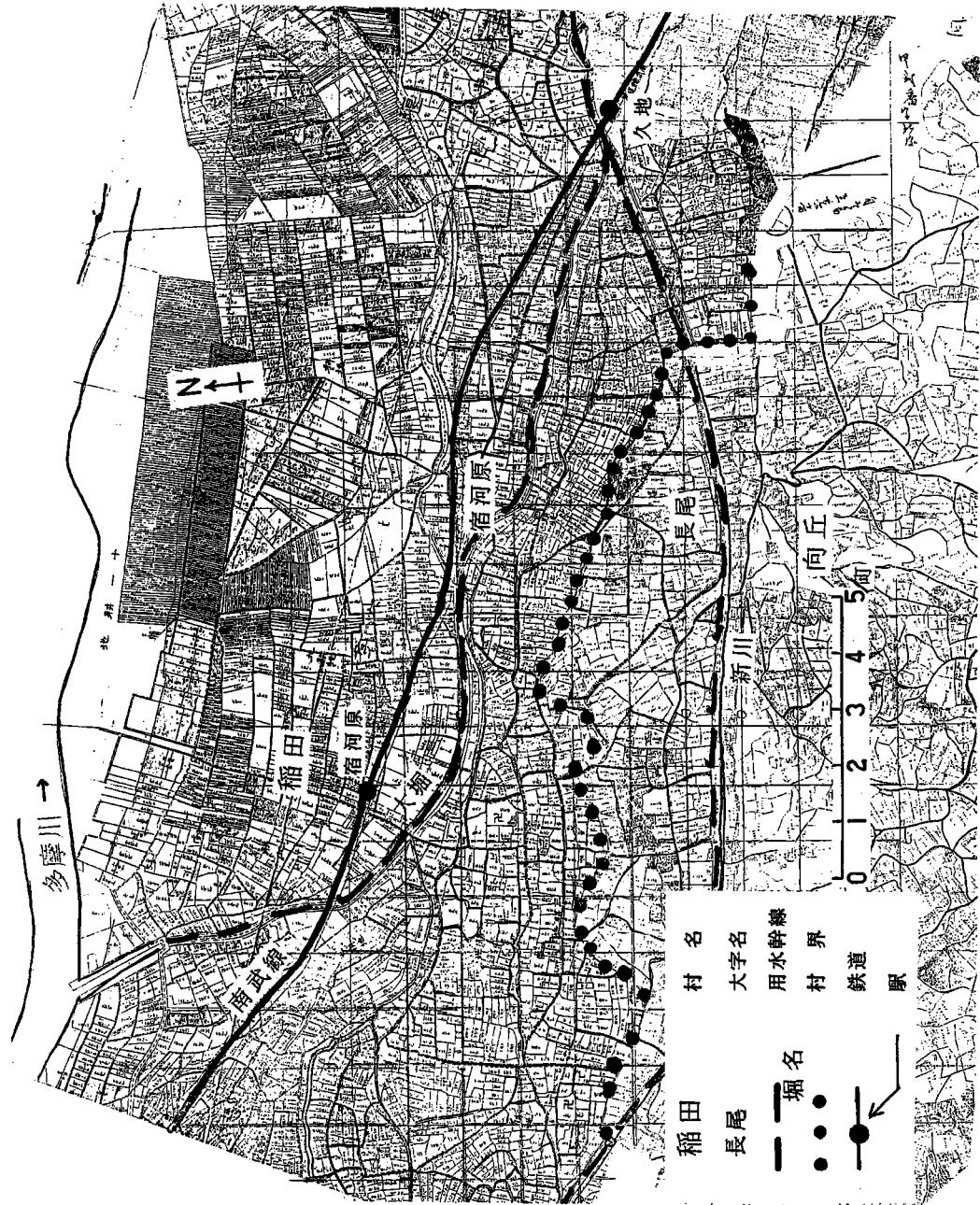
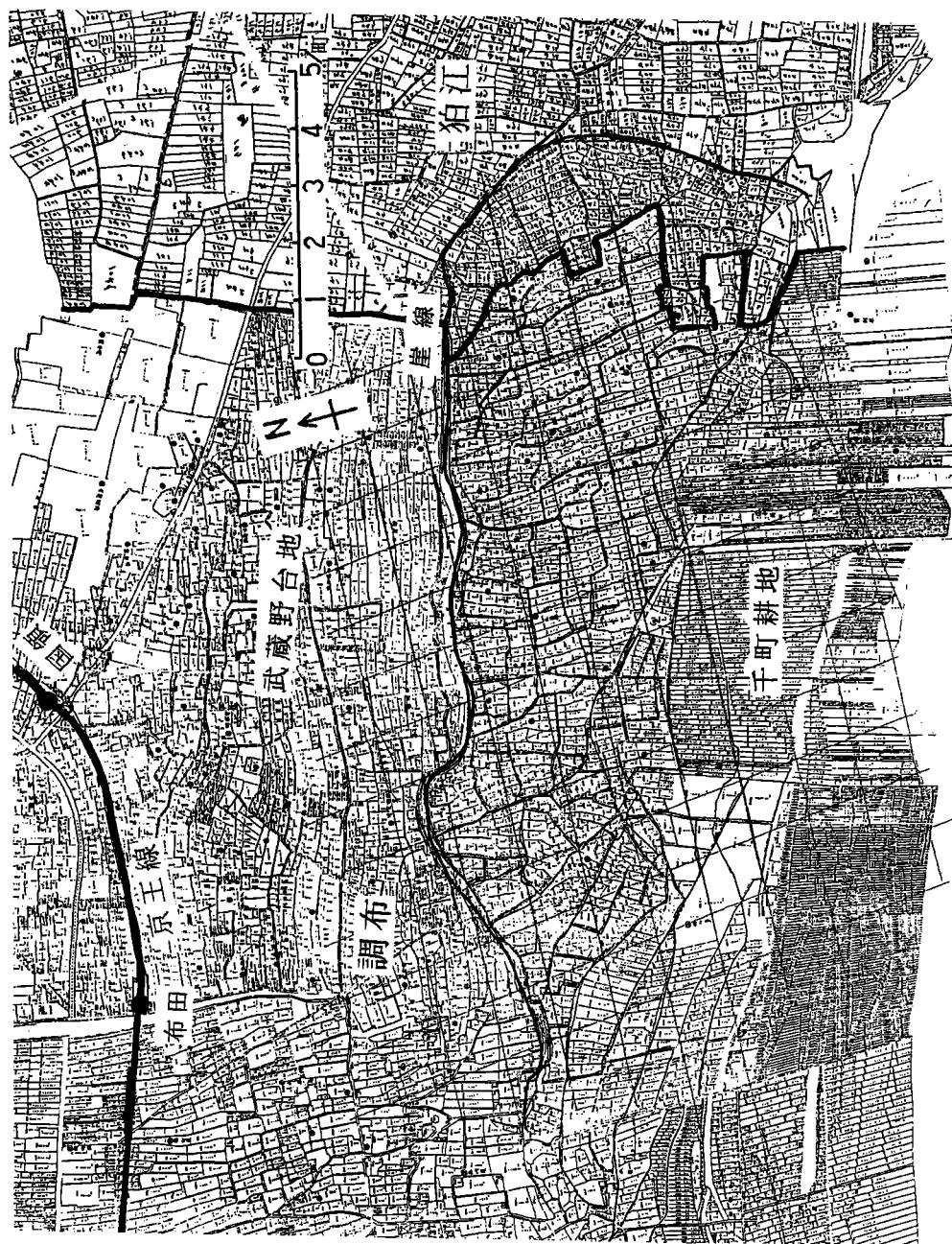


図22 千町耕地の条里遺構
多摩川



が繰り返されたが、各次とも小規模な発掘の繰り返しがあった故、調査範囲を面的広げ、水田調査を意識的に扱った上で、高度な検出技術の必要な水田遺跡の検出はできなかったと考えられる。当遺跡では、発掘範囲を広げて溝の分布等も調べれば、埋没条里遺跡が見出された可能性がある。

低地遺跡の研究が遅れているのは、低地には遺跡が無いという先入観、低地遺跡は台地上の遺跡に比して表面散布物が少なく、発見が困難である事、発見されても低地遺跡は深度が大きく、通常数m地下になる。台地上の遺跡に比し遺構、遺構の検出が困難であり、多額の費用を要するから敬遠される事、等が理由である。低地遺跡は通常、水で遺物が密閉されて、酸素から遮断されている等で腐食・腐敗しやすい木質遺物等でも保存状態の良好な事が多く、大発見となる場合が珍しくない³⁵⁾。近年は低地遺跡の調査も次第に行われるようになった^{36, 37)}。

関東地方は平野の中央部分の地盤が沈下し、周辺の山地が隆起する傾向があり、関東造盆地運動といわれ、利根川沿岸の低地から古墳が埋没して発見された事もある³⁸⁾。関東造盆地運動により関東平野の中央部を中心に地盤の沈下が進んでいる。中央部での沈下速度は1.2mm／年という（地学辞典、平凡社1978）。多摩川流域付近での沈下または隆起速度は不明である。周辺の山地は隆起している。多摩川付近では北側が低くなる傾斜運動が続く。地盤の傾斜運動は多摩川が長期的には北方に移動する傾向の原動力と考えられる。

宿河原条里と千町耕地条里と地形を図23に示す。千町耕地条里は破線、宿河原条里は可能性が低く、点線で表現する。両者とも旧河道の位置は避けている。

オ) 旧多磨村、府中町、西府村

武蔵国府の周辺地域である。当地域に条里遺構が存在すると指摘した報告はいくつか見られる。また、この地域に限っての条里遺構の研究は2報ある。一つは池田文子外によるもの³⁹⁾、他は遠藤吉次によるもの⁴⁰⁾である。池田らは府中市役所所蔵の府中町、多磨村の関係部分の地籍図をもとに所要の地割図を作成し条里遺構の分布を検討している。先進地域では台地上に用水を引いて、条里水田の造成も行われたとされるが、当報告では台地上は検討の対象としない。

旧多磨村地域の地割図は現在まで、見出されていない。旧府中町、西府村地区については、府中町全図、西府村全図が利用可能である。

● 多磨村南部、染屋の条里

旧多磨村の多摩川低地部分は1956年当時は住宅地化の波の外にあり、地形図は旧状を写している。小田分集落の東方、下染屋・上染屋地区に東西1km、南北400m程の範囲に比較的整った条里遺構が見られると遠藤吉次が報じている。図24に遠藤の報じた地割とを示す。当条里区域の東部は地割の南北線が次第に東に傾き、間隔も乱れて非条里遺構地帯に消える。東方はるかに千町耕地の条里遺構があるが両者の中間地域には条里遺構の痕跡は見られない。

● 旧多磨村西部から府中町南部

かつて、比較的に広い条里地域が広がっていたようである。しかし1933年に東京府中競馬場が開設されて、その周辺の地割・微地形は全く変わってしまった。したがって、それ以降の地割図や空中写真は使用できない。

図25は府中町南部の地割図に池田文子らの作成した多磨村是政部分の地割図を接続した地割図である。この地割図から判断すると、旧時には整備された条里区域があったのであろうが、近代の当地域では坪としてまとまった区域を求める事は困難で、断片的な水路・道路等の延長線で坪を何とか組み立てられる程度の状態となっている。多摩川の乱流地帯の中にある事が原因であろうか。池田文子らの報告によると、乱れは比較的大きいが、条里地割は現東京競馬場付近を中心には政の東

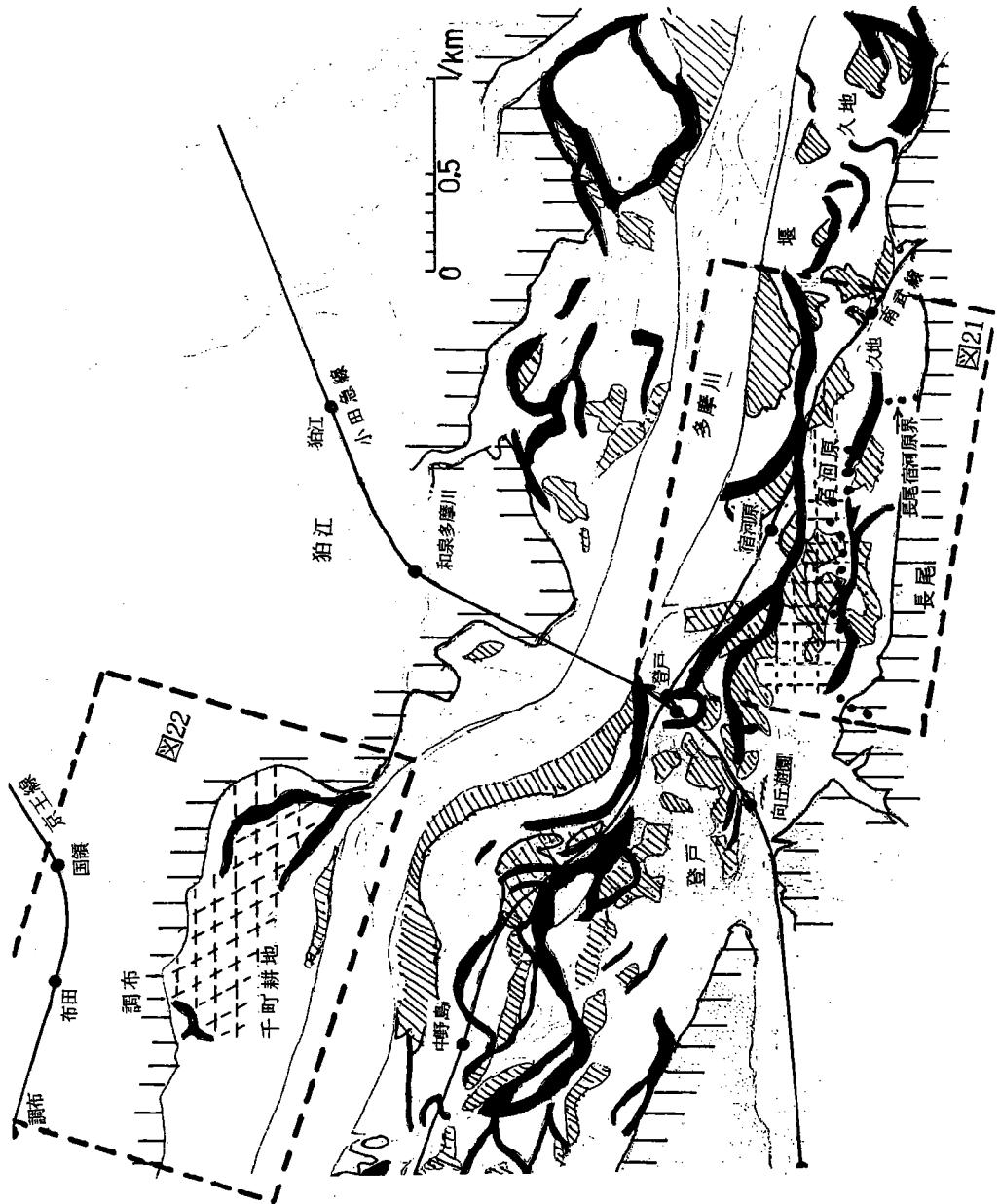


図23 調布から溝口の条里遺構と地形分類

宿河原条里は点線、千町耕地は斜線で表示。これは宿河原が多摩川左岸、長尾が右岸とする小田原衆所領役帳の記事に対応する。

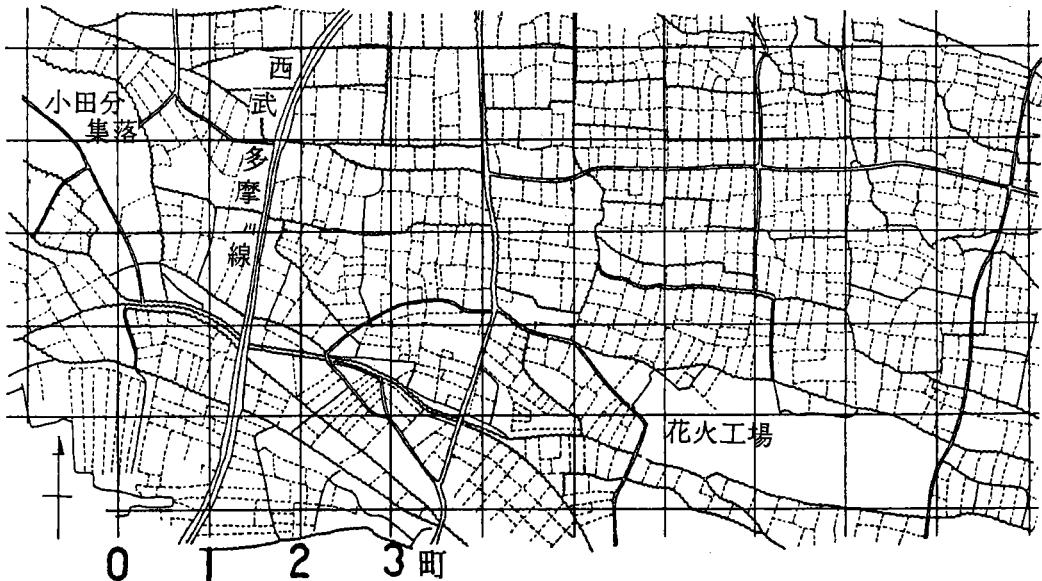


図24 旧多磨村下染屋付近の地割

部にまで広がっているとする。東西2.5km、南北1kmほどの範囲になる。条里の南北線は3度ほど東に振れている。

遠藤吉次は当条里区域とさきに記した染屋の条里は条里の方格線の関連から判断し、元々は一体のもので、両者の間の無条里地帯に府中用水の末流が数本流れしており、多摩川の旧流路に相当し、両条里区域を分断したと推定する。

古代から中世には、武蔵府中に武藏国府が置かれていた。国府の遺構は大国魂神社付近に存在すると見られているが、未発見である。周辺地域から多数の住居跡が発見されている。多摩川低地の条里遺構は国府を支える生産施設であった事は明かである。かつて存在したと考えられる広範な条里のごく一部が残存しているのであろう。遠藤吉次も府中南部の当条里区域と多磨村南部の条里遺構の間に遺構の空白域になっており、空白域に旧河道が存在する事から、元来は両条里区域は連続していたが、川の侵入により中間域の条里遺構は破壊されて消滅したとしている。更に言えば、河岸平地の多くに条里が存在した想定、その多くは多摩川の乱流により失われたと考えている。

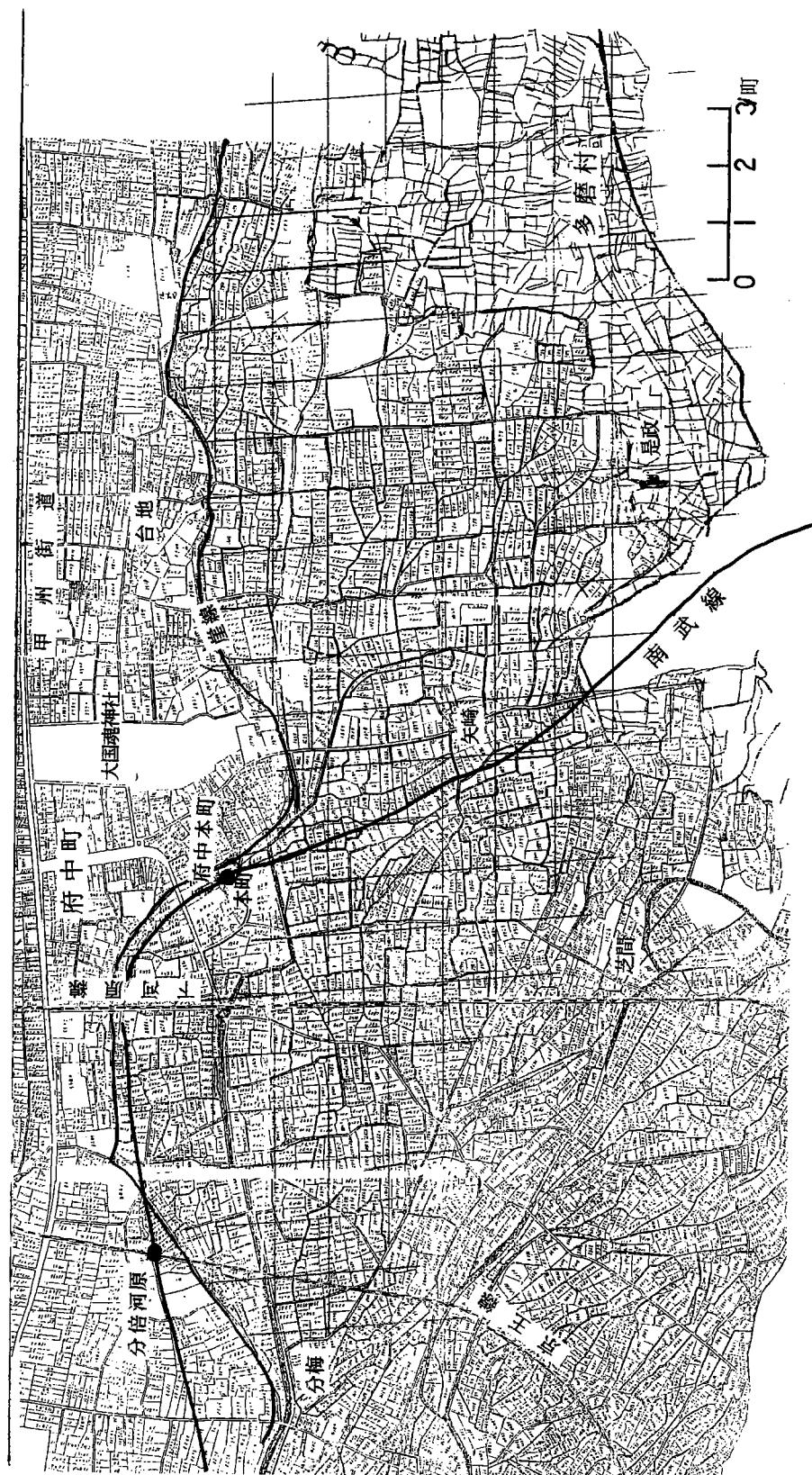
カ) 旧西府村、谷保村から上流

旧西府村から谷保村 当地区の地割図は存在する。しかし、当地域の地割図・地形図から条里地割の痕跡は検出できない。地形分類図によると沿岸低地の、特に中央から東部に旧河道が入り乱れて走っている。しかし旧河道の少ない西部に条里地割が遺存するわけでもない。

旧立川村から昭和村 当地区の地割図は存在する。旧立川村南西部から昭和村東南部にかけての多摩川低地に、あるいは条里遺構の名残かと思われる、1町程度の間隔をもった、平行する地割が存在する。長さが1.5km、幅は400mほどである。しかし多少無理をしても肯定的には取れない。この付近には小数の大きい旧河道が存在する。

旧拝島村より上流 この付近から上流では多摩川低地の幅は狭くなり、面積を減ずる。入手した

図25 府中南部の地割



旧福生・熊川村の地割図では、多摩川低地の水田は区画整理がなされており、旧地割は不明になっている。明治時代の地形図、原図・正式図にも条里遺構を思わせる者は見あたらない。

キ) 右岸、旧稻城村の条里

旧稻城村に地割図、稻城村全図が存在、昭和31年1／1万地形図と併用できる。多摩川は大丸の西部で山地を離れて東流し多磨丘陵との間にやや広い低地をつくる。多摩川の支流、三沢川は旧稻城村の南隣、旧都筑郡柿生村黒川を水源とし、坂浜の谷戸を東北流して、平地に達した所で流路を東に転ずる。この東流路は平地よりは高い位置を流れしており、用水路として利用する為の、人工を施された変流路と考えられる。旧稻田村菅に達してからは多磨丘陵の山裾を流れて大丸用水路の一部の役割を果たし、その末流は二ヶ領用水新川に流入、その補助水源となっている。

旧稻城村では、北側を流れる多摩川と多磨丘陵の間に南北幅1.5km程の平地が広がる。この平地のやや南側に三沢川が流れ、地割図を点検するとその右岸に長沼から矢野口にかけて条里遺構が東西1.5km、南北0.3km程で広がる。この条里遺構の西北方、大丸地区中央部にも多磨丘陵に寄り添う形で3角形に広がる条里遺構が認められる。この両条里区域の間も地割りが著しく崩れているが、条里地域と考えられる。両区域をまとめると、図26のようであり、長さは2.5km程になる。

条里遺構範囲と地形分類の結果を比較すると、条里遺構の存在する地域には旧河道が少なく、扇状地性の地域に分類される位置にあるが、洪水に対しては相対的に安定な立地にあったと言えよう。

三沢川右岸の条里区域での近代の用水は三沢川から取水する本郷用水である。条里区域の西半分は長沼の本郷と呼ばれる場所にあたる。その東は矢野口の根方地区であるが、その西部に功方と言われる場所があり、中世で莊園の下地中分に際して国府方とされた土地の名残地名であり、中世には開発されていた土地を意味する。本郷用水を利用する水利状況は中世以前においても、変わらなかつたと考えられる。

大丸地区的条里の用水については、古代に大丸用水が存在したかどうかは不明である。旧稻城村の山と川、平地の配置は溝口東南に広がる平地の小形版と見る事が可能である。多摩川が山裾に当たって流れる向きを左折する形の位置で取水する古代の根方用水等は古大丸用水に形の上で対応する。享保年間、当時存在した古大丸用水に押立付近から取水していた東方の矢ノ口、菅などを灌溉する用水が合口して現大丸用水が成立した⁴¹⁾。古大丸用水の幹線は大堀と呼ばれ、山裾を東南流し幹線東方、大丸の条里地域に分水を出して灌溉している。用水体系は溝口・久本・末長と連なる古根方用水に対応する構造をしている。古代の技術でも、ある程度の大きさの河川に堰を造れたとの指摘もある。難点は、河川の乱流が甚だしい扇状地性平野に遺構のある事で、流路の比較的安定した中流部の溝口下流部とは異なる。

多摩川が水源に利用できないとすれば、大丸の山地から流出する谷戸川と天水が水源であろうが、集水域が狭く、水量は不安定で不足するので、条里水田を維持するのは困難と考えられる。

現府中市域南部および現稻城市北部の多摩川沿岸低地に存在した、破線で示す条里遺構地域を当地域の洪水地形分類図に重ねてみる（図27）。この図によると条里遺構の存在した地域は旧河道が見られない部分に存在したと言える。これらの部分は洪水の破壊力が割合少なかった位置にあたると考えられる。大国魂神社南側の府中競馬場周辺は競馬場内の地形分類は攪乱されていて不明だが、条里遺構の残存するその周辺南側、東側と西側には顕著な旧河道は見られない地形条件にある。

ク) 旧多摩村から七生村

多摩村全図、七生村土地宝典、および昭和31年の1／1万地形図が利用できる。そのほか、原図と正式図が参考になる。地形的には多摩川支流の乞田川・大栗川および浅川が多摩川に合流する地域で、浅川右岸地域もある。遠藤吉次は当地域にも条里遺構が存在すると判定している⁴²⁾。判定

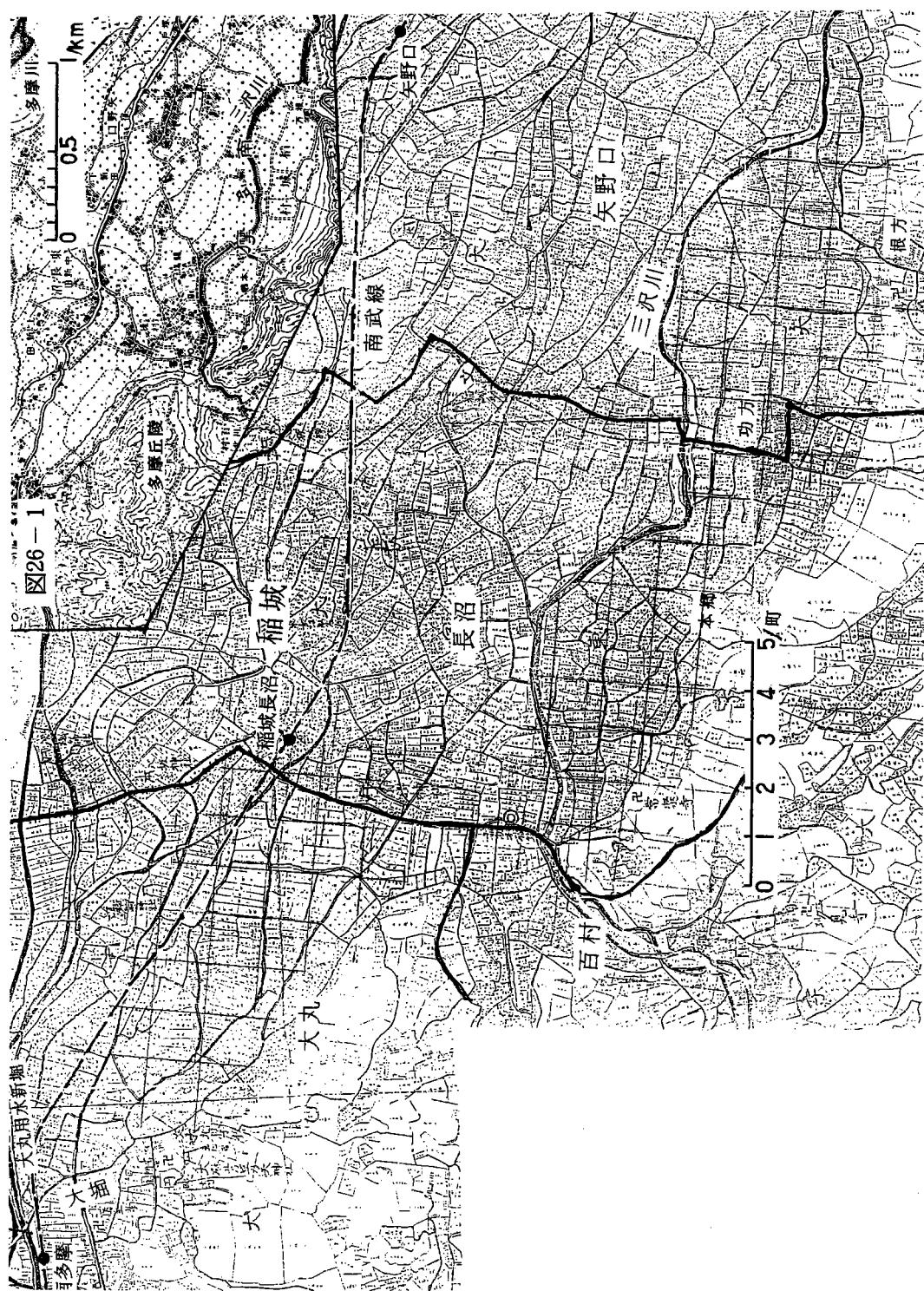


図26 稲城の地割と里区域

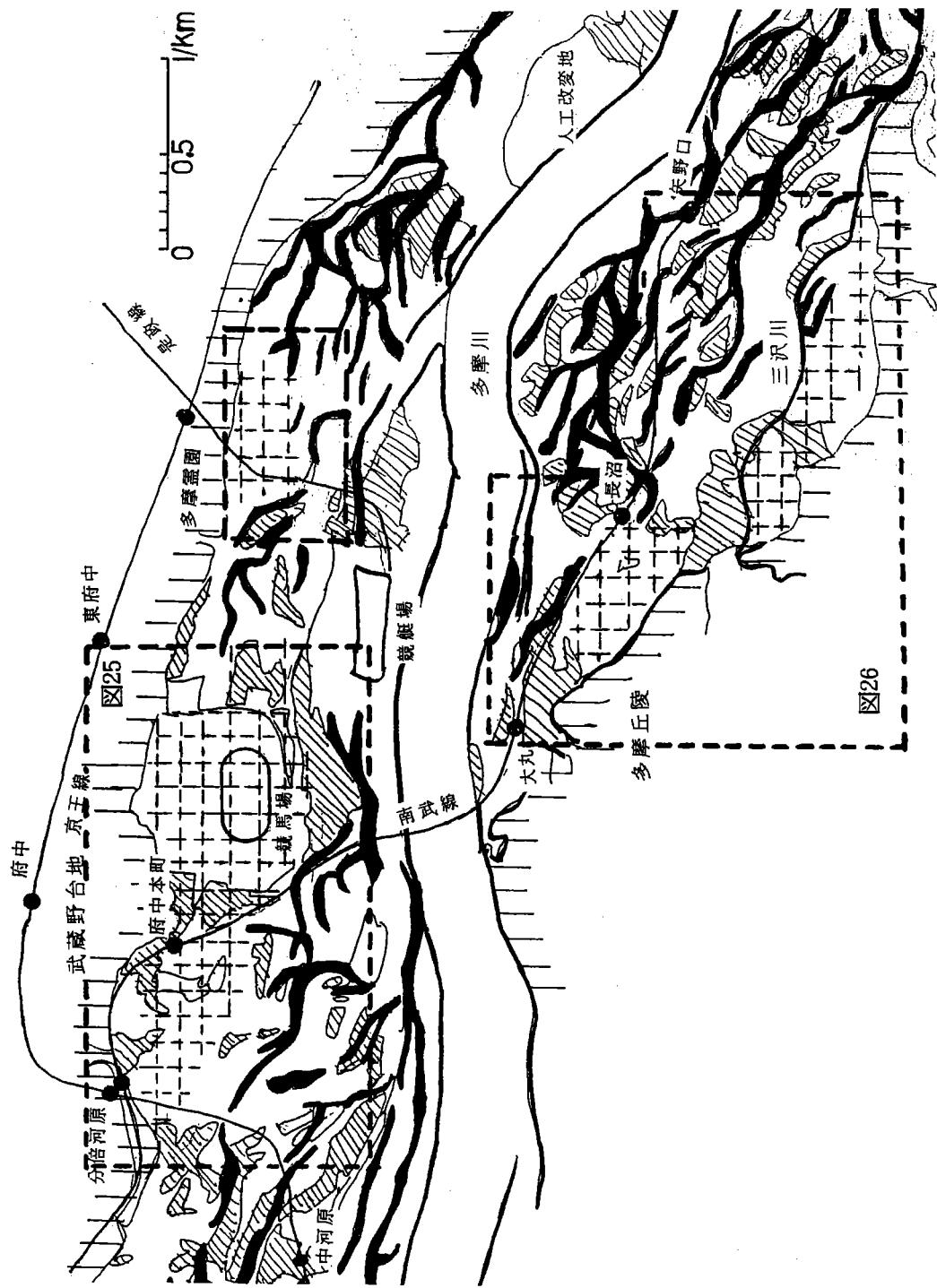


図27 府中南部から稲城北部の条里地域と微地形の分布

いずれの条里構も旧河道の存在しない区域に残存する。
府中東部は破線、西部は点線で表現できる。稲城では大丸の一部は実線と表現できる。他は破線。

範囲は「東は多摩市関戸から西は日野市の国鉄中央線付近、南は多摩丘陵で区切られるが、浅川に沿った地区では豊田辺まで及んでいるようである。」としている。

当地域にはかなり崩れているが条里遺構が存在した判断できる。旧多摩村関戸から一宮、七生村三沢にかけて、多摩丘陵から多摩川・浅川の河岸に広がっていた。長さは2.5km、幅は広い所で0.6km程で（図28）、そのうち残留状態の比較的良い場所は多摩村一宮の周辺と七生村百草から三沢になる。図28の一部に記載した図28-1の微地形と条里遺構との対比図によると、条里分布地域は旧河道の存在しない地域に当たる。

当地域には多摩川以外に浅川、程久保川、大栗川等、多数の川が存在する。これらの川と狭長な水田地帯は最近までそうであった様に、複雑な用水系を造っていたものと思われる。

ケ) 浅川沿岸上流

日野町土地宝典の旧七生村部分、1/1万東京都地形図、正式図、原図等を利用 七生村西部地域の南平、平山や日野町南部の川辺堀之内や豊田、由井村東部の北野、長沼から八王子町西部までの間で条里遺構を検出できない⁴³⁾。川辺堀之内は早期に耕地整理が行われており、地割図は古い地割を示さない。

コ) 多摩川右岸と浅川の間、旧日野町東部

日野町の東部は南の浅川、北東の多摩川、および西の日野台地に囲まれた三角形の低地になっている。東京都1万分1地形図には条里遺構を思わせる直線道路、水路、地区界等の分布が見られる。しかし、これらは1町間隔の周期性という点で規則性が乏しい。したがって、条里遺構の残存物と判断することは困難である。地割図を見ても条里遺構を思わせる者を見いだす事はできない。

当地は多摩川と浅川双方の水流の影響を受け、網状の旧河道と微高地が分布している。かつて条里が施行されていたとしても、多くは破壊されてしまって、残らなかったのかも知れない。

サ) 多摩川右岸旧日野町上流

和名抄の小川郷の中心に比定される小川付近に水田が広がる。当地区の地割図は見出せない。東京都1/1万地形図その他にも条里遺構を示唆する兆候は存在しない。

シ) 多摩川低地の遺跡

溝口の上流側の河岸平野は扇状地性の谷底平野で多摩川低地には多数の旧流路跡が網状に残っている。多摩川が、どの旧流路跡を本流としていたとしても不思議ではなく、分流は何本も存在した事であろう。しかし、古代から河川について治水の努力が為されており、全く自然の河川のように、低地平野で自由に乱流を繰り返していたわけではないだろう。古墳時代から多摩川流域では堤防工事が為された事を示す発掘結果や、史料が存在する。

多摩川上流地域で幾つかの大規模な低地遺跡が発見されている。日野市東部低地の南広間地遺跡と日野市から多摩市の浅川・多摩川沿岸低地に広がる落川・一の宮遺跡、及び調布市の染地遺跡に関するまとめの報告を福田健司が行っている⁴⁴⁾。

落川・一宮遺跡は多摩・日野市の多摩川・浅川沿い沖積微高地に立地する低地遺跡である。以前は水田であった。遺跡指定地の面積は合わせて75町となる。調査範囲は遺跡のごく一部だが、竪穴住居260、堀立柱建物100、100以上の溝、井戸跡等が発掘され、遺跡としては住居密度が高く、中世以前にも多摩川低地に多くの住民の居住していた事がわかる。本格的な集落が営まれるのは4世紀後半（古墳時代前期）からで、以後13世紀後半まで集落が継続している。竪穴住居存続の期間は古墳時代から平安時代末まで。堀立柱建物の時期は不明だが、平安時代後期に竪穴住居と共に存して

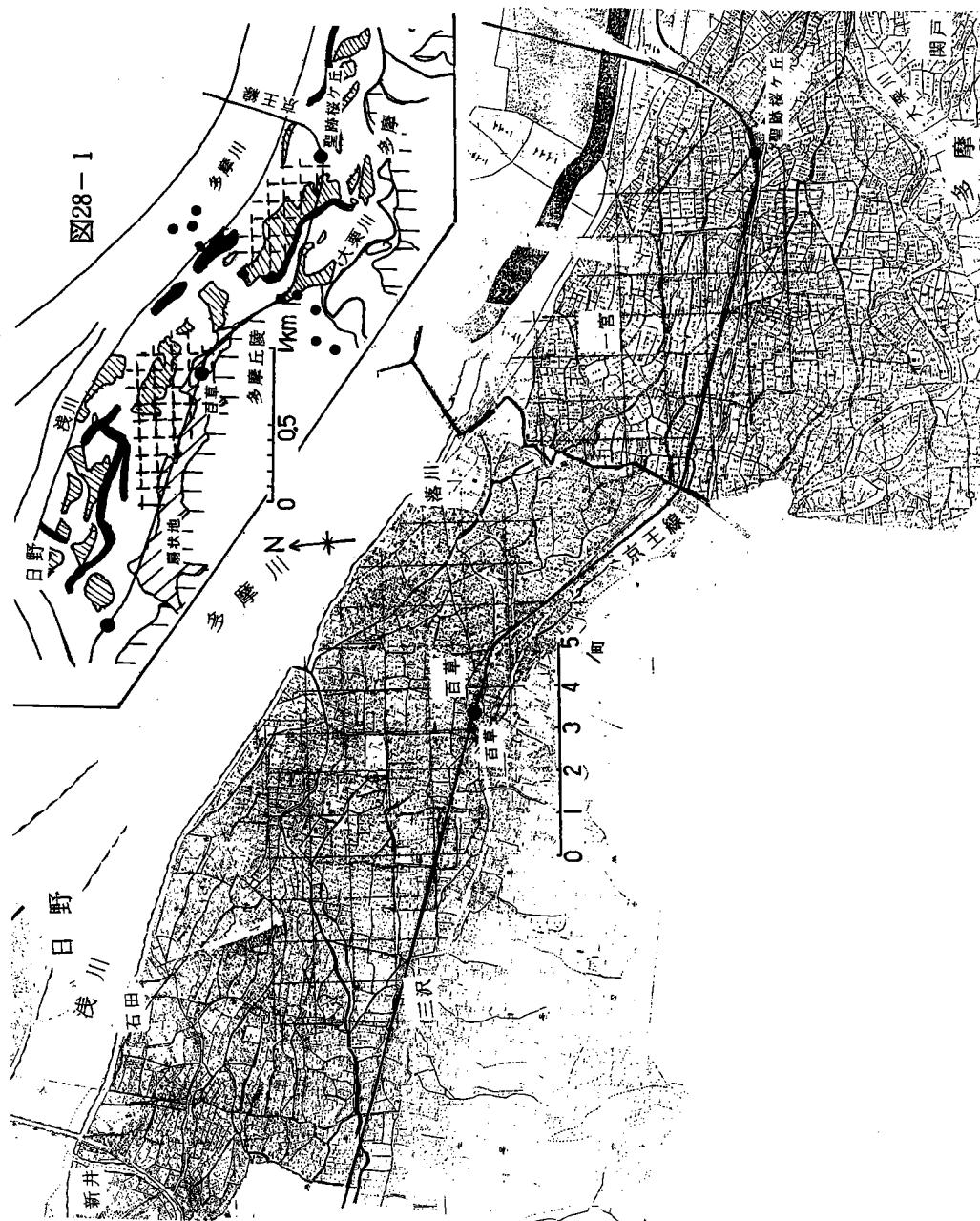


図28 旧多摩村閔戸から七生村三沢にかけての条里遺構

一部に地形と条里の対応図を添える。条里遺構は破線。

いる場合もある。溝も多数存在する⁴⁵⁾。

近世以後の住居の多数が多摩川低地に存在した事から明かなように、安全性・居住性が保証されれば、多摩川低地に居住するのは有利であった。低地にも微高地が分布しており、大部分の住居は微高地に立地しており、多少の洪水では冠水しない。

落川・一宮遺跡から水田遺跡は見出されていない。遺跡一帯の地は水田地帯に立地する故、水田が数百年以上存在した筈で、地下に水田遺跡が存在した可能性がある。同質の土が重なっているので検出ができないという事であろう。群馬県などで多く検出された水田遺跡例では、水田の泥土が火山灰に覆われた、洪水で川砂に覆われたなど、異質土層が生じた場合が多い。

多摩川とその支流、浅川に挟まれた日野市東部の多摩川低地に存在する南広間地遺跡は90ha（約90町歩）の遺跡指定地を有する大遺跡であるが、その近くに位置する神明上北、栄町、四ツ谷前、姥久保等の遺跡群と一緒に、低地の殆ど全面に広がる面積約200haの大遺跡の一部と考えられる。遺跡の範囲は広いが、発掘する範囲は点と線の状態である。1996年段階の福田健司のまとめによると、縄文時代以降平安時代の堅穴住居360軒以上、堀立柱建物75軒以上、湿地から木製品などが、見つかっている。、南広間地遺跡調査報告3⁴⁶⁾によると水田が用水路、堰、大畦畔、中畦畔とセットになって検出され、立地は旧河道跡の湿地であるとする。水田遺跡発見は梶原勝によって紹介されている⁴⁷⁾。

水田遺跡検出に有効な理学的分析法である、稲科植物起源微化石の植物硅酸体（プラント・オパール）分析⁴⁸⁾が実施されたが、水田であると確証するに充分な結果を得る至っていない。水田遺跡が旧河道跡の窪地でなく、平地部に存在するとの対立意見も調査団内にある⁴⁹⁾。1998年現在、統一見解が無い。

これら染地、落川・一の宮、南広間地遺跡に住民が定着したのは古墳時代前期からで、以後ほぼ連綿として江戸時代まで住民が居住し続けている。安定した居住の為に大規模な治水工事などが多くも行われたであろうと推測される。

この推測を裏付ける遺構が、旧多摩村関戸から七生村高幡に至る地域の中央部分の落川・一の宮遺跡で見出された。自然に堆積したと思われていた砂利層の構造を綿密に調査したところ、人工の大規模な盛土跡や灌漑用の溜池、版築工法で築造した堤、堰の跡などが発見されたのである。古墳時代の幅30m、高さ3m、長さ500mに達する当時の多摩川沿いに築かれた人工堤防跡や、灌漑用水用の堰と見られる遺構が確認されている^{50,51)}。堤防築造の工法は古墳築造技術と同じ版築工法であり、工人集団は互いに密接な関係があったと推定される⁵²⁾。盛土は4世紀後半に造成され、その後1500年以上の間、機能を果している。

畿内に比し規模では劣るが、関東各地で古墳が造られており、その技術が築堤に使われて当然と思われる。堤防をもった遺跡に秩父市太田遺跡で発見された古代水田があり、谷戸の出口に築造された、石組の堰堤を有する溜池跡も存在している⁵³⁾。中世の鎌倉期に突然、築堤記事が記録に多数現れるのは、相模国に鎌倉幕府が開設され、付近の史料が残り易くなった故であろう。

福田論文は省略しているが、多摩川低地の遺跡からは多数の住居跡が発見されており、生活の経済的基盤として、多摩川低地にはかなり広範囲に水田が存在した事は確かであろう。それらが「和名抄」に見る、武藏国の高い開田率を支えていたと考える。その水田の一部が条里遺構として近代まで地表に存在したのである。なお、条里遺構はあくまでも近代の地上構造物で、古代・中世に存在した埋没条里遺跡とは別のものである。地上に条里遺構が残らなくても、地下に条里遺跡が発見されることはある。

条里関係の溝があれば、溝間隔は109m程度の倍数となる筈で、発掘地が居住地重点であり、発掘範囲が幅100m弱、長さ300m未満で、答えを得るにはやや狭いと思われる。最近、日野市南広間地遺跡発掘調査で遺跡と埋没条里？との関連に触れる報告が出された⁵⁴⁾。

(注)

- 1) 門村浩、多摩川低地の地形、「地理科学」1 (1961) 16
- 2) 多摩川低地、「水害予防対策土地条件調査報告書」(建設省国土地理院1963) 78
- 3) 多摩川水系図、(建設省京浜工事事務所1969)
- 4) 井関弘太郎、弥生時代と古代における稻作の地形環境、「地理」28-10 (1983) 9
- 5) 山田蔵太郎、多摩湾沖積層想見図、「川崎誌考」(石井文庫1927) 付図
- 6) 川崎市域の莊園と公領、「川崎市史、通史1」(1993) 345
- 7) 「小田原衆所領役帳」、近藤出版 (1969)
- 8) 大田区の宝萊山古墳本体を築造するに要する所要の労働量を計算すると、当時の最も確からしい工法を想定して11万7千人日と算定できる。一日平均100人働いて、4年弱の期間を要する。
菅野雪雄、稻毛川崎二ヶ領用水と条里制水路、「武藏野」66.1 (1988) 16 毎日、100人の生産に携わらない人を何年も維持するだけでも大きな余剰生産力が必要であろう。
- 9) 浜田晋介、多摩川低地の遺跡、「川崎市民ミュージアム紀要」10 (1998) 1
- 10) 遺跡から見た古墳時代の大田区、「大田区史、通史上」(大田区1985) 388
- 11) 井料は灌漑施設の維持管理にあてる為の費用を意味し、井料米、井料田として史料に現れる。
一般には井料は各田地の面積に比例して毎年賦課されるのが普通であった。宝月圭吾、「中世灌漑史の研究」(吉川弘文館1983復刻) 106
- 12) 永原慶二、中世東國の新田と検注、「日本中世社会構造の研究」(岩波書店1973) 128
- 13) 戸田芳実、中世初期農業の1特質、「日本領主制成立史の研究」(岩波書店1968) 168
- 14) 金田章裕、土地利用と灌漑条件の検討、「条里と村落の歴史地理学研究」(大明堂1985) 249
- 15) 自然堤防帶での河川低地の開発には用排水溝の開削が必要であり、そのためには河水と河川低地をへだてた自然堤防を掘って引水したり、遠く上流から引水する工事を行っている。
金田章裕、微地形条件と開発、「条里と村落の歴史地理学研究」(大明堂, 1985) 194
考え方の基本は、近代以前の機械力を使用しない時代の、自然流下式の用水路を考える限りは、対象地域の地形が変わらないとすれば、取水位置と用水利用位置を指定した場合、用水路の配置は殆ど必然的に定まらざるを得ない。この場合、古代・中世の用水路網は全体として近代と區別し難い水路網となるだろう。
日野市南広間地遺跡での発掘調査によると、近代の日野用水・上田用水など現在の用水系は基本的には中世からの用水路を継承している。「日野市、南広間地遺跡9」(日野市1997) 210
- 16) 菅野雪雄、稻毛川崎二ヶ領用水と条里制水路(下)、「武藏野」312 (1988) 16
- 17) 川崎市史資料編1 No.93
- 18) 中世農村は開発領主の系統を引く武士の屋敷を中心に、在家とよばれた農民の家が集まりで、周囲に水田や畠地、山野が広がっているのが通例とされる。武士の屋敷は堀之内とか、土居、館ノ内、竹ノ内、殿屋敷などと呼ばれていた。
- 19) 山田蔵太郎、「稻毛川崎二ヶ領用水事績」(稻毛川崎二ヶ領普通水利組合1930, 復刻国書刊行会) 70
- 20) 所領の混在 当時、渋口郷内には岩松氏の所領以外に江戸氏の所領があった可能性の指摘もある。稻毛荘の郷と領主、「川崎市史通史」1 (川崎市1993) 395
江戸氏の本拠地である江戸郷内にも1323(元享3)年当時、江戸郷柴崎村内に別族の多賀谷氏が所領を有していた。(佐賀県「深江」文書、品川区史249)
- 21) 金田章裕、条里プランの里と旧町村界、「条里と村落の歴史地理学研究」(大明堂1985) 138
- 22) 旧河道は過去の河川流路のあと、自然堤防は河川の流路沿いまたは周辺に砂等が堆積してきた帶状の微高地である。後背低地は河川の沖積作用が比較的及ばない沼沢性起源の低湿地。

- 23) 埼玉県史、史料編中世 1 – 224
- 24) 溝は池溝と併称され、農業用水利施設の基本部分である。古代には用水堀との表現はなく、用水溝と書いた。溝には大溝も小溝もある。ある範囲の土地の所在を標示する四至に溝なる文字が頻出する。ただ溝と記すだけでは、どの程度の規模の溝か不明である。しかし、関東下知状に書かれ、中溝という名が付いている故、用水幹線のようにある程度の規模のものと推定する。
- 25) 杉山博、「小田原衆所領役帳」(近藤出版1969) 39
- 26) 都出比呂志、灌溉技術の諸類型とその発達、「日本農耕社会の成立過程」(岩波書店1989) 64
- 27) 多摩川流量表、「東京市第2水道拡張計画参考書」(1931) 91
- 28) 昭和41年度多摩川農業水利動向調査報告書(関東農政局計画部1967) 163
- 29) 多摩川の流量と用水の調査、「東京市第2水道拡張計画参考書」(1931) 148
- 30) 27) に同じ
- 31) 偵察録 第1測期第3測回第8碎部天然物記載水地
- 32) 時間流量 (m^3/sec) = 幅 (m) × 高 (m) × 流速 (m/sec)
- 33) 多摩川の渡し場の一つである、「菅の渡し」は通常は、木製の簡単な仮橋を架設していた。建設工事の専門家と言えない船頭達が流れの中に木の橋脚を打ち込んでおき、その上に横木をかすがいで留め、板を載せて釘金で縛り橋板としていた。暴風雨等で水かさが増えそうな時は増水で流失を防ぐ為に横木と橋板を取り外していた。
- 34) 調布市染地遺跡、「調布市埋蔵文化財調査報告」19(調布市1983)
- 35) 「調布市史、上」(1990) 273
- 36) 佐久間豊、低湿地遺跡の試掘・確認調査方法、「考古学ジャーナル」327(1990) 16
- 37) 低地遺跡に注目、
福田健司、多摩川中流域における沖積地の開発、
「帝京大山梨文化財研報告」7(1996) 179
浜田晋介、多摩川低地の遺跡序説、「川崎市民ミュージアム紀要」10(1998) 1
佐久間豊、36) に同じ
- 38) 細野衛外、利根川沖積低地下に埋没した小松古墳、「第四紀研究」28.2(1989) 79
- 39) 池田文子外、条里制と武藏国府の研究、「日本史攻究、早大」12(1963) 1
- 40) 遠藤吉次、武藏府中の条里、「府中市立郷土館紀要」3(1977) 93
- 41) 菅野雪雄、大丸用水、「武藏野」56–1(1977) 33
- 42) 40) に同じ
- 43) 段木一行は、武藏国における中世村落形態、「(都教委)学芸研究紀要」1(1984) 19において条里遺構の存在をうかがわせる地区があると述べている。
- 44) 福田健司、多摩川中流域における沖積地の開発、「帝京大山梨文化財研報告」7(1996) 179
- 45) 落川遺跡、1、(1996) 日野市落川遺跡調査会
- 46) 篠崎譲治、成果と問題点、「南広間地遺跡」4(1994) 145
- 47) 梶原勝、多摩川中流域の古代水田開発、「開発と民衆」(雄山閣1991) 67
- 48) 近藤鍊三他、植物硅酸体、その特性と応用、「第四紀研究」25–1(1986) 31
- 49) 中島光世、成果と問題点、「南広間地遺跡」5(1995) 104
- 50) 44) に同じ
- 51) 古墳時代の人工堤防、「落川・一の宮遺跡」(読売新聞、1995.12.19 夕刊)
- 52) 47) に同じ
- 53) 秩父市太田条里遺跡 水田跡、溜池跡、堰堤の石組、畦などを発見
- 54) 篠崎譲治、日野税務署敷地発掘調査報告、「南広間地遺跡45報告」(1997) 条里に言及

9 多摩川周辺4郡の水田分布

近代の水田分布　－明治40年代当初の状態－

古代・中世水田と比較対象とする時代は現代ではなく、水田の開発が充分になされており、しかも都市化による水田の壊滅が進んでいなかった、近代、明治末から大正初期を想定する。対象範囲は武蔵国南部、多摩川流域を中心とする荏原郡、多摩郡、橋樹郡、都筑郡域の多くの水田の分布する地域である。

東京や横浜の周辺の水田は都市膨張の影響を強く受けて、近代以後、壊滅していった。特に昭和30年代以降は都市郊外地区でも水田等の消滅が加速した。最近では当地方平地の広い範囲が宅地で埋め尽くされ、水田を見いだす事は難しい状況である。よって、可能な限り古い時代の正確な地形図を利用して、水田開発が絶頂期を迎えたと思われる、近代の水田の分布を、一つの基準として調べる事を試みた。利用可能な地形図は、明治40年頃作成の正式2万分の1地形図である。地形図の中から水田の分布地域を抽出して図29の水田分布図を作成した。

図29を見ると、土と水を利用できる限り、水田はあらゆる場所に分布している印象を受ける：多摩丘陵や武蔵野台地から流出している全ての河川の周辺には水田が存在する。河川沿岸で、一部水田が存在せず切れている場所があるが、通常そこには明治時代に盛んであった養蚕の為の桑畠が広がっている。桑畠が以前は水田であったか、畠であったかは不明であるが、水田を養蚕の為に桑畠に転換した場所もある。

これまでに見出した条里遺構の分布域を図29の水田分布図に重ねて記入し、河川の分布も重ねる。前に多摩川周辺の諸郡の、古代における水田開発率は50%を越えていたと推測した。古代の水田は近代の人家密集地を除けば、図29に示す水田分布範囲内に主として分布していたと考えられる。水田化が均一であったならば、50%超の数字は、観察する人に、どこも大概は水田化されているとの印象を与える。

図29を概観すると、多摩川沿岸の広い河岸平野では、多摩川中流域は大部分に条里遺構が分布している。多摩川の流況と陸地の勾配を考えると、勾配が1／数百程度で用水利用による水田の經營が比較的行い易い地域であったと見られる。下流域では鶴見川沿いで条里遺構の残存が見られるが、多摩川本流沿いには見られない。大師河原村の東部に可能性が見られるが、疑問が多い。荏原郡南部の海岸平野、特に現東海道線以西にいくらかの可能性があるが、更に検討を要する。多摩川の上流域の扇状地性低地では千町耕地、府中南部など部分的に、著しく乱れた条里遺構が残存するのみである。

10 まとめ

1) 条里水田遺構

荏原郡域では目黒川流域下流部に比較的明瞭な条里遺構が存在、荏原郡南部には幾らかの存在可能性がある。

鶴見川流域にも大豆戸、新羽、駒岡などに小規模な条里が断片的に残存した。

多摩川流域には溝口から東南、江ヶ崎まで遺構が密に存在した。残存状態は西北部に良好で、東南部は乱れが大きくなる。溝口より上流側には、宿河原、調布-狛江、稻城、多磨、府中、多摩一日野と所々に小規模な条里遺構が散在している。

2) 条里遺構の土地条件

川の沿岸低地で条里遺構の残存する地域を求めた。おもに残存する地域は中流域の自然堤防帶に

目だつ。これは河川の勾配が大きすぎず、小さすぎず、灌漑用水が利用し易く、土地が肥沃で、溢流形の洪水になり、洪水で水田破壊の悪影響はうけにくい故と思われる。水田の存在地域は主に広い後背湿地と言われる比較的肥沃な平野で水田適地である。洪水は土地の肥沃化の面で利点もある。

多摩川の上流部では稻城市の条里残存地域で見られるように、扇状地性の乱流地帯でも洪水危険度には地域差があり、洪水流の直撃を受けにくい山蔭の部分に存在が目だつ。調布・狛江市にある千町耕地の条里遺構も旧河道は殆ど存在せず、洪水流の死角に位置するようにみえる。現時の遺構残存状態から判断すると、当地方でもより広い範囲に条里地割が存在したのは確かであろう。上流の河川乱流地帯でも、常に洪水がある訳ではなく、土木技術もある程度は発達していたので、乱流河川を利用しての灌漑用水が整備し易く、水田をつくる事ができたと考えられる。中世の谷戸田整備などが言われるが、大河川周辺の、ある程度、勾配のある低地が灌漑も行い易く、水田の適地であった。古代の水田開発状況を考えると、最近まで条里遺構の存在した、旧河道の無い地域だけでなく、より広い範囲に条里が形成されたが、洪水により遺構が次第に変形し消失したものであろう。

3) 条里地域の用水

古代から条里地域には多摩川を用水源とする幾多の灌漑用水が存在した事はほぼ確実である。特に多摩川中流部を灌漑した、「古根方用水」、「古川辺用水」、「古中稻毛用水」がほぼ確実に存在したと考えられる。また、「古大丸用水」も存在が推定される。鶴見川流域の鳥山川の用水なども中世以前に起源を有するものと見られる。

二ヶ領用水や玉川上水など以外の、創設時期の不明な小規模用水の多くが中世以前に起源を有するものと考えられ徵候が散見する。

謝 辞

条里遺構の分布を調べるに当たり、地割図の収集で比留間一郎、内藤方夫、田中紀子、岡橋樹、樋山俊雄、坂田常蔵、加藤貞二、田中交司など多くの方々のお世話になった事を感謝する。その他、日本地名研究所、国土地理院、関東農政局等の関係者や公立図書館・公文書館、市役所の担当部署のお世話になった事に感謝の意を表する。

なお、地形図等の利用は国土地理院の了解を得ている。

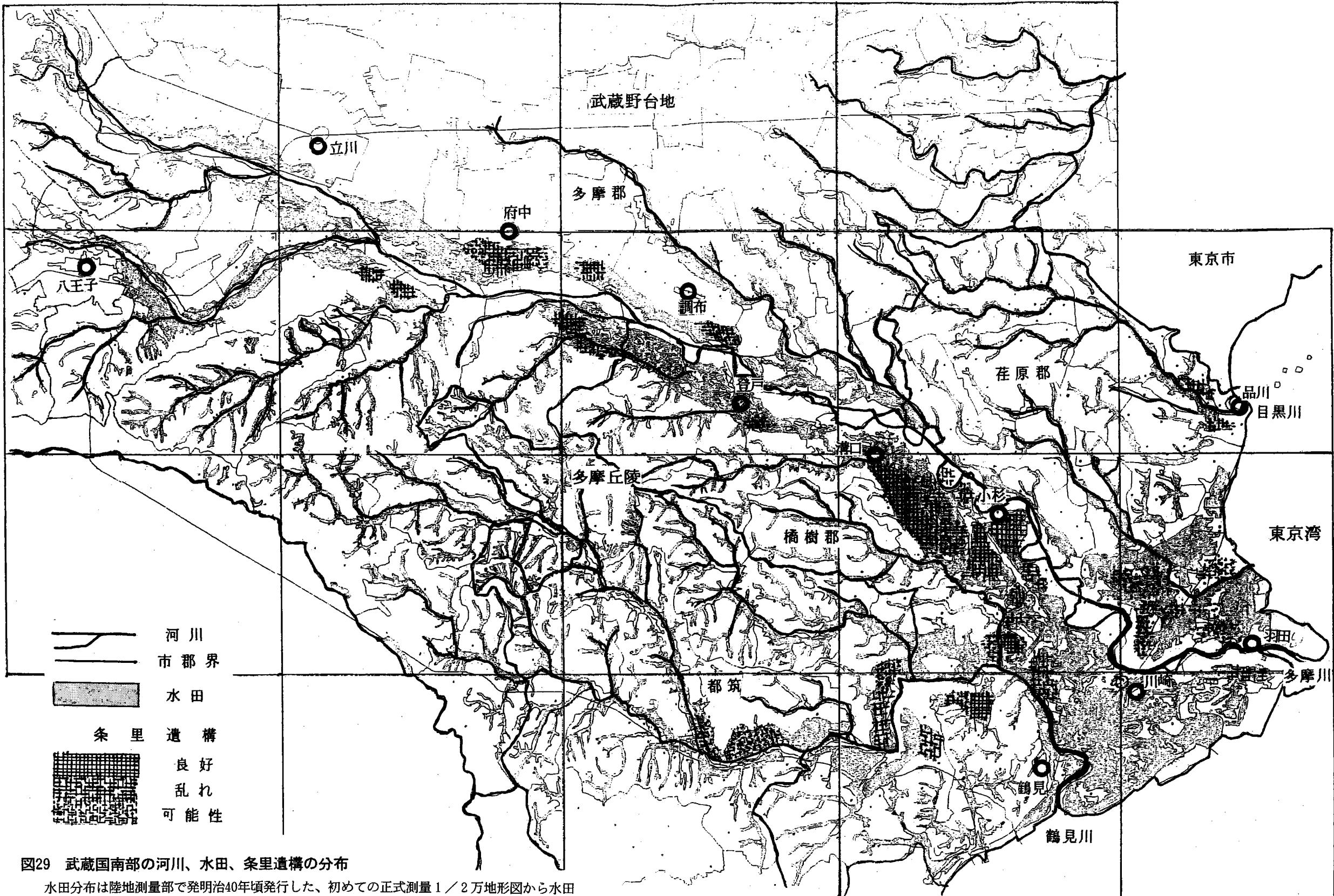


図29 武藏国南部の河川、水田、条里遺構の分布

水田分布は陸地測量部で発明治40年頃発行した、初めての正式測量1/2万地形図から水田の表示のある部分を抽出して作成した。

条里遺構は確実性を表現する。

付録 明治初期多摩川沿岸地域の水田と生産

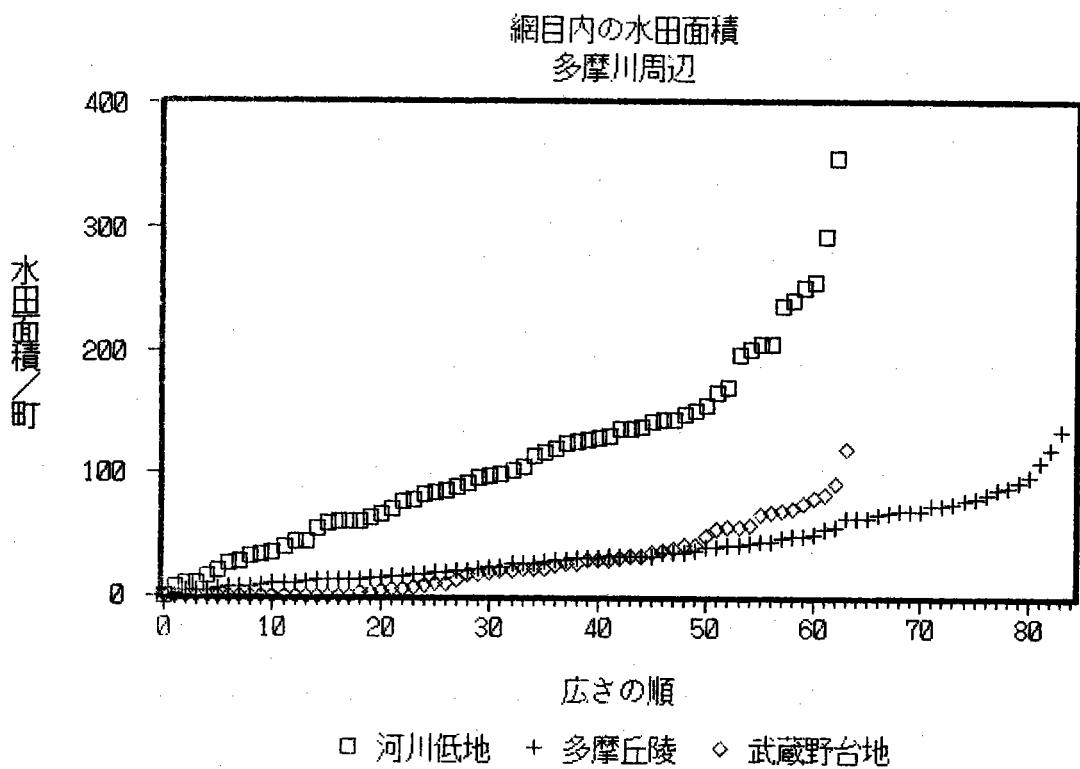
図29（付1-1図）の水田分布図は、元図の2万分1地形図が小縮尺にすぎて、水田の1筆づつの表現はできないので、分布の概要を感覚的に表し、水田面積の分布を必ずしも正確には反映しない。明治初期の近世村（大字）の水田面積等のデータを利用して当地域における水田面積の分布を図化する。土地の利用率を見るに、大字の面積データが存在しないので、総面積に対する土地利用率（水田としての）の分布を知るため、正式図区域を各辺4分した16方眼（網目、メッシュ）で区切り、網目毎に中に存在した水田の面積を表す網目図を作成する。各網目の面積は約411町歩である。

各正式図の16網目内に、網目内に示された大字の水田が集中していると仮定して、網目内大字の水田面積を集計し、和を網目内水田面積とした。大字の位置は地形図に記載された大字名の位置にあるとする。1網目内には通常、数個の大字が含まれる。大字ごとの水田面積値は、明治13年頃に参謀本部測量課が行った迅速測量に際し、国内の兵要事物を偵察して作成した「偵察録」の数値を用いた。偵察録に記された田畠の面積、収穫量等の数字は宿・町・村役場から軍の測量班に報告された値である。

水田の立地は網目毎に、多摩川・浅川・鶴見川沿いの河川「低地」、南部の多摩「丘陵地」、北部の武藏野「台地」に三区分した。各網目に含まれる大字の数値の和を網目の値とした。

当地域における水田面積の網目分布は付1-2図のようである。各網目毎の耕地の性格は付2、3、および4図に記した。付2図は低地、丘陵地、台地での網目毎の水田総面積を総面積を大きさ順に並べたもの、付3図は3区分の各々について水田の町当りの米生産石高の分布を表す。ただし生産高で町当り数十石とか2、3石など異常な数値を出す網目は除外し、5ないし20石の範囲のものを採用した。付4図は3区分の各々の土地に付いて、田畠面積に占める水田の面積率の分布を表す。

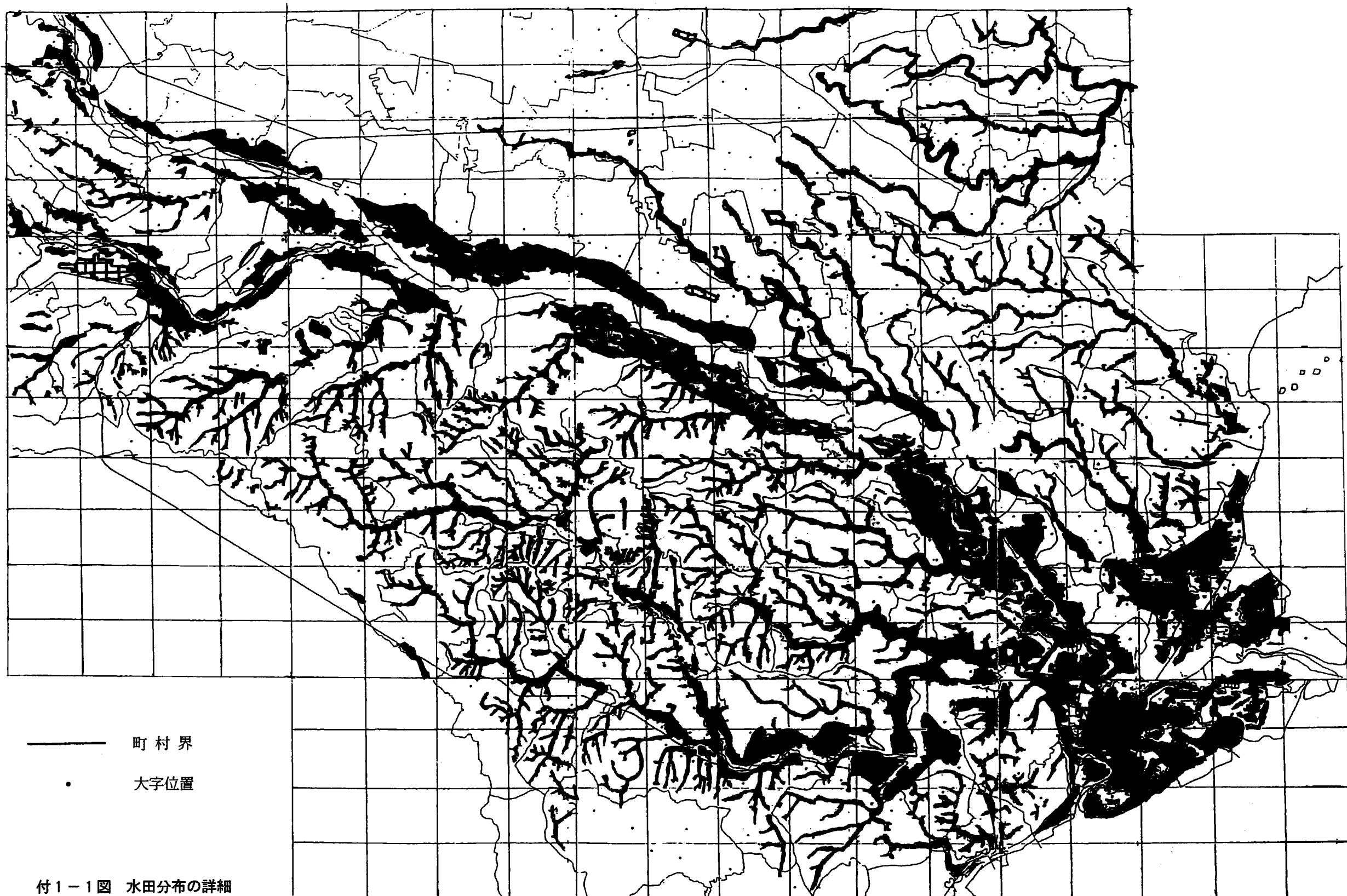
これらの図から、傾向として低地に水田の大きな部分が存在する、丘陵地の米生産性は低地よりは低い、台地部分では畠の比率が大きいなどが言えるが、詳細の検討はしない。



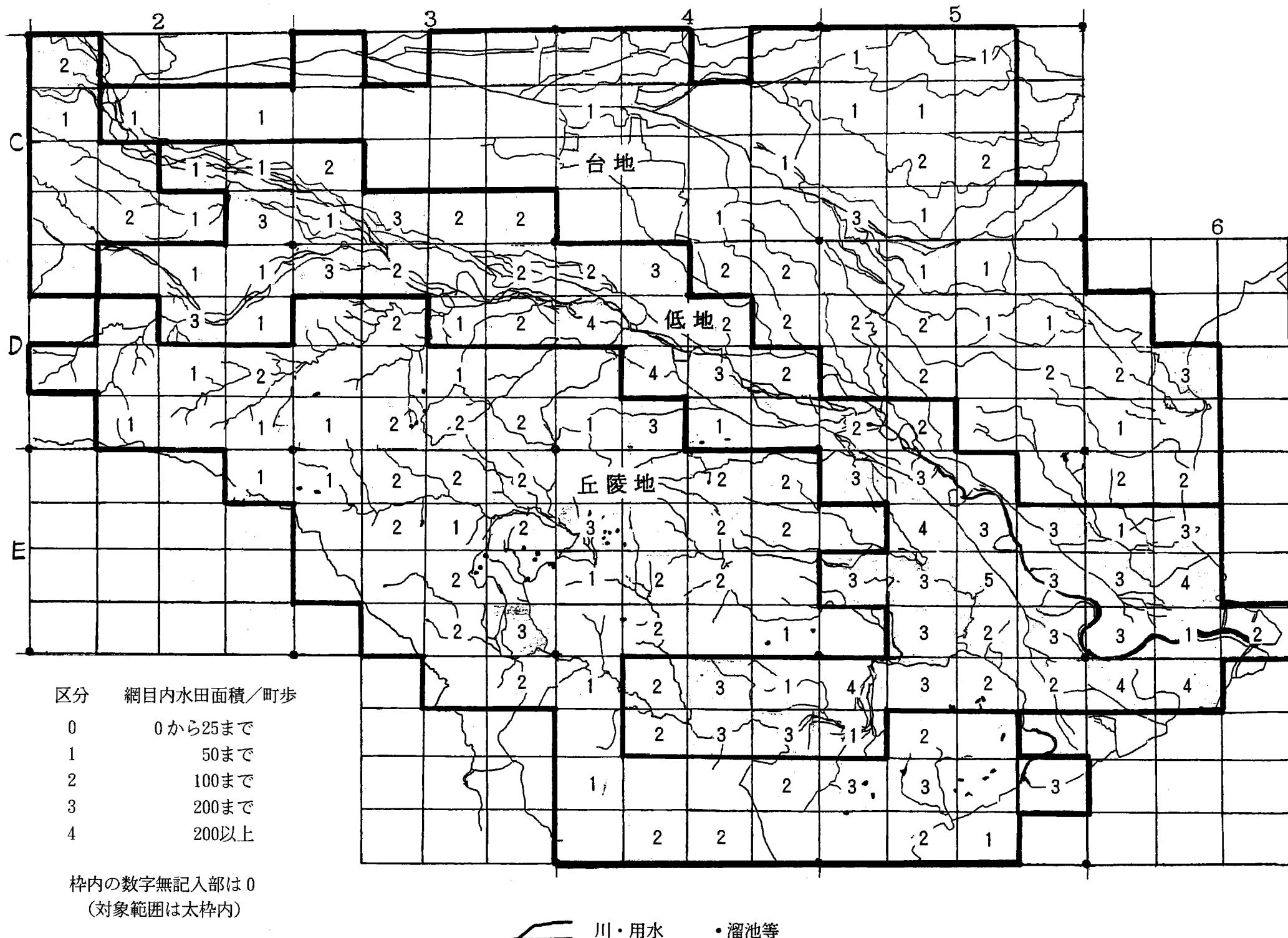
(網目の面積は約410町歩)

区分	河川低地	多摩丘陵	武蔵野台地	和、平均
網目数	62	83	63	208
総田積／町歩	6980	3300	1690	11970
(分率／%)	58	28	14	100)
平均面積、町／網目	113	40	27	58

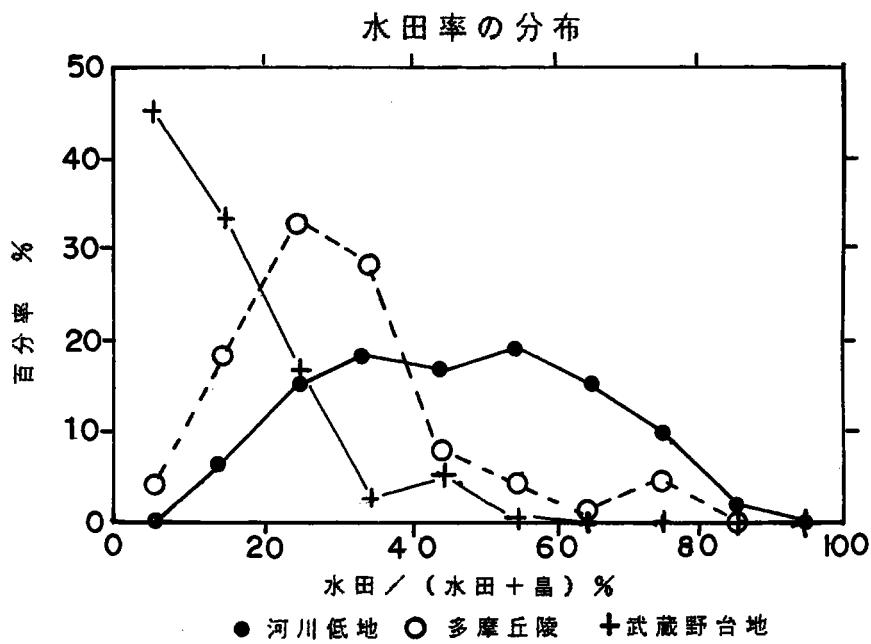
付2図 地域別の水田面積分布
土地区分ごと、水田面積の順に配列した。



付1-1図 水田分布の詳細



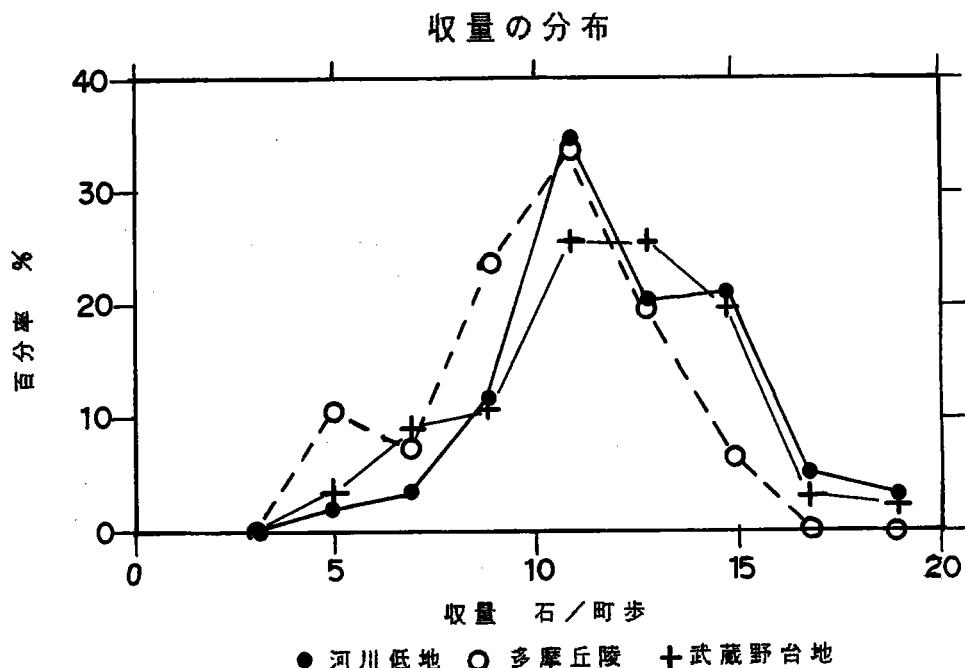
付1-2図 多摩川周辺地域の網目毎の水田面積分布



付3図 地域別の水田率分布

土地区分ごと、耕地に占める水田の面積百分率の順に網目の存在率を表す。

x軸、面積百分率は0~10%、10~20%、···と10%ずつ区切り、点を5、15···の位置に置く。



付4図 地域別の水田収量分布

土地区分ごと、米の町当収量の網目分布を表す。

たまがわりゅういき こだい すいでんけいかん けんきょう
「多摩川流域の古代における水田景観の研究」

(一般研究vol. 20、研究助成・B類No. 113)

著者 菅野雪雄

発行日 1999年3月31日

発行 財団法人 とうきゅう環境浄化財団
〒150-0002 渋谷区渋谷1-16-14
(渋谷地下鉄ビル内)

TEL (03)3400-9142

FAX (03)3400-9141